

事業概要

平成 25 年 版



東京二十三区清掃一部事務組合

事業概要

平成 25 年版

目次

| | |
|------------------------------------|---|
| 平成 25 年度 東京二十三区清掃一部事務組合 機構図 | 1 |
| 平成 25 年度 ごみ処理計画 | 2 |
| 平成 25 年度 し尿処理計画 | 3 |
| 平成 25 年度・平成 24 年度 歳入歳出当初予算比較(一般会計) | 4 |

I 循環型ごみ処理システムの推進

| | |
|------------------|---|
| 第 1 章 事業運営の理念・目標 | 5 |
| 第 2 章 清掃一組の計画 | 6 |
| 1 計画体系 | 6 |
| 2 経営計画 | 6 |
| 3 経営改革プラン 2009 | 7 |
| 4 一般廃棄物処理基本計画 | 8 |

II 23 区のごみ量

| | |
|------------------|----|
| 第 1 章 ごみ量と処理・処分量 | 13 |
| 1 ごみ量 | 13 |
| 2 ごみの処理・処分量 | 14 |
| 第 2 章 ごみの組成分析 | 15 |

III 事業内容

| | |
|------------------------------|----|
| 第 1 章 ごみの中間処理・し尿等の処理 | 17 |
| 1 ごみ処理の流れ | 17 |
| 2 廃棄物の搬入調整 | 22 |
| 3 し尿等の処理の流れ | 25 |
| 第 2 章 「循環型ごみ処理システム」の推進に向けた施策 | 27 |
| 1 ごみ処理過程における資源・エネルギー回収 | 27 |
| 2 ごみ処理過程における環境対策 | 31 |
| 3 最終処分量の最少化 | 37 |
| 第 3 章 施設整備 | 39 |
| 1 施設整備の概要 | 39 |
| 2 建設協議会 | 45 |
| 第 4 章 広報・広聴・情報公開・国際協力 | 47 |
| 1 施設見学 | 47 |
| 2 情報提供 | 47 |
| 3 広聴事業 | 48 |
| 4 情報公開 | 48 |
| 5 国際協力事業 | 48 |
| 6 区民との意見交換会 | 50 |

IV 事業推進体制

| | |
|-------------|----|
| 第 1 章 組織・人員 | 51 |
| 1 組織 | 51 |
| 2 議決機関 | 51 |

目次

| | | |
|-----|-----------|----|
| 3 | 執行機関 | 52 |
| 4 | 分掌事務 | 52 |
| 5 | 附属機関 | 52 |
| 6 | 人員 | 53 |
| 第2章 | 施設 | 55 |
| 1 | 施設 | 55 |
| 2 | 運営協議会 | 55 |
| 第3章 | 人事管理 | 56 |
| 1 | 職員の構成、給与等 | 56 |
| 2 | 基本的人権の擁護 | 56 |
| 3 | 研修・人材育成 | 57 |
| 4 | 安全衛生管理 | 59 |

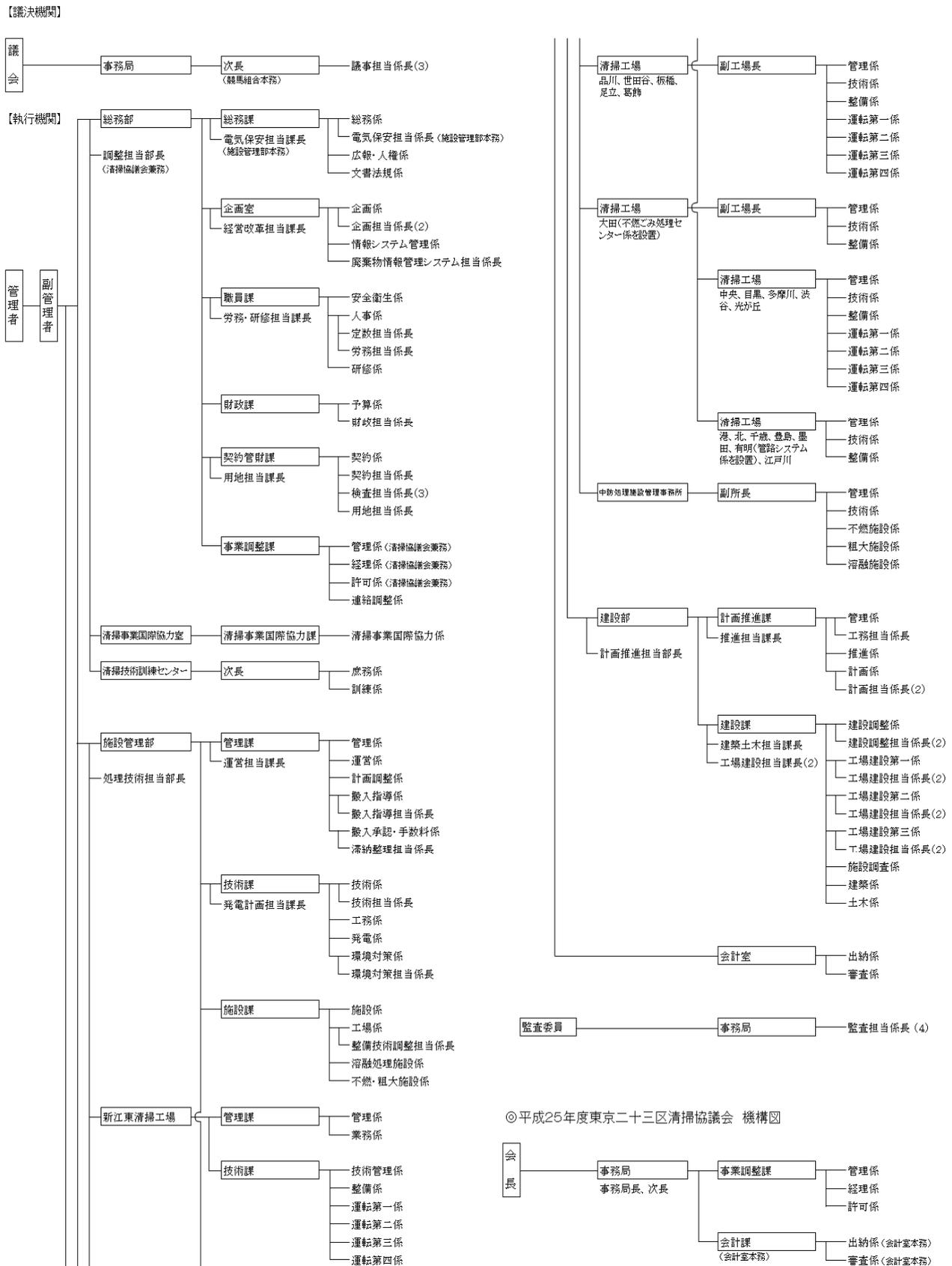
V 事業経費

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | 予算・決算 | 61 |
| 1 | 平成25年度予算の概要 | 61 |
| 2 | 平成25年度予算における主要事業の概要 | 62 |
| 3 | 平成23年度決算の概要 | 65 |
| 第2章 | 廃棄物処理原価 | 68 |
| 1 | 廃棄物処理原価 | 68 |
| 2 | 対象となる経費（処理処部門） | 68 |
| 3 | 対象となる廃棄物量（処理処部門） | 68 |
| 4 | 原価計算表 | 69 |

— 資料 —

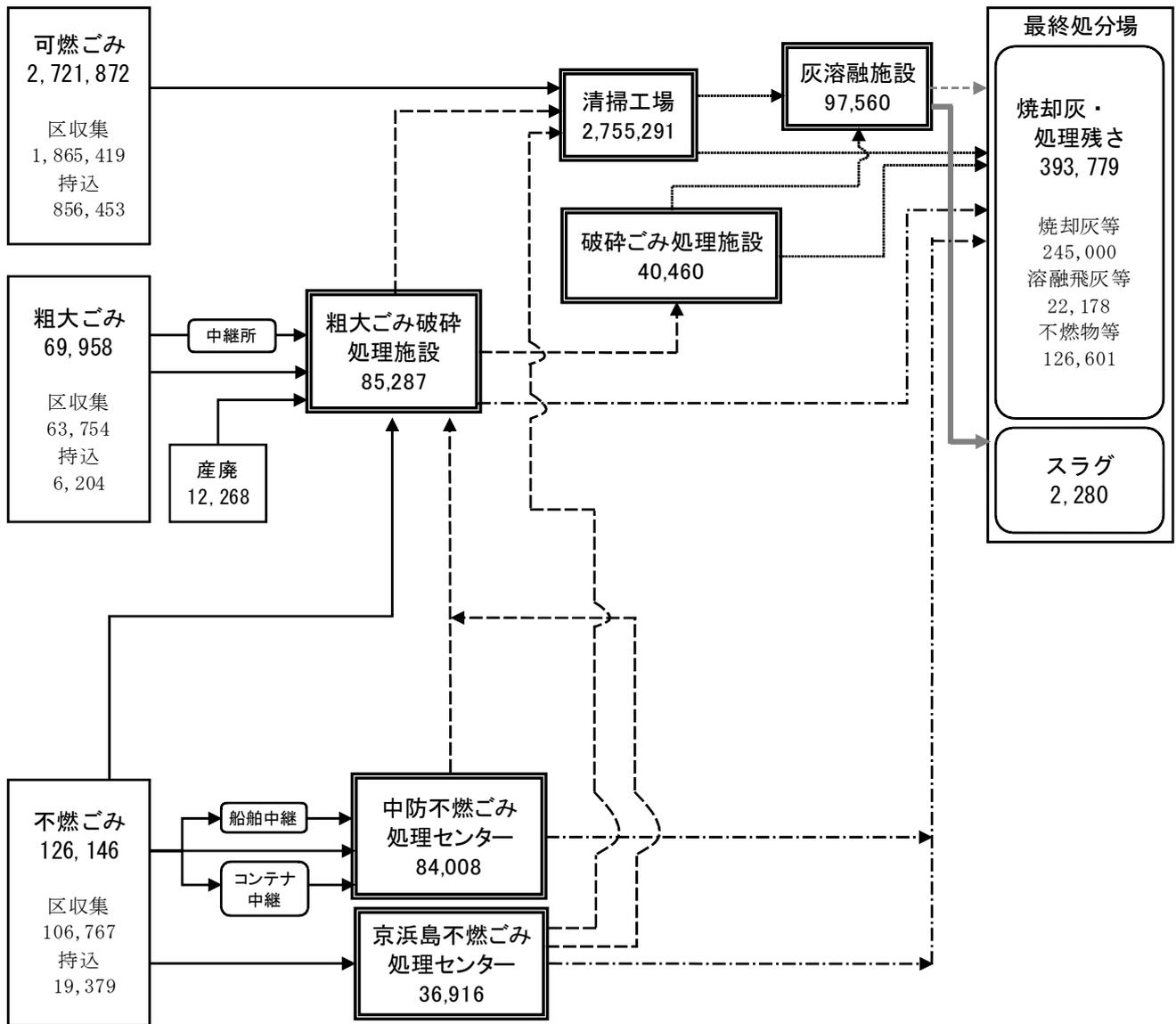
| | |
|--------------------------------|-----|
| ◆23区の清掃事業の役割分担（平成25年度） | 73 |
| ◆廃棄物・リサイクル関係法令の体系 | 74 |
| ◆清掃事業の23区への移管と清掃一組 | 75 |
| ◆東京二十三区清掃一部事務組合同規約 | 83 |
| ◆清掃一組分掌事務 | 85 |
| ◆東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例 | 88 |
| ◆廃棄物処理手数料の変遷 | 93 |
| ◆平成25年度一般廃棄物処理計画 | 94 |
| ◆平成25年度産業廃棄物受入計画 | 97 |
| ◆清掃工場一覧（表VI-1） | 99 |
| ◆灰溶融施設・不燃・粗大ごみ処理施設・し尿施設（表VI-2） | 100 |
| ◆平成24年度清掃施設見学者数（表VI-3） | 101 |
| ◆主な貸出し用資料（表VI-4） | 102 |
| ◆東京二十三区清掃一部事務組合事業史年表 | 103 |
| ◆東京二十三区清掃一部事務組合施設配置図 | 104 |

平成 25 年度 東京二十三区清掃一部事務組合機構図 (平成 25 年 4 月 1 日現在) (総務部総務課)



平成 25 年度 ごみ処理計画〈総務部企画室〉

単位：トン

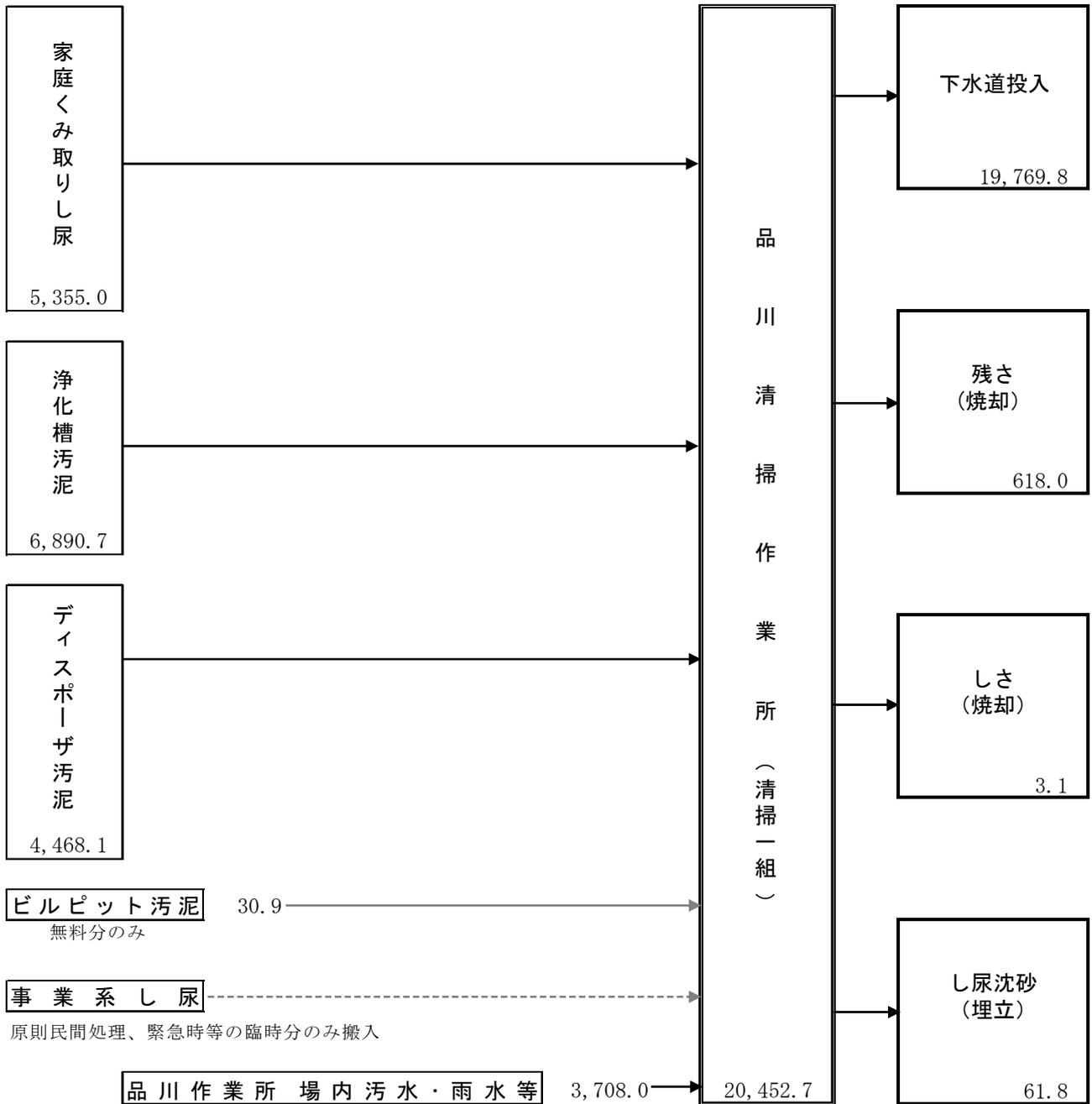


 は清掃一組施設
 ———▶ ごみ - - - -▶ 処理残さ等 ▶ 焼却灰等
 - · - · -▶ 不燃物等 - · - · -▶ 溶融飛灰等 ———▶ スラグ等

※ 売却分及び有効利用分は除く。

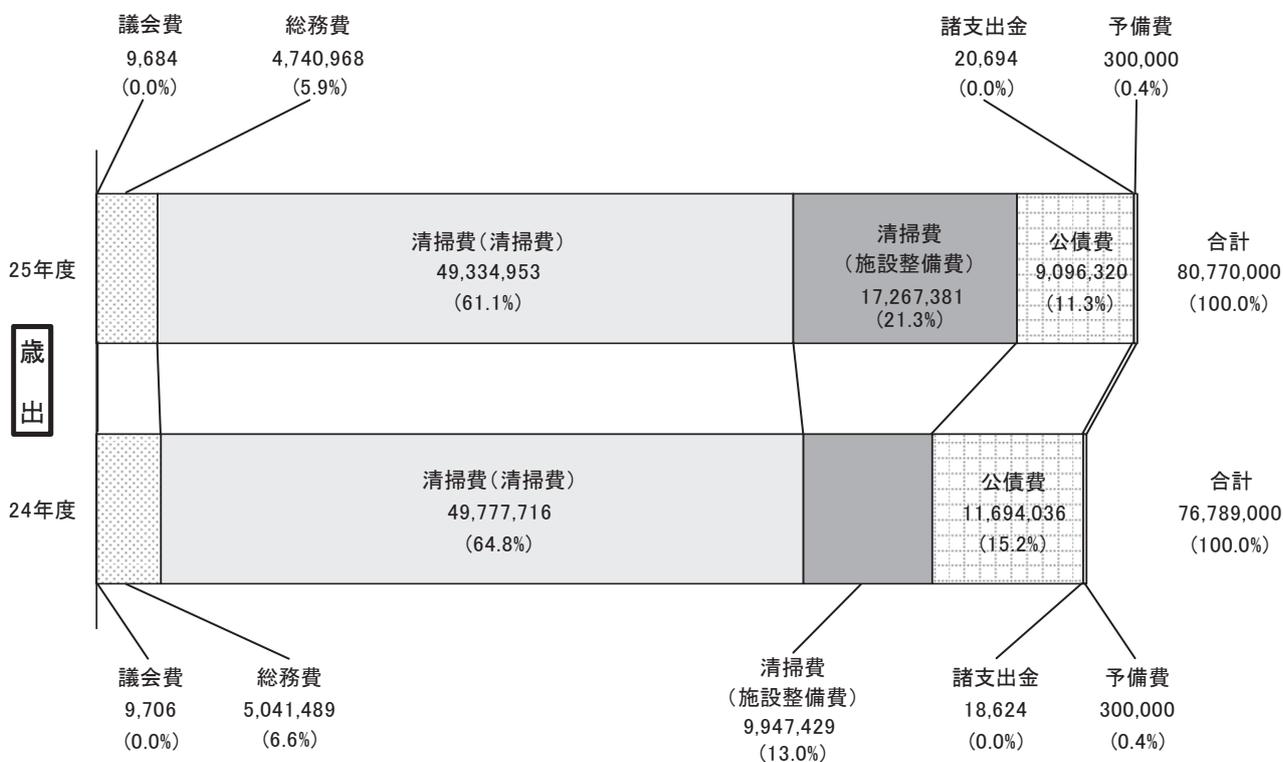
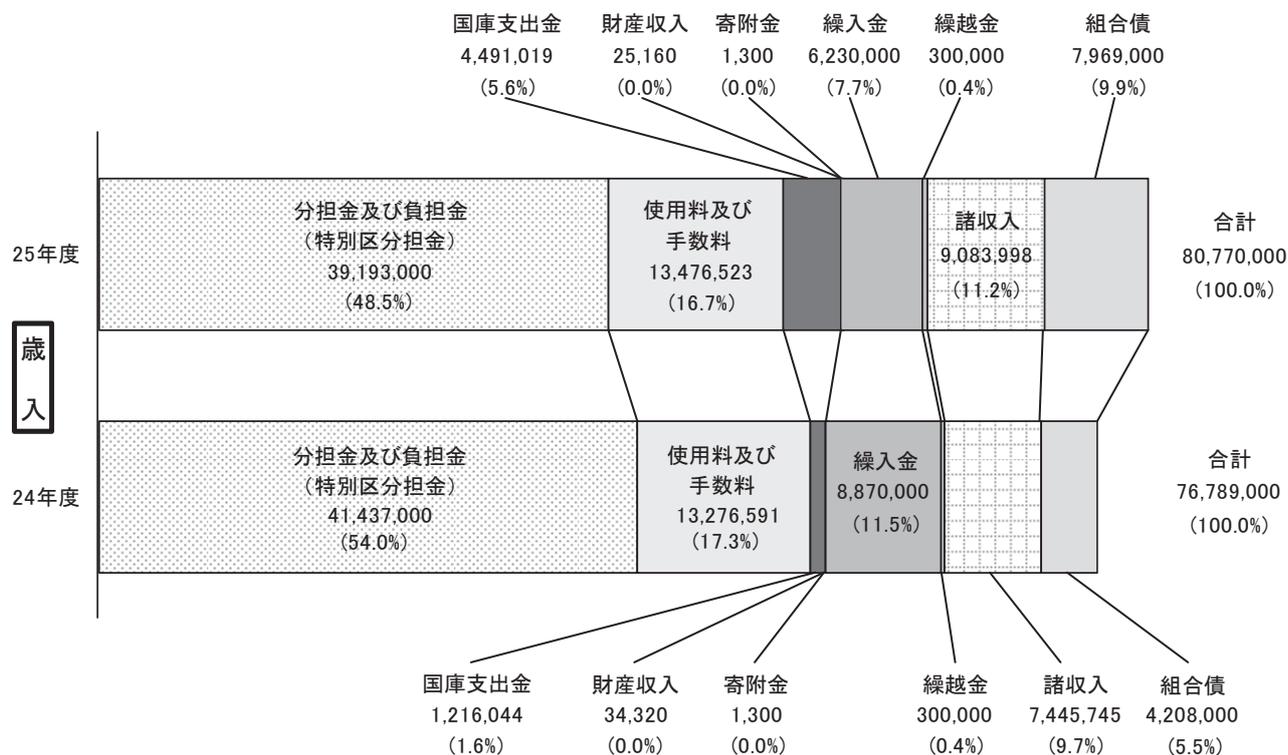
平成 25 年度 し尿処理計画〈総務部企画室〉

単位：トン



平成 25 年度・平成 24 年度 歳入歳出当初予算比較 (一般会計) <総務部財政課>

(単位：千円)



I 循環型ごみ処理システムの推進

第1章 事業運営の理念・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 清掃一組の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 1 章 事業運営の理念・目標〈総務部企画室〉

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、平成 12 年 4 月の設立以来、23 区から排出される廃棄物を安全かつ確実に処理するため、清掃工場での焼却処理を中心とした廃棄物処理及び施設の整備を進めてきた。

現在の廃棄物処理は、地球的規模の環境問題にも大きな影響を及ぼすことから、従来の廃棄物の適正な処理のみならず、地球環境を保全するための事業として重大な役割を担うことが求められている。

また、清掃一組は、23 区からごみの中間処理を負託された自治体として、より一層効率的・効果的な行政体制の確立を進めなければならない。

こうした状況を踏まえ、清掃一組では、経営方針となる「経営計画（平成 18 年 1 月策定）」に基づき、ごみの中間処理に関する事業内容をまとめた「一般廃棄物処理基本計画」と行財政計画となる「経営改革プラン 2009」を策定し、それぞれの施策を実施している。

清掃一組は、23 区の清掃事業の一翼を担うべく、循環型社会形成に向けた施策を一層推進するとともに、自治体経営の観点から、施策の達成状況を客観的に評価する仕組みを活用するなど、限りある財源の有効活用に向けた効率的・効果的な事業運営を進めていく。

第2章 清掃一組の計画〈総務部企画室〉

1 計画体系

清掃一組の各種計画の体系は下図のとおりである。

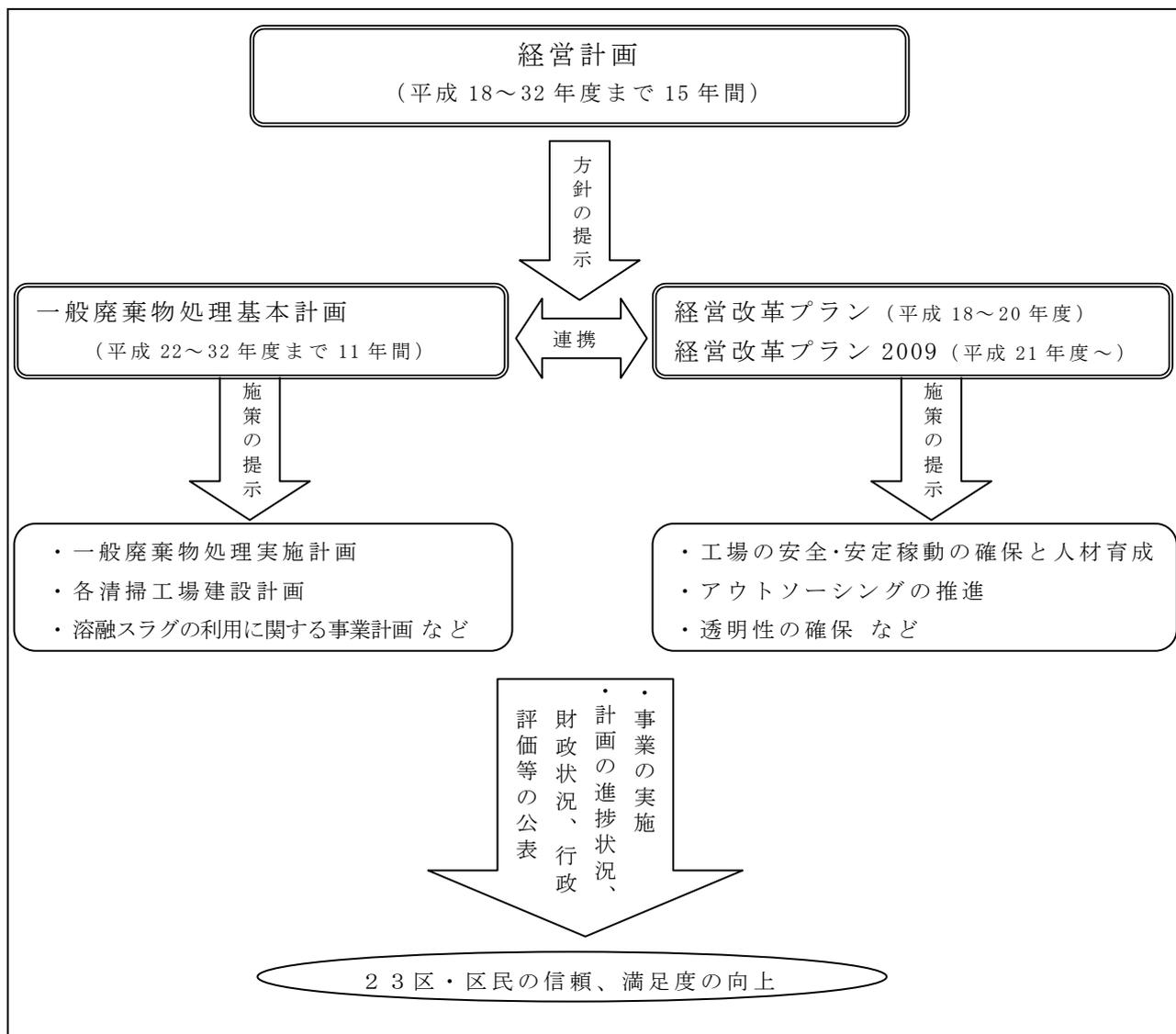


図 I - 1 清掃一組計画の体系図

2 経営計画

(1) 計画の性格

経営計画は、清掃一組の経営理念を示すとともに抜本的改革の指針を明らかにした中長期的計画である。

また、清掃一組の根幹事業である「ごみの中間処理」に関する事業内容を定めた「一般廃棄物処理基本計画」と行財政計画としての「経営改革プラン」を包括する上位の計画である。

(2) 計画期間

平成 18 年度から 32 年度までの 15 年間とする。

なお、計画はおおむね 5 年で見直しを図るほか、社会経済情勢の変化、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

表 I - 1 施策の体系

| 基本方針 | 施策の柱 |
|----------------------|---|
| 循環型社会づくりの一翼を担う清掃一組 | ①循環型ごみ処理システムの推進 ②信頼性の高い施設の計画的整備 |
| 安全で安定的な運営を担う清掃一組 | ①安全で安定的な工場運営の推進 ②技術力の維持・向上 |
| 効率的でスリムな経営を行う清掃一組 | ①効率的な工場運営に向けた組織づくり ②アウトソーシングの推進 ③効率的な行財政運営の推進 |
| 2 3 区との緊密な連携をめざす清掃一組 | ① 2 3 区の施策との連携 ②一組事業運営の透明性の確保 ③区民との連携 |

3 経営改革プラン2009

(1) 計画の性格

「経営改革プラン 2009」は、「経営計画」による経営理念を受け、引き続き行財政改革に取り組むとともに、安全で安定的な工場等の運営を実現していくための重点的取組を具体的に示すものである。

(2) 計画期間

平成 21 年度以降を計画期間とし、社会環境や事業ニーズ等の変化に柔軟に対応し、必要に応じて改定する。

表 I - 2 施策の体系

| 目標 | 重点施策 | 25 年度の取組項目 |
|------------------|---------------|--|
| 安全で安定的な管理運営 | 安全で確実な工場運営の推進 | ・計画的な維持・管理の推進 ・維持管理技術の向上 ・持込可燃ごみ適正搬入の徹底 ・多様な危機を想定した訓練等の実施 |
| | 技術力の維持・向上 | ・基幹となる職員の継続的な確保・育成 ・訓練センターの実践的訓練の充実 ・清掃技術に関する調査・研究の推進 |
| 行財政システムの改革 | 組織体制のスリム化 | ・清掃工場の委託の推進と委託管理の充実 ・組織・定数の見直し |
| | 行財政の見直し | ・総合評価落札方式の推進 ・売電収入等の安定的確保 ・適正な事務事業の遂行 |
| 2 3 区との連携と透明性の向上 | 2 3 区との連携・協調 | ・計画策定段階での 2 3 区の参画・意見反映 ・不適正搬入の未然防止 ・情報発信の充実 |
| | 区民理解の促進 | ・区民との意見交換会の開催 |

(3) 施策の進捗状況

当年度の取組内容については、半期終了時点で取りまとめ、進行管理を行う。前年度の取組内容については、検証を経た上で決算後に「経営改革プラン重点施策評価」として取りまとめ、その行政評価結果を翌年度以降の取組内容に反映させていく。

4 一般廃棄物処理基本計画

本計画は、平成 22 年 2 月に改定したものである。その概要は以下のとおりである。

(1) 計画の性格

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条の規定に基づき策定したものである。

また、「経営計画」の 4 つの柱のうち、「循環型社会づくりの一翼を担う清掃一組」の具体的な取組について定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は平成 22 年度から平成 32 年度までの 11 年間とした。

今後は国の「ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月）」を踏まえ、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

(3) 計画の主な内容

ア ごみ量予測

ごみ発生量については、家庭ごみの原単位（一人当たりごみ発生量）及び都内総生産成長率を低く見込み、更に排出抑制量についても、資源化率（リサイクル率）が向上すると見込んだことにより、計画最終年度で 288 万トンのごみ量を予測した。

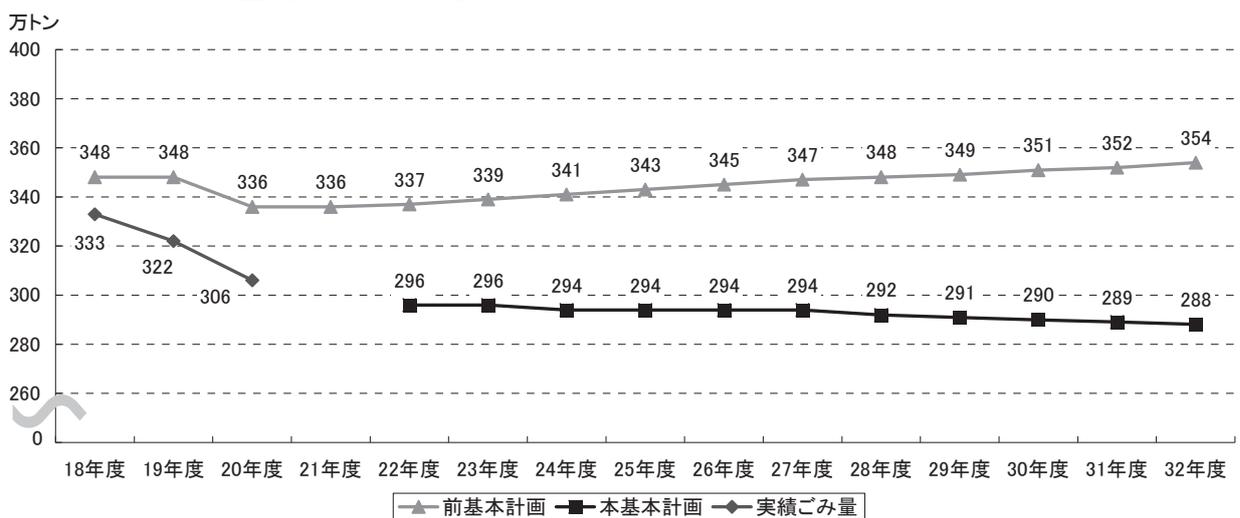


図 I - 2 ごみ量予測の各計画比較と実績ごみ量

イ 最終処分量

廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施により、最終処分量は、平成 17 年度の 83.2 万トンから平成 20 年度の 45.8 万トンに減少した。今後

は不燃ごみ等処理残さの焼却や主灰の全量溶融、飛灰等の資源化の推進により、計画最終年度で18.6万トンの最終処分量を推計した。

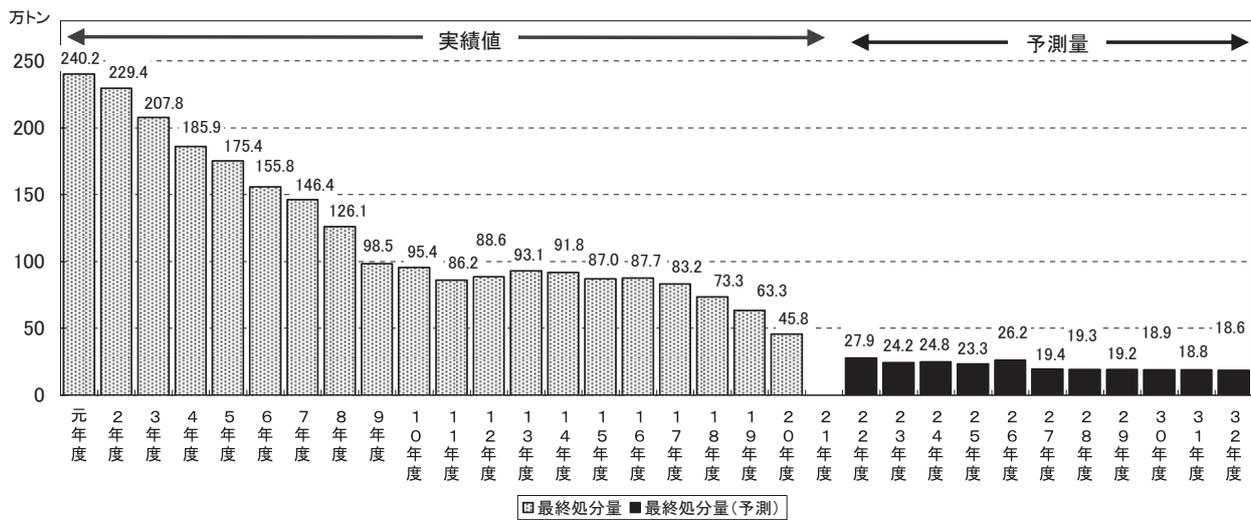


図 I - 3 最終処分量の実績と予測

ウ 施策体系

計画目標の「循環型ごみ処理システムの推進」の達成に向けて「効率的で安定した中間処理体制の確保」と「地球温暖化防止対策の推進」を新たに施策体系に追加し、安全で安定した施設運営、高効率発電や太陽光など自然エネルギーによる発電を推進することとした。

| 目標 | 施策 | 取組 |
|----------------|---------------------|---|
| 循環型ごみ処理システムの推進 | 1 効率的で安定した中間処理体制の確保 | (1) ごみ受入体制の拡充 (2) 安定稼働の確保 (3) 中間処理を担う人材の育成 (4) 運転管理等業務委託の推進 (5) 計画的な施設整備の推進 (6) ごみ処理技術の動向の把握 |
| | 2 環境負荷の低減 | (1) 環境保全対策 (2) 環境マネジメントシステムの活用 |
| | 3 地球温暖化防止対策の推進 | (1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 (緑化、風力、太陽光発電、雨水利用) |
| | 4 資源回収の徹底 | (1) ごみ処理過程での資源の選別回収 (2) 灰処理過程での資源回収 |
| | 5 最終処分場の延命化 | (1) 焼却灰の全量処理 (主灰の全量溶融・飛灰の脱塩処理等) (2) 破碎処理残さの埋立処分量削減 |

図 I - 4 施策の体系図

エ 焼却灰処理

灰の発生量は、これまで焼却したごみ量に対して約10%（重量比）としていたが、実績から8%に見直した。また、耐火物補修費用やエネルギー消費量などの削減を図るため、飛灰と主灰の混合溶融を見直し、主灰の単独溶融を進める。

オ 施設整備計画

(ア) 可燃ごみ処理施設

- ・ ごみの季節変動や短期的な変動を踏まえて、焼却余力を12%確保することとした。
- ・ ごみ量が減少する予測にあわせ整備計画を見直し、焼却能力に余裕が発生した場合には、必要な焼却余力を確保した上で、地域バランスを考慮し、湾岸地域の工場の整備計画変更などで焼却能力を絞ることとした。
- ・ 本計画期間内では、中防の破碎ごみ処理施設を廃止するほか、大田清掃工場第一工場の建替時期を今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとした。

| 清掃工場名、規模等 | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|------|------|------|----------|----------|------|------|------|
| 工場名 | 現行規模 | | | | | | | | | | | |
| 練馬 | 300トン×2炉 | 250トン×2炉 | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 杉並 | 300トン×3炉 | 28 | 29 | 300トン×2炉 | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 光が丘 | 150トン×2炉 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 150トン×2炉 | | | | |
| 大田 | 第一 | 200トン×3炉 | 21 | 22 | 23 | 24 | 休止 | | | | | |
| | 第二 | 200トン×3炉 | 300トン×2炉 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 目黒 | 300トン×2炉 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 300トン×2炉 | | | |
| 破碎処理 | 180トン×1炉 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 解体 | | | | |

 解体前清掃期間(枠内数字なし)

 工事期間(解体工事、建設工事、試運転を含んだ期間)【枠内は更新後の規模】

図 I - 5 可燃ごみ処理施設の整備スケジュール

(イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

- ・ 不燃ごみの減少と不燃ごみの性状が粗大ごみに近くなったことから、不燃ごみと粗大ごみの共通処理を進め、既存の4施設を2施設（中防不燃第二プラント、京浜島不燃ごみ処理センター）に集約し、2施設（中防不燃第一プラント、粗大ごみ破碎処理施設）を廃止し経費の節減を図る。

| 処理施設名、規模 | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------------|-----------|------|------|--------|------|------|------|--------|-------|------|-------|------|
| 施設名 | 現行規模 | | | | | | | | | | | |
| 中防不燃ごみ処理センター第一プラント | 33トン/h×2基 | 廃止 | 解体 | ←..... | | | | ① | | | | |
| 中防不燃ごみ処理センター第二プラント | 48トン/h×2基 | 14 | 改造 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 8トン/h×4基 | 改造 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 粗大ごみ破碎処理施設 | 27トン/h×2基 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 解体 | ←..... | | ② | | |

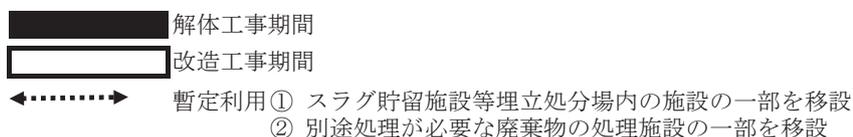


図 I - 6 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設整備スケジュール

(ウ) 灰溶融施設

- ・ 大田清掃工場に併設する予定でいた灰溶融施設については、ごみ量予測の見直しや灰の発生率の見直しを踏まえて、今後改めて検討することとした。

(4) 生活排水処理基本計画

23区における下水道普及率は、概成100%となっており、し尿を含む生活排水は、原則として公共下水道によって処理されている。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、23区が収集・運搬を行い、清掃一組が管理する下水道投入施設において、固形物等を除去するなどして、下水道に投入している。

また、し尿混じりのビルピット汚泥などについては、一般廃棄物処理業者が処理することを原則とする。

本計画の計画期間は、「一般廃棄物処理基本計画」と同様、平成32年度までとし、必要に応じて見直しを行う。

Ⅱ 23 区のごみ量

第1章 ごみ量と処理・処分量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2章 ごみの組成分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 ごみ量と処理・処分量〈総務部事業調整課〉

1 ごみ量

平成24年度における23区のごみ量（区収集及び持込）は、2,830,538トンで、前年度と比較して、量にして約1.1万トン、率にして0.4%の減少である。23区のごみ量は、平成14年度以降は徐々に減少している。

また、平成20年度から、23区全域で廃プラスチックのサーマルリサイクルが本格実施されたことに伴い、平成20・21年度は、可燃ごみ量の増、不燃ごみ量の大幅減という影響が見られたが、平成22年度以降は、可燃・不燃ごみともに、再び小幅な減少傾向で推移している。

表Ⅱ-1 ごみ量の推移

(単位：t)

| 年度 | 合計 (a)+(b) | 区収集計 (a) | 区 収 集 | | | | 持 込 (b) | 資源回収 |
|----|---------------|-------------|-----------|---------|-------|--------|------------|---------|
| | | | 可 燃 | 不 燃 | 管 路 | 粗 大 | | |
| 12 | 3,501,053 | 2,412,337 | 1,827,565 | 514,296 | 5,349 | 65,127 | 1,088,716 | 344,577 |
| 13 | 3,523,757 | 2,380,309 | 1,807,034 | 514,849 | 5,364 | 53,062 | 1,143,448 | 363,746 |
| 14 | 3,500,739 | 2,336,048 | 1,763,369 | 516,094 | 5,157 | 51,428 | 1,164,691 | 354,385 |
| 15 | 3,487,717 | 2,332,322 | 1,751,857 | 521,692 | 5,109 | 53,664 | 1,155,395 | 328,855 |
| 16 | 3,403,483 | 2,270,000 | 1,687,661 | 525,529 | 4,778 | 52,032 | 1,133,483 | 324,739 |
| 17 | 3,389,616 | 2,242,988 | 1,670,610 | 512,260 | 4,920 | 55,198 | 1,146,628 | 331,695 |
| 18 | 3,333,618 | 2,209,111 | 1,640,836 | 507,287 | 4,461 | 56,527 | 1,124,507 | 336,338 |
| 19 | 3,222,876 | 2,126,000 | 1,631,876 | 433,431 | 4,158 | 56,534 | 1,096,876 | 330,377 |
| 20 | 3,057,973 | 2,030,690 | 1,787,754 | 184,132 | 4,285 | 54,519 | 1,027,283 | 337,996 |
| 21 | 2,947,255 | 1,971,257 | 1,822,598 | 88,763 | 4,043 | 55,853 | 975,998 | 349,881 |
| 22 | 2,876,434 | 1,941,924 | 1,791,080 | 88,314 | 3,759 | 58,770 | 934,511 | 337,172 |
| 23 | 2,841,435 | 1,927,220 | 1,780,256 | 80,917 | 3,841 | 62,206 | 914,215 | 337,014 |
| 24 | 2,830,538 | 1,893,490 | 1,753,545 | 74,150 | 3,831 | 61,965 | 937,049 | - |

- 注) 1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 2 資源回収量は分別回収・拠点回収の合計量である。
 3 特定家庭用機器再商品化法に基づき、平成13年4月からエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が、平成16年4月から冷凍庫が、平成21年4月からテレビ（液晶式・プラズマ式）及び衣類乾燥機が粗大ごみの収集対象外となった。また、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、平成15年10月から家庭系パソコンが粗大ごみの収集対象外となった。
 4 平成23年度の災害廃棄物は1,550.64トン、平成24年度の災害廃棄物は23,861.11トンである（表中のごみ量には含まない。）。

2 ごみの処理・処分量

表Ⅱ－2 ごみの処理・処分量の推移（清掃一組処理施設で処理したもの）

（単位：t）

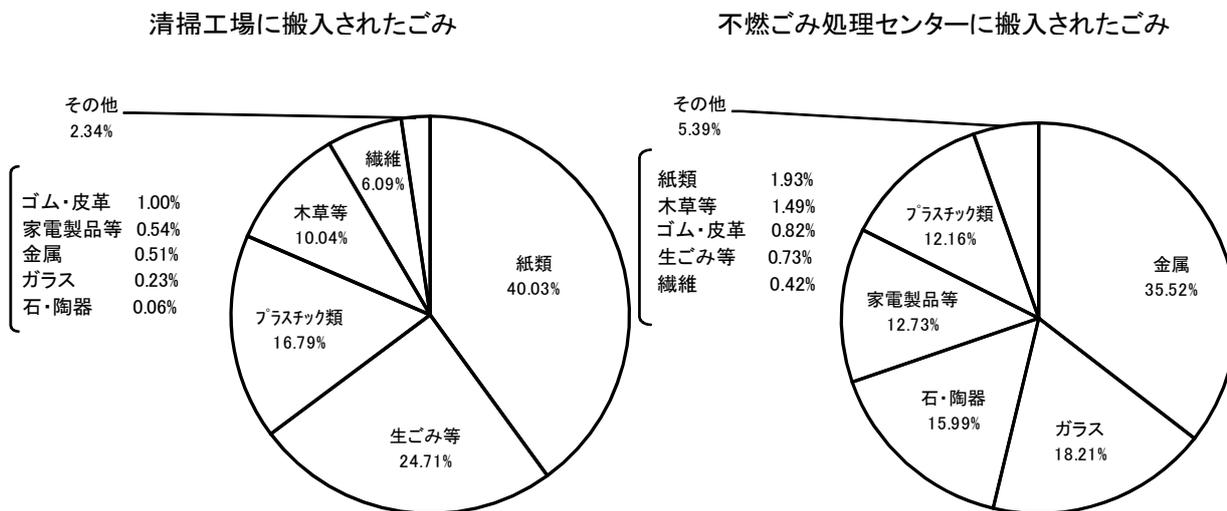
| 年度 | 処 理 量 | | | | 処 分 量 | | | 資源化 | |
|----|-----------|---------|----------|-------|-----------|------------|------------|---------|---------|
| | 焼却処理 | | 破碎・減容積処理 | | 合計 | 焼却残さ 埋立 | 処理残さ 埋立 | | 合計 |
| | 直接搬入 | 処理残さ | 直接搬入 | 処理残さ | | | | | |
| 12 | 2,862,805 | 119,515 | 665,583 | 1,143 | 3,649,046 | 353,888 | 499,431 | 853,319 | 51,036 |
| 13 | 2,882,915 | 130,041 | 689,948 | 1,077 | 3,703,981 | 368,238 | 537,426 | 905,664 | 40,785 |
| 14 | 2,862,822 | 152,966 | 700,195 | 654 | 3,716,637 | 333,913 | 536,966 | 820,879 | 34,801 |
| 15 | 2,844,304 | 157,072 | 689,764 | 807 | 3,691,947 | 310,891 | 509,955 | 820,846 | 31,784 |
| 16 | 2,763,455 | 170,211 | 683,944 | 1,370 | 3,618,980 | 305,816 | 521,218 | 827,034 | 36,022 |
| 17 | 2,761,512 | 161,844 | 665,762 | 1,794 | 3,590,912 | 281,488 | 511,564 | 793,052 | 34,144 |
| 18 | 2,717,582 | 160,721 | 658,663 | 1,841 | 3,538,807 | 254,845 | 472,732 | 727,577 | 84,910 |
| 19 | 2,687,392 | 135,333 | 562,512 | 1,710 | 3,386,947 | 217,860 | 410,817 | 628,676 | 105,854 |
| 20 | 2,776,035 | 54,709 | 302,272 | 758 | 3,133,775 | 219,677 | 233,949 | 453,625 | 121,062 |
| 21 | 2,766,494 | 51,988 | 193,099 | 1,646 | 3,013,227 | 225,633 | 131,243 | 356,876 | 126,017 |
| 22 | 2,697,902 | 52,915 | 188,276 | 992 | 2,940,085 | 228,207 | 124,869 | 353,076 | 110,476 |
| 23 | 2,671,009 | 56,513 | 179,938 | 1,084 | 2,908,544 | 293,022 | 120,975 | 413,997 | 63,894 |

- 注) 1 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- 2 区収集ごみ及び持込ごみのほか、し尿処理残さ、中小企業対策として政策的に受け入れている産業廃棄物等、処理施設に直接搬入された廃棄物を含む（災害廃棄物は除く）。
- 3 資源化量は鉄・アルミニウム等回収量及びスラグ有効利用量（平成18年度から計上）の合計である。

第2章 ごみの組成分析〈施設管理部技術課〉

ごみの組成は、経済活動や生活様式などを反映している。

ごみ組成調査の結果は、合理的なごみ処理を進めていくために、排出状況を把握し、処理施設の設計、維持管理、公害対策、資源化等の基礎資料として、活用している。



(平成24年度清掃工場等搬入先ごみ性状調査報告書をもとに作成)

図Ⅱ－1 ごみの組成 (平成24年度)

表Ⅱ－3 ごみの組成一覧 (年度別)

清掃工場に搬入されたごみの組成一覧 (単位: %)

| 年度 | 紙類 | 生ごみ等 | プラスチック類 | 木草等 | 繊維 | その他 |
|----|-------|-------|---------|-------|------|------|
| 22 | 41.06 | 23.16 | 16.76 | 10.95 | 5.78 | 2.29 |
| 23 | 39.64 | 26.47 | 16.10 | 9.52 | 6.33 | 1.94 |
| 24 | 40.03 | 24.71 | 16.79 | 10.04 | 6.09 | 2.34 |

不燃ごみ処理センターに搬入されたごみの組成一覧 (単位: %)

| 年度 | 金属 | ガラス | 石・陶器 | 電気製品等 | プラスチック類 | その他 |
|----|-------|-------|-------|-------|---------|------|
| 22 | 36.99 | 15.64 | 15.50 | 14.53 | 11.21 | 6.13 |
| 23 | 32.38 | 17.55 | 17.94 | 14.28 | 11.43 | 6.42 |
| 24 | 35.52 | 18.21 | 15.99 | 12.73 | 12.16 | 5.39 |

Ⅲ 事 業 内 容

第 1 章 ごみの中間処理・し尿等の処理・・・・・・・・・・ 17

第 2 章 「循環型ごみ処理システム」の推進に向けた施策・・・・・・・・ 27

第 3 章 施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第 4 章 広報・広聴・情報公開・国際協力・・・・・・・・・・・・ 47

第1章 ごみの中間処理・し尿等の処理

1 ごみ処理の流れ

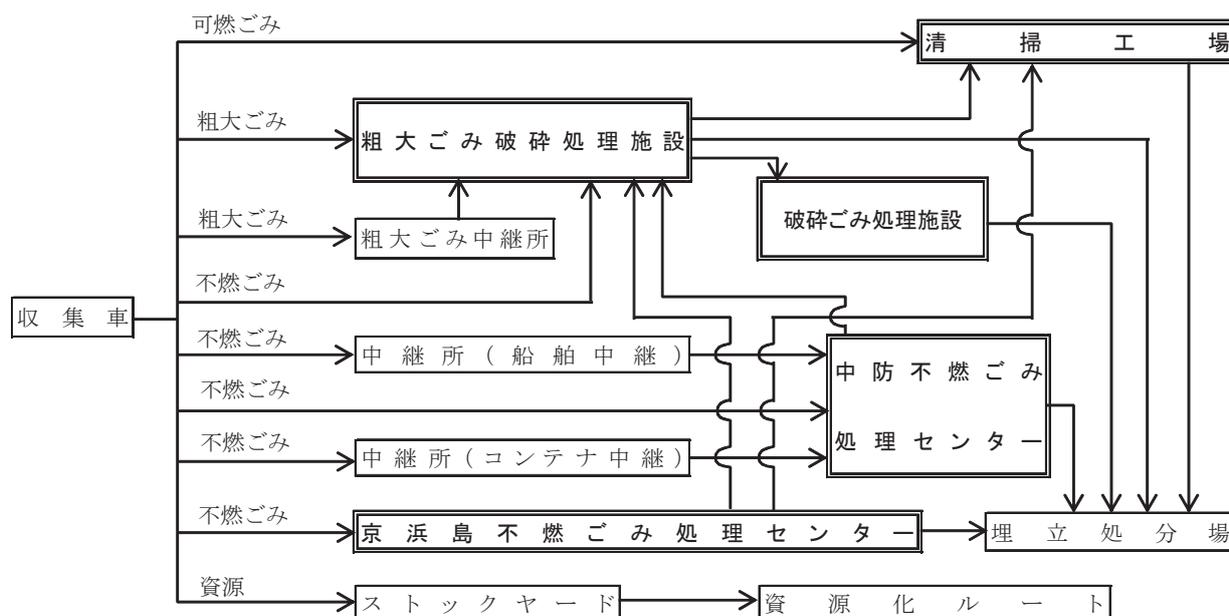
(1) ごみの収集・運搬〈施設管理部管理課〉

ごみの収集・運搬は、23区がそれぞれ行っている。

可燃ごみについては、清掃工場を23区内に分散して配置しているため、安定かつ効率的な運搬体制が確保されている。これに対し、不燃ごみ・粗大ごみは処理施設が限られていることから、輸送効率の向上を図るため、不燃ごみについては、処理施設への直送だけでなく、河川・運河に面した2船舶中継所（堀船、三崎町）と内陸部の2コンテナ中継所（葛飾、新宿）において、船舶やコンテナ中継車に積替輸送もしている。

また、粗大ごみについても同様に、処理施設への直送だけでなく、小型ダンプ車により原形のまま収集されたものを、破碎・圧縮機能を持った中型プレス車に積み替えて輸送している。

資源は、ストックヤードを経て資源化ルートに乗せている。



※ は清掃一組所管

※ 灰溶融施設（板橋、多摩川、足立、品川、葛飾、世田谷、中防）は図から省略してある。

図Ⅲ－1 ごみの輸送経路

(2) 可燃ごみの処理〈施設管理部管理課〉

可燃ごみを焼却することにより、衛生的な環境を維持し、かつ埋立処分量を削減できる。

また、清掃工場では、焼却時に発生する熱エネルギーを利用して熱供給や発電を行っている。

平成 25 年 4 月現在稼動している清掃工場は、19 工場である（99 ページ、表 VI - 1 参照）。平成 24 年度のごみ処理量は約 270 万トンであった。

表 III - 1 決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 27,554,579,492円 | 28,015,210,078円 | 26,763,605,593円 |

注 平成 21 年度及び平成 22 年度は埋立処分委託経費を含む。

<平成 23 年度決算額（溶融処理経費を含む）の主な内訳>

- ◆焼却作業管理 6,453,563,636 円
可燃ごみの中間処理作業経費
- ◆焼却技術管理 3,081,811,362 円
清掃工場の環境対策等に要した経費
- ◆焼却施設管理 16,237,735,394 円
清掃工場の中間点検、定期点検、修繕及び運転管理委託に要した経費

表 III - 2 処理量

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度（速報） |
|-------------|-------------|-------------|
| 2,713,827トン | 2,696,396トン | 2,704,979トン |

注 平成 23、24 年度は災害廃棄物を含まない。

（3）不燃ごみの処理〈施設管理部施設課〉

不燃ごみは、中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで破砕・減容化するなどの中間処理を行い、鉄・アルミニウムは選別して資源化し、できる限り量を少なくした後、埋立処分している。

不燃ごみ処理センターは、不燃ごみを破砕したのち、磁気及びふるいにより、鉄・アルミニウム、不燃物、その他ごみ(※)等に選別する施設である。

不燃ごみ処理センターで選別した鉄・アルミニウムは売却し（30 ページ参照）、不燃物及びその他ごみについては埋立処分している。

※「その他ごみ」とは、破砕した不燃ごみから鉄・アルミニウムを選別し、更に陶磁器くず等の不燃物を除去した後に残ったものをいう。

表 III - 3 中防不燃ごみ処理センター決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|----------------|----------------|
| 2,282,299,887円 | 1,970,338,134円 | 1,845,696,244円 |

注 平成 21 年度及び平成 22 年度は埋立処分委託経費を含む。

表 III - 4 京浜島不燃ごみ処理センター決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|----------------|--------------|
| 1,207,881,219円 | 1,036,583,659円 | 981,885,798円 |

注 平成 21 年度及び平成 22 年度は埋立処分委託経費を含む。

表Ⅲ－５ 中防不燃ごみ処理センター処理量

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度（速報） |
|----------|----------|------------|
| 84,714トン | 77,556トン | 70,020トン |

表Ⅲ－６ 京浜島不燃ごみ処理センター処理量

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度（速報） |
|----------|----------|------------|
| 24,935トン | 23,110トン | 21,449トン |

（４） 粗大ごみの処理〈施設管理部施設課〉

粗大ごみは、中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎・減容化等の中間処理を行っている。

この施設には、区収集粗大ごみのほか廃材などの可燃系持込粗大ごみが搬入される。搬入された粗大ごみは破碎処理を行い、処理過程で回収される鉄は売却をしている。（30ページ参照）

破碎処理をした粗大ごみ（破碎ごみ）のうち可燃系のものは、破碎ごみ処理施設及び清掃工場に搬送して焼却処理している。また不燃系の破碎ごみは、これまで埋立処分をしていたが、最終処分量の削減のため、金属などの不燃物を取り除き、焼却可能な状態にして、破碎ごみ処理施設及び清掃工場にて焼却処理することとした。各施設での試行を経て平成25年4月から本格実施している。

表Ⅲ－７ 粗大ごみ破碎処理施設決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------|----------------|----------------|
| 1,858,104,769円 | 1,730,596,547円 | 1,576,278,720円 |

注 平成21年度及び平成22年度は埋立処分委託経費を含む。

表Ⅲ－８ 破碎ごみ処理施設決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| 709,734,364円 | 745,917,991円 | 802,740,240円 |

注 平成21年度及び平成22年度は埋立処分委託経費を含む。

表Ⅲ－９ 粗大ごみ破碎処理施設処理量

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度（速報） |
|----------|----------|------------|
| 79,619トン | 80,508トン | 79,573トン |

表Ⅲ－10 破碎ごみ処理施設処理量

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度（速報） |
|----------|----------|------------|
| 36,990トン | 30,974トン | 34,369トン |

(5) 焼却灰の溶融〈施設管理部施設課〉

清掃一組では、焼却灰を溶融処理し、灰中のダイオキシン類や重金属等を無害するとともに、生成物である溶融スラグの有効利用(※)を促進するなど、最終処分場の延命化や環境負荷の低減に向けて取り組んでいる。

現在、板橋清掃工場、多摩川清掃工場、足立清掃工場、品川清掃工場、葛飾清掃工場、世田谷清掃工場には灰溶融施設が併設され稼働している。また、中防灰溶融施設は、清掃工場との併設施設ではなく、単独施設として稼働している。多摩川清掃工場を除く灰溶融施設には、清掃一組内の他の清掃工場で発生した焼却灰を受け入れ、処理している。世田谷清掃工場のガス化溶融炉は、ガス化炉で熱分解によりごみをガスとチャー（すす）にした上で、燃焼溶融炉で灰分を溶融スラグにしている。

一方で、清掃一組は平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴う電力の逼迫や放射能問題などの課題への対応を求められた。こうした状況を踏まえ、清掃一組では、今後の灰溶融施設の運営方針をスラグの利用量に見合った操業とした。この運営方針に基づき、平成27年度までに灰溶融施設を段階的に休止し、平成28年度以降は、多摩川清掃工場、葛飾清掃工場の2施設を稼働する計画とした。

※性状が砂に似ていることから、砂の代替材料として利用

(6) 事業系一般廃棄物の持込承認〈施設管理部管理課〉

事業者の事業活動に伴って特別区の区域内で発生した事業系一般廃棄物（可燃）を、排出した事業者自ら運搬又は許可業者に委託して運搬されたものを清掃一組処理施設で受け入れている。

持込みの頻度により継続持込みと臨時持込みとに分けられる。

継続持込みとは、事業者が定期的又は継続的（概ね1週間に1回以上）に清掃一組の処理施設への持込みを行う場合で、清掃一組（搬入承認・手数料係）に申請の上、事前承認を受け、あらかじめ定められた搬入計画に従い搬入する。承認時、事業者には一般廃棄物継続持込承認カード（ICカード）を交付する。処理手数料の納入は、1か月単位が原則である。

臨時持込みについては、清掃事務所が書類と廃棄物の内容を事前確認し、清掃一組の処理施設で申請書を受理の上承認し、手数料とともに受け入れている。

表Ⅲ－11 持込承認件数内訳

| 項目 | H22.4.1現在 | H23.4.1現在 | H24.4.1現在 | H25.4.1現在 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 継続持込み承認件数（件） | 785 | 753 | 738 | 724 |
| 内 自己持込業者（件） | 280 | 255 | 251 | 244 |
| 訳 許可業者（件） | 505 | 498 | 487 | 480 |
| 承認車両台数（台） | 2,624 | 2,584 | 2,576 | 2,564 |

(7) 産業廃棄物の受入れ〈施設管理部管理課〉

産業廃棄物の中間処理及び最終処分は、本来排出事業者が自らの責任において行うものであり、事業者が自ら又は許可事業者に委託する等の方法で中間処理・最終処分を行うことが原則である。しかしながら、事業者が自ら施設を設置することが困難な場合、適正処理確保の観点から公共による処理対策が一定の範囲で必要となる。

清掃一組では、中小企業者が排出する産業廃棄物のうち、紙くず・木くず・繊維くず（特定の事業活動に伴って排出されるもの）を清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に受け入れる制度を設けている。

搬入するに当たって、排出事業者は事前に搬入申請をする必要がある。清掃一組では、産業廃棄物の排出量、種類等に関する受入基準を設けており、基準を満たすものに限り受け入れることとしている。（97～98 ページ参照）

(8) 最終処分

清掃一組で中間処理した後の残さは、東京都が設置・管理する最終処分場（中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場）で埋立処分される。

しかし、最終処分場は限りある空間であり、都市化の進んだ23区部においては、将来新たな処分場を確保することは極めて困難である。

このため、清掃一組では中間処理過程において、最終処分量の最少化に向けた施策を進めている（37 ページ、「3 最終処分量の最少化」参照）。

表Ⅲ－12 埋立処分委託決算額

| |
|----------------|
| 平成23年度 |
| 2,565,840,996円 |

注 埋立処分委託経費は平成22年度まで埋立量に応じた従量費のみであり、可燃ごみ、不燃ごみ等のごみ種ごとに計上していた。平成23年度から固定費として排水処理経費が導入されたため、新たに固定費と従量費の内訳を載せることとした。

<平成23年度決算額の内訳>

- ◆排水処理経費 1,692,000,000 円
東京都が管理する埋立処分場の排水処理経費に係る負担分
- ◆ごみ焼却残灰等、不燃ごみ等埋立処分委託 873,840,996 円
焼却灰等、破碎ごみ等の埋立処分に要した経費

表Ⅲ－13 埋立処分量

| |
|-----------|
| 平成23年度 |
| 416,115トン |

2 廃棄物の搬入調整〈施設管理部管理課〉

(1) 搬入調整の概要

清掃一組の所管する中間処理施設は、建替え等により、年度ごとに稼動する処理施設数が変動する。また、定期点検等に伴う計画的な炉停止や、突発的な故障等により、各処理施設の受入可能量は常に変動する。

そこで、施設の稼動状況や地域性を踏まえた廃棄物の搬入先を迅速かつ適切に指示することにより、各区における円滑な収集運搬作業や施設の安定的な運営を確保するための搬入調整を行っている。

清掃一組の行う搬入調整業務には、大きく分けて以下の側面がある。

- ① 施設のごみバンク状況や焼却灰搬出状況等、日々の運営状況の把握やごみ排出量の季節的変動等の分析を踏まえた適切な焼却計画等を策定する。
- ② 各年度当初に策定した基本搬入計画に基づき週単位で搬入計画の調整を行い、各施設、各区、継続持込事業者等に、廃棄物の搬入先や搬入計画量を指示及び連絡する。

(2) 早朝・夜間・日曜・昼休み搬入

清掃工場では、繁華街等における街の美観の維持、イメージアップ等を目的に区や持込業者が行っている早朝収集、夜間収集、日曜収集に対応するとともに、清掃工場周辺の車両集中による道路交通の渋滞を緩和する目的で早朝・夜間及び日曜の搬入受付を実施している。

また、平成24年4月から、全清掃工場で昼休み搬入受付を実施している。

今後も必要に応じて、清掃工場等に搬入している各区や約700事業者の要望等を踏まえ、搬入受付時間や対象工場を拡大する等、柔軟な対応を図っていく。

表Ⅲ－14 早朝・夜間・日曜・昼休み搬入受付の実施内容（平成25年4月現在）
（早朝）

| 工場名 | 受付時間 | 当初開始時期 | 備考 |
|-----|-----------|----------|-------------|
| 大田 | 5:00～8:00 | 平成4年4月 | 平成24年度拡大 |
| 有明 | 5:00～8:20 | 平成6年7月 | 平成24年度拡大 |
| 墨田 | 5:00～8:00 | 平成10年2月 | 平成13年度拡大 |
| 足立 | 5:00～8:00 | 平成10年4月 | 平成16年度拡大 |
| 新江東 | 5:00～8:00 | 平成10年7月 | 平成13年度拡大 |
| 港 | 5:00～8:00 | 平成11年2月 | 平成13年度拡大 |
| 豊島 | 5:00～8:20 | 平成11年8月 | 平成13・23年度拡大 |
| 中央 | 5:00～8:00 | 平成13年6月 | 平成13年度新規 |
| 渋谷 | 5:00～8:20 | 平成14年4月 | 平成24年度拡大 |
| 板橋 | 5:00～8:00 | 平成14年10月 | 平成14年度新規 |
| 千歳 | 5:00～8:00 | 平成15年4月 | 平成15年度新規 |
| 品川 | 5:00～8:00 | 平成18年4月 | 平成18年度新規 |
| 世田谷 | 5:00～8:00 | 平成21年6月 | 平成21年度新規 |

(夜間)

| 工場名 | 受付時間 | 当初開始時期 | 備考 |
|-----|-------------|--------|----|
| 大田 | 16:30~21:45 | 平成4年3月 | |

(日曜)

| 工場名 | 受付時間 | 当初開始時期 | 備考 |
|-----|---------------------------|---------|-------------|
| 新江東 | 7:00~8:00 | 平成11年9月 | 平成13・24年度拡大 |
| 品川 | 8:20~12:00 13:00~15:45 | 平成18年4月 | 平成24年度拡大 |

(昼休み)

| 工場名 | 受付時間 | 当初開始時期 | 備考 |
|-----|-------------|---------|----|
| 豊島 | 12:00~13:00 | 平成20年4月 | |
| 足立 | | | |
| 葛飾 | | | |
| 目黒 | | 平成20年8月 | |
| 江戸川 | | | |
| 北 | | | |
| 多摩川 | | | |
| 世田谷 | | 平成22年8月 | |
| 千歳 | | 平成23年4月 | |
| 港 | | | |
| 大田 | | | |
| 墨田 | | 平成24年4月 | |
| 有明 | | | |
| 中央 | | | |
| 品川 | | | |
| 渋谷 | | | |
| 板橋 | | | |
| 光が丘 | | | |
| 新江東 | | | |

(3) マニフェスト制度

23区では条例により、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設（清掃一組の清掃工場、中防不燃ごみ処理センター等）に搬入する事業者に対し、廃棄物の種類・量・排出場所等を記載したマニフェスト（一般廃棄物管理票）の提出を義務付けている。

マニフェスト適用対象事業者は、①事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上（月平均3トン以上）排出する事業者、②事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者である。

マニフェスト制度の導入により、廃棄物の種類・排出場所等の処理の流れが明確になり、適正処理の確保、不法投棄や処理・処分過程での事故などを防止することができる。

清掃一組では、清掃工場等の処理施設において、マニフェストの記載内容と持ち込まれる廃棄物との照合作業を実施し、収集・運搬を行う事業者への適正搬入指導を行っている。

また、これらのマニフェストに基づく指導は排出事業者の廃棄物の分別の徹底、ごみの減量及びリサイクルの推進などにも寄与している。

(4) 不適正搬入防止にかかる23区との連携

不適正搬入防止のために、各清掃工場では搬入物検査を実施している。また、各区と排出状況情報の共有化を図り、各区の排出事業者指導との連携を強化するために、一斉搬入物検査を各区と共同して実施している。更に、一層の適正搬入を確保する観点から、平成22年7月から業務委託による常時搬入物検査を実施している。

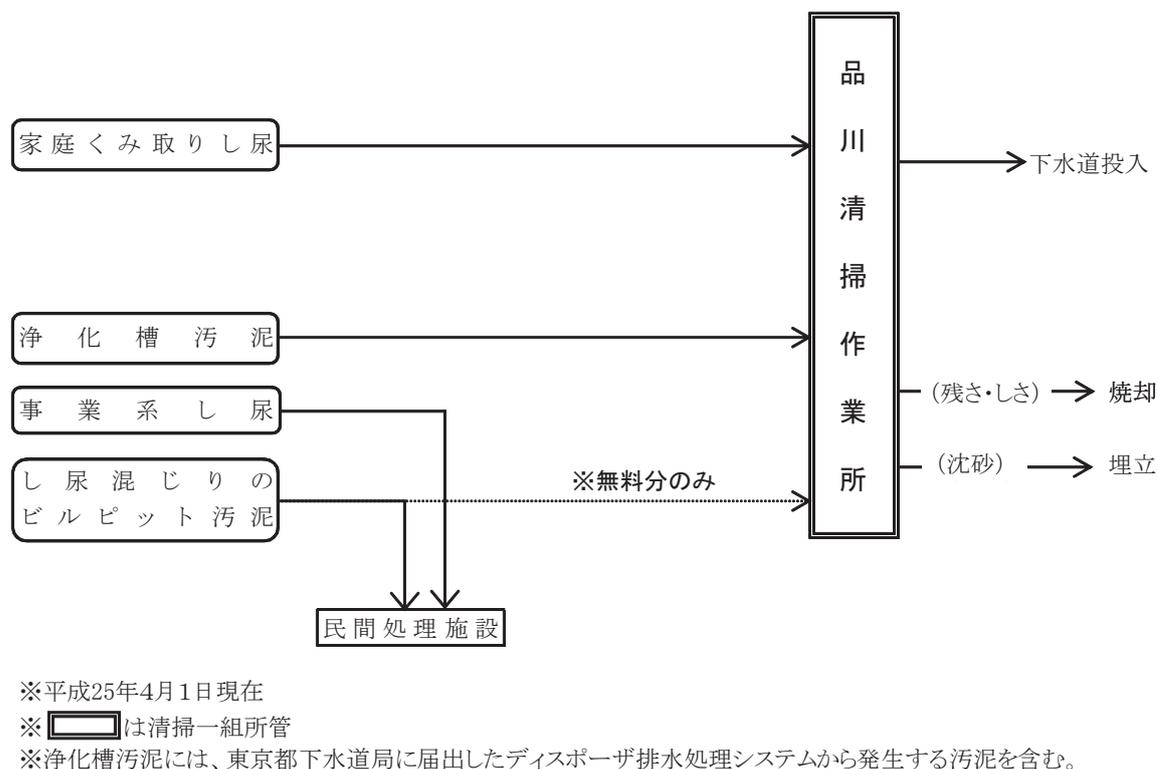
平成22年度に、水銀混入ごみによる焼却炉停止を踏まえ、東京都のオブザーバでの参加を含め、23区と清掃一組で組織する不適正搬入防止検討委員会を設置した。本委員会では、不適正搬入の防止策、不適正搬入があった際の対応策等について検討し、「水銀混入による焼却炉の停止時の初動対応マニュアル」を作成し、適正処理困難指定廃棄物等検討会にその役割を引き継いだ。

3 し尿等の処理の流れ

(1) し尿等の収集と処理〈施設管理部管理課〉

清掃一組は、23区内の家庭等から排出されるし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入）を行っている。

家庭くみ取りし尿の収集は、各区が行っている。その他の浄化槽汚泥、事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥の収集は民間の事業者が行っている。



図Ⅲ－2 し尿等の輸送経路

事業活動に伴って発生するし尿の収集・処理及びし尿混じりのビルピット汚泥の処理については、事業者処理責任の徹底及び民間業者への移行を図ることを目的として、平成10年7月から有料化した。その後、事業系し尿等については、民間処理施設での全量受入体制が整ったため平成13年4月から受入れを行っていない。

現在、清掃一組は23区のし尿等の処理事業として、家庭くみ取りし尿の処理、浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥の処理を行っている。

また、東京都下水道局に届出したディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥を、浄化槽汚泥に準じて平成15年度から受入処理をしている。

表Ⅲ－15 し尿等の収集・処理の区分

| 区分 | | 収集運搬の主体 | | 処理処分の主体 | | |
|-------------------|-------------|-------------------|---------|---------|----------|----|
| 一般 廃 棄 物 | 家 庭 | くみ取りし尿 | 各区 | 無料 | 清掃一組 | 無料 |
| | | 浄化槽汚泥 | 許可業者 ※1 | 有料 | 清掃一組 | 無料 |
| | 事 業 系 | し尿 | 許可業者 ※1 | 有料 | 許可業者※2 | 有料 |
| | | し尿混じりの ビルピット汚泥 | 許可業者 ※1 | 有料 | 許可業者※2 | 有料 |
| | | | | 清掃一組 | 無料 ※3 | |

※1 一般廃棄物収集運搬業者

※2 一般廃棄物処分業者

※3 もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、各区清掃事務所長の承認を受けたものに限り無料で受け入れる。

(2) し尿等の処理〈施設管理部施設課〉

下水道投入施設である品川清掃作業所では、し尿等のきょう雑物を取り除いた後、固液分離、脱水を行い、排水は希釈し、下水道局の排除基準を満たして、下水道投入を行っている。また、取り除いたし尿等のきょう雑物及び処理残さ（脱水汚泥）は、清掃工場へ搬入し焼却処理している。

表Ⅲ－16 し尿処理にかかる決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| 164,676,788円 | 167,158,803円 | 154,935,016円 |

注 平成21年度及び平成22年度は埋立処分委託経費を含む

表Ⅲ－17 し尿等処理量内訳

単位：百t

| 年度 | 収集・ 持込量 | 内 訳 | | | | 処理 量 | 処理処分内訳 | |
|----|------------|-----|----|-----------|-----|---------|-----------|-----------|
| | | し尿 | | 浄化槽 汚泥 | その他 | | 下水道 投入 | 焼却・ 埋立 |
| | | 区収集 | 持込 | | | | | |
| 22 | 173 | 39 | 0 | 101 | 33 | 173 | 168 | 5 |
| 23 | 163 | 35 | 0 | 93 | 35 | 163 | 159 | 5 |
| 24 | 172 | 27 | 0 | 90 | 55 | 171 | 167 | 4 |

※ 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

※ 収集・持込量は、前年度末の未処理量を除く。

※ 処理量には、前年度末の未処理量を含み、当該年度末の未処理量を除く。

※ 平成24年度の値は速報値のため、今後、変更になる場合がある。

第2章 「循環型ごみ処理システム」の推進に向けた施策

1 ごみ処理過程における資源・エネルギー回収

(1) ごみ焼却熱の有効利用〈施設管理部技術課〉

ごみ焼却により発生する熱エネルギーは、焼却プラントの運転に利用するほか、近隣公共施設等への熱供給にも利用している。また、発生する蒸気を利用して発電を行い、工場内の使用電力をまかなうとともに、余剰電力は電力会社等に売却している。

ごみ焼却熱の有効利用は、省エネルギーに加えて環境負荷の低減にも大きく貢献することから、今後も清掃工場の建替え及びプラント更新にあわせ、熱回収設備の高温・高圧化による発電効率の向上を図るとともに設備の改善を行い、熱エネルギーの一層の有効利用に努めていく。

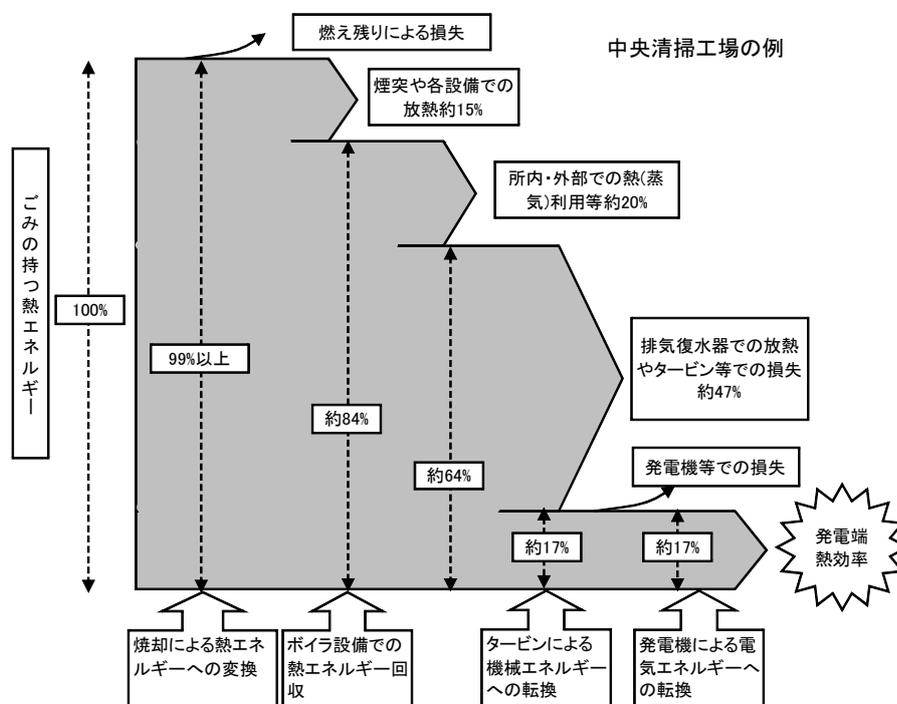


図 III - 3 清掃工場における熱効率イメージ図

ア 廃棄物発電

清掃工場での発電は、昭和44年から石神井(現練馬)、世田谷清掃工場を始められ、平成24年度は19の清掃工場で行っている。

平成24年度の発電出力は合計251,450キロワットであり、全工場で約11億2千万キロワット時を発電した。これにより工場使用電力量のおよそ92%、約5億5千万キロワット時をまかなうとともに、約5億7千万キロワット時の電力を東京電力等に売電し、約63億円の収入を得た。

また、平成13年度から、電力小売自由化により特定規模電気事業者への売電が可能となり、港清掃工場については売電先を一般電気事業者から特定規模電気事業者へ変更した。その後、順次拡大し、平成23年度で

は7工場（大田・千歳・江戸川・墨田・新江東・港・中央清掃工場）を一般電気事業者以外へ売却している。

更に、平成15年度にはR P S法が施行され、電気の価値に上乘せとなる環境価値が認められ電気事業者に環境価値を売却している。

一方、平成24年7月には、再生可能エネルギー特措法（以下F I T制度）が新たに施行され、清掃工場の発電がバイオマス発電として認定された。既設の工場についても、平成24年11月1日までに申請手続きを行い15工場（千歳・江戸川・墨田・北・新江東・港・豊島・渋谷・中央・板橋・多摩川・足立・品川・葛飾・世田谷）のF I T制度への移行が認められた。平成25年度からは、経過措置によるR P S法による4工場とF I T制度移行の15工場で売却を予定している。

表Ⅲ－18 発電量等内訳

| 年度 | 発電工場数 | 発電出力 (kW) | 発電総量 (千kWh) | 電力量利用内訳 | | 売電 収入金額 (千円) |
|----|-------|--------------|----------------|----------------|--------------|--------------------|
| | | | | 場内消費 (千kWh) | 売電 (千kWh) | |
| 22 | 20 | 257,450 | 1,100,595 | 590,794 | 509,801 | 5,389,082 |
| 23 | 20 | 257,450 | 1,090,893 | 538,846 | 552,046 | 5,897,738 |
| 24 | 19 | 251,450 | 1,123,217 | 548,738 | 574,478 | 6,331,165 |

注1 発電工場数及び発電出力は年度当初を示す。

注2 年度：各年（3月～翌2月）を示す。24年度は速報値である。

注3 売電収入額には、新エネルギー等電気相当量売却金額を含む。

注4 発電量は、その他太陽光発電等を含む。

イ 熱供給

新江東・大田・港・渋谷・品川清掃工場を除く清掃工場では、体育館、温水プール、植物園、区民館等の公共施設に無償で熱供給をしている。

また、地域冷暖房事業を営む熱供給株式会社には、有償で熱供給を行っており、昭和58年度から、大井清掃工場（現品川清掃工場）より品川八潮団地（供給戸数約5,300戸）へ、光が丘分工場（現光が丘清掃工場）より光が丘団地（供給戸数約12,000戸）へ、更に平成7年度からは有明清掃工場より臨海副都心地域へ熱供給を行っている。平成14年度からは新江東、板橋各清掃工場から都立施設への熱供給を有償とした。平成24年度は、5工場合わせて約54.6万ギガジュールの熱を供給し、約1億8,386万円の収入を得た。

表Ⅲ－19 有償供給内訳

| 年度 | 工場数 | 熱供給量 (ギガジュール) | 売払収入金額 (万円) | 供給先 |
|----|-----|------------------|----------------|---|
| 22 | 5 | 約58.2万 | 19,418 | 地域熱供給（光が丘清掃工場、有明清掃工場、品川清掃工場） 都立夢の島熱帯植物館、東京辰巳国際水泳場、東京スポーツ文化館（新江東清掃工場） 都立板橋特別支援学校（板橋清掃工場） |
| 23 | 5 | 約54.4万 | 18,037 | |
| 24 | 5 | 約54.6万 | 18,386 | |

※ 年度：各年（3月～翌2月）を示す。24年度は速報値である。

表Ⅲ－20 無償供給内訳

| 工場名 | 供給先 |
|-----|--------------------------------------|
| 光が丘 | 旭町南地区区民館、光が丘体育館、光が丘図書館、花とみどりの相談所 |
| 目黒 | 目黒区民センター（プール・中小企業センター）、田道小学校、田道ふれあい館 |
| 有明 | 有明スポーツセンター |
| 千歳 | 千歳温水プール |
| 江戸川 | くつろぎの家 |
| 墨田 | すみだ健康ハウス、すみだスポーツ健康センター |
| 北 | 元気ふらぎ |
| 豊島 | 健康プラザとしま |
| 中央 | ほっとプラザはるみ |
| 板橋 | 高島平温水プール、熱帯環境植物館、高島平ふれあい館 |
| 多摩川 | 矢口区民センター |
| 足立 | スイムスポーツセンター、老人会館 |
| 葛飾 | 水元学び交流館、水元体育館 |
| 世田谷 | 世田谷美術館 |

(2) 鉄・アルミニウムの回収〈施設管理部施設課〉

鉄については、粗大ごみ及び不燃ごみの破碎選別過程で磁力選別により、回収している。

アルミニウムについては不燃ごみの破碎選別過程で永久磁石を回転させ発生する電磁誘導により、回収している。

回収後は、それぞれ民間業者に入札の上売却している。

表Ⅲ－21 鉄売却量・額

| 施設名 | 年度 | 売却量（トン） | 売却収入金額（万円） |
|---------------|----|---------|------------|
| 粗大ごみ破碎処理施設 | 22 | 14,555 | 29,436 |
| | 23 | 15,090 | 30,812 |
| | 24 | 15,238 | 24,217 |
| 中防不燃ごみ処理センター | 22 | 9,532 | 25,295 |
| | 23 | 10,322 | 28,841 |
| | 24 | 8,371 | 18,745 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 22 | 5,357 | 15,130 |
| | 23 | 5,523 | 15,363 |
| | 24 | 4,855 | 10,425 |

※ 数値は、トン未満・万円未満を四捨五入している。

※ 24年度は速報値である。

表Ⅲ－22 アルミニウム売却量・額

| 施設名 | 年度 | 売却量（トン） | 売却収入金額（万円） |
|---------------|----|---------|------------|
| 中防不燃ごみ処理センター | 22 | 986 | 10,446 |
| | 23 | 964 | 9,660 |
| | 24 | 982 | 8,330 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 22 | 503 | 6,118 |
| | 23 | 494 | 5,307 |
| | 24 | 379 | 3,847 |

※ 数値は、トン未満・万円未満を四捨五入している。

※ 24年度は速報値である。

2 ごみ処理過程における環境対策〈施設管理部技術課〉

(1) 清掃工場等の環境対策

清掃工場等では、排ガス中の窒素酸化物や塩化水素などの除去設備、排水中の重金属類を除去する污水处理設備の設置、ダイオキシン類低減のための適正な燃焼管理の実施などによる環境対策を積極的に推進するとともに、工場設備の適正な維持管理を行っている。

環境基本法に掲げられている典型7公害項目のうち、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動の5つについては、次のような対策をとるとともに、法基準への適合性及び公害防止設備の健全性を確認するため、計量証明事業者による委託分析を実施している。分析委託費は下表のとおりである。

なお、ダイオキシン類の測定結果は、これまでも各工場やホームページで公表していたが、平成21年度からはダイオキシン類以外に排ガス・排水測定結果等について、また、平成23年度からは廃棄物処理法の改正に伴い維持管理状況についてもホームページ等での公表を開始した。

表Ⅲ-23 分析委託にかかる決算額

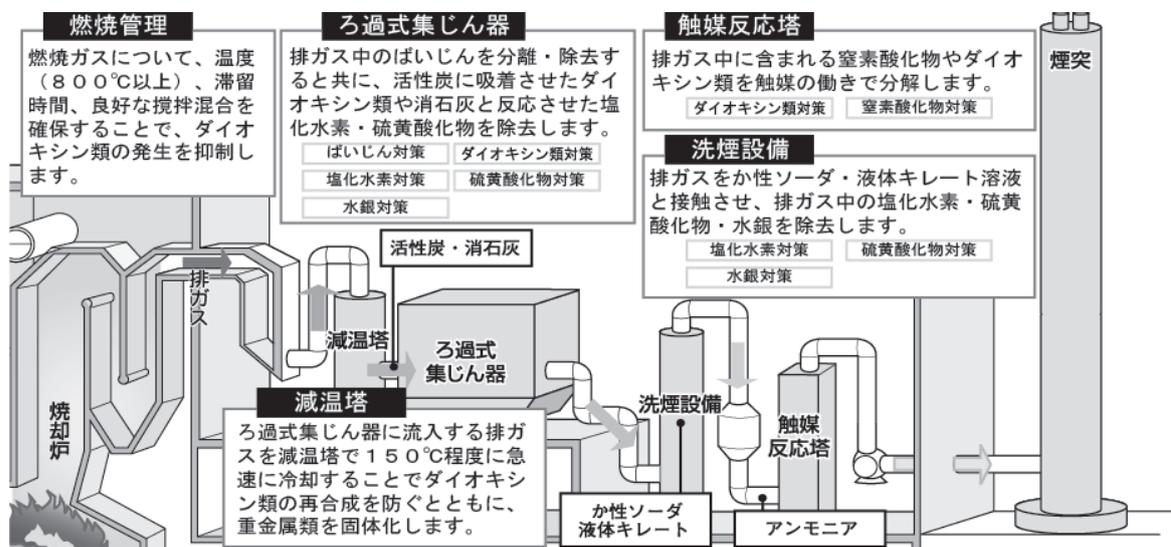
| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| 851,085,140円 | 858,433,317円 | 954,555,607円 |

ア 大気汚染防止対策

ごみの焼却処理過程で生成される、ばいじん、塩化水素（HCl）、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）及びダイオキシン類などについては、ろ過式集じん器をはじめ、最新の公害防止設備により除去あるいは分解をしている。（図Ⅲ-4、次ページ表Ⅲ-24参照）

その際には、法令による規制基準値（以下「法規制値」という。）を守るだけでなく、より厳しい自己規制値の設定・遵守により、大気汚染防止対策を徹底している。

平成24年度の定期測定の結果は、いずれの項目も法規制値を下回っている。（36ページ、表Ⅲ-28参照）



図Ⅲ-4 大気汚染防止対策の概略図

表Ⅲ－24 清掃工場等の大気汚染防止対策

| 施設名 | | ばいじん対策 | 硫黄酸化物対策 | | 窒素酸化物対策 | ダイオキシン類対策 | | 水銀対策 |
|------------|----------|---------|---------|---------------|---------|-----------|--------------|----------------|
| | | | 塩化水素対策 | | | | | |
| 可燃ごみ焼却施設 | 光が丘 | ろ過式集じん器 | ろ過式集じん器 | 消石灰吹込み、アルカリ洗煙 | 触媒脱硝 | 燃焼管理 | ろ過式集じん器、触媒脱硝 | ろ過式集じん器、アルカリ洗煙 |
| | 大田 | | | アルカリ洗煙 | | | | |
| | 目黒 | | | | | | | |
| | 千歳 | | | 消石灰吹込み | | | | ろ過式集じん器、アルカリ洗煙 |
| | 有明 | | | | | | | |
| | 江戸川 | | | | | | | |
| | 墨田 | | | | | | | |
| | 北 | | | | | | | |
| | 新江東 | | | | | | | |
| | 港 | | | | | | | |
| | 豊島 | | | | | | | |
| | 渋谷 | | | | | | | |
| | 中央 | | | | | | | |
| | 板橋 | | | | | | | |
| | 多摩川 | | | | | | | |
| | 足立 | | | | | | | |
| 品川 | | | | | | | | |
| 葛飾 | | | | | | | | |
| 世田谷 | | | | | | | | |
| 破碎粗大ごみ焼却施設 | 破碎ごみ処理施設 | | | | | | | |
| 灰溶融施設 | 中防灰溶融施設 | | | | | | | |

イ 水質汚濁防止対策

ごみの焼却処理過程で発生する排水に含まれる鉛、カドミウム、水銀などの重金属類をはじめとする汚濁物質は、薬品凝集沈殿・ろ過方式による汚水処理設備で、有害物や汚濁物を法規制値内に除去した上で下水道に放流している。平成 24 年度の定期測定の結果は、いずれの項目も法規制値を満足しており（36 ページ、表Ⅲ－28 参照）、更に法規制値よりも厳しい基準の自己規制値を設けている項目については、自己規制値も下回っている。

ウ 悪臭防止対策

ごみバンク内の悪臭を含む空気は、燃焼用空気として焼却炉に吸引され、悪臭物質は焼却時に熱分解される。更に、プラットホーム出入口にはエアーカーテンを設置して、悪臭が工場の外部に漏れないようにしている。

なお、定期点検補修等による焼却炉の停止時には、脱臭装置を稼働させて悪臭が工場の外部に漏れないようにしている。

エ 騒音・振動防止対策

工場では、敷地外に騒音・振動が漏れないよう、各機械設備及び設備室には防音・防振動対策が施されている。また、工場の周辺に緩衝帯として緑地を設け、騒音の低減を図っている。

オ ダイオキシン類削減対策

(ア) ダイオキシン類の規制基準

平成9年8月、廃棄物処理法施行令及び施行規則が改正され、焼却施設の構造基準・維持管理基準の見直しとともに、排ガス中のダイオキシン類の排出基準が制定された。

平成11年7月には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、平成12年1月15日から施行された。同法では、ダイオキシン類として、新たにコプラナーポリ塩化ビフェニルが加えられるとともに、耐容一日摂取量や大気、水質、土壌等の環境基準が定められた。

更に、廃棄物処理法等の関係法令の改正が行われ、排ガスとともに、排水の排出基準、焼却灰等の処理基準が定められた。

表Ⅲ-25 ダイオキシン類の規制基準

| 項目 | 既設炉 | 新設炉 ※1 |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 排ガス | 1 ng-TEQ/m ³ N | 0.1 ng-TEQ/m ³ N |
| 排水 | 10 pg-TEQ/L | |
| 焼却灰等 | 3 ng-TEQ/g ※2 | |

※1 平成9年12月2日以降に設置工事に着手した炉

※2 平成12年1月15日より前に設置工事に着手した既設炉については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めた方法により処理を行う場合、この基準値は適用されない。

(イ) 清掃一組のダイオキシン類削減対策

廃棄物処理法の維持管理基準に基づき、排ガス中の一酸化炭素濃度、焼却炉の燃焼ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度等を常時監視し、燃焼管理の徹底を図っている。その結果、工場の排ガス中のダイオキシン類濃度は、排出基準を大幅に下回っている。

また、清掃一組では、ダイオキシン類対策特別措置法の施行や関係法令の改正を受け、計画的にダイオキシン類を削減する対策を行い、既設工場の排ガス処理設備の改造を完了している。

今後も、既設工場の建替え及びプラント更新にあわせ、排ガス中のダイオキシン類の削減対策を継続していく。

カ 放射能対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故による23区内の一般廃棄物処理における影響を確認するため、焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度並びに清掃工場の敷地境界及び工場内灰処理設備等の空間放射線量を定期的に調査し公表している。

また、清掃一組では、「放射線障害防止指針」及び「同実施細則」を策定し、放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰を取り扱う作業に従事する作業員の労働安全衛生対策に取り組んでいる。

(2) その他環境対策

ア 緑化の推進

工場敷地内の緑化のほか、建物の屋上や壁面等についても緑化を推進することにより、気温の低減効果や、地面及び建物への蓄熱の抑制、冷房による排熱の低減を図り、ヒートアイランド対策を進めている。

イ 自然・エネルギーの活用

工場の屋上や壁面を活用して、太陽光発電パネルや風力発電設備を設置し、自然エネルギーの活用を図っている。

ウ 雨水の有効利用

雨水を散水等に有効利用するため、工場敷地内に雨水利用施設を設置し、水道水の節約を図っている。

表Ⅲ－26 その他環境対策の状況

| 施設名 | 緑化の推進 | | | 自然エネルギーの活用 | | 雨水の有効利用 |
|---------|---------------|-------------|---------------|-----------------|----------------|---------|
| 目黒清掃工場 | | | | | | ○ |
| 千歳清掃工場 | | | | | | ○ |
| 有明清掃工場 | 屋上 約380㎡ | | | | | ○ |
| 墨田清掃工場 | | | | | | ○ |
| 北清掃工場 | | | | | | ○ |
| 新江東清掃工場 | 屋上 約260㎡ | | | | | ○ |
| 港清掃工場 | | | | | | ○ |
| 豊島清掃工場 | 屋上 約600㎡ | | | | | ○ |
| 渋谷清掃工場 | 屋上 約800㎡ | | | 太陽光発電 約10kW | | ○ |
| 中央清掃工場 | 屋上 約2,400㎡ | | | 太陽光発電 約25kW | | ○ |
| 板橋清掃工場 | 屋上 約2,000㎡ | | 壁面 約2,000㎡ | 太陽光発電 約10kW | | ○ |
| 多摩川清掃工場 | 屋上 約210㎡ | 壁面 約300㎡ | 煙突 約400㎡ | 太陽光発電 約14kW | 風力発電 約2.5kW | ○ |
| 足立清掃工場 | 屋上 約100㎡ | | 壁面 約450㎡ | 太陽光発電 約50kW | | ○ |
| 品川清掃工場 | 屋上 約650㎡ | | 壁面 約850㎡ | 太陽光発電 約104kW | | ○ |
| 葛飾清掃工場 | 屋上 約1,900㎡ | | 壁面 約300㎡ | 太陽光発電 約154kW | | ○ |
| 世田谷清掃工場 | 屋上 約1,400㎡ | | 壁面 約1,100㎡ | 太陽光発電 約104kW | | ○ |
| 中防灰溶融施設 | 屋上 約1,254㎡ | | | 太陽光発電 約140kW | 風力発電 約40kW | ○ |

(3) 環境マネジメントシステムの推進

清掃一組が所管する中間処理施設は、ごみ処理に伴う環境への影響を、自主的に管理及び点検し、継続的に低減していくため、平成11年度から環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を計画的に導入、認証取得の上運営している。現在、すべての清掃工場及び中防処理施設管理事務所で、ISO14001の認証を取得している。

なお、認証取得した清掃工場等は、清掃一組職員による内部監査と外部審査機関による審査により、環境管理が適切に行われていることを毎年確認している。

表Ⅲ-27 ISO14001の認証取得状況

| 認証取得年度 | 施設名 |
|--------|-------------------------|
| 11 | 目黒 |
| 12 | 光が丘、江戸川、有明、大田、千歳、中防処理施設 |
| 13 | 墨田、港、豊島、北、新江東 |
| 15 | 中央、渋谷 |
| 17 | 多摩川、板橋 |
| 18 | 足立 |
| 20 | 品川 |
| 21 | 葛飾 |
| 22 | 世田谷 |

表Ⅲ-28 平成24年度清掃工場等における排ガス・排水測定結果

| 施設名 | 焼却能力 t/日 | 排ガス | | | | | | | 排水 | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-----------|----------------------------|-------------|--------------|------------|---------------------------|------------------------------------|-----|--------------------------|--------------|-------------|------------|----------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| | | 煙突 高さm | ばいじん g/m ³ N | SOx ppm | NOx ppm | HCl ppm | 水銀 mg/m ³ N | ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³ N | 放流先 | 排水量 m ³ /日 | pH | BOD mg/L | SS mg/L | 総水銀 mg/L | 鉛 mg/L | 亜鉛 mg/L | カドミウム mg/L | 六価クロム mg/L |
| ○可燃ごみ焼却施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 杉並 | 600 | 160 | | | | | | | 下水道 | 63 | 7.3 (5~9) | 11 (600) | 2 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.01 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 光が丘 | 300 | 150 | 不検出 (0.08) | 43 (150) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000015 (1) | | 下水道 | 94 | 7.9 (5~9) | 4 (600) | 1 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 大田 | 600 | 41 | 不検出 (0.08) | 46 (79) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000022 (1) | | 下水道 | 491 | 7.8 (5~9) | 7 (600) | 1 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.05 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 目黒 | 600 | 150 | 不検出 (0.08) | 38 (85) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000015 (1) | | 下水道 | 205 | 7.2 (5~9) | 43 (600) | 4 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 有明 | 400 | 140 | 不検出 (0.08) | 32 (86) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000010 (1) | | 下水道 | 269 | 7.2 (5~9) | 19 (600) | 4 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 千歳 | 600 | 130 | 不検出 (0.08) | 44 (85) | 11 (430) | 不検出 | 0.000022 (1) | | 下水道 | 77 | 7.2 (5~9) | 10 (600) | 5 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 江戸川 | 600 | 150 | 不検出 (0.08) | 41 (85) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000021 (1) | | 下水道 | 232 | 7.1 (5~9) | 17 (600) | 2 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.01 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 墨田 | 600 | 150 | 不検出 (0.08) | 34 (85) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000014 (1) | | 下水道 | 167 | 7.3 (5~9) | 50 (600) | 4 (600) | 不検出 (0.005) | 0.02 (0.1) | 0.09 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 北 | 600 | 120 | 不検出 (0.08) | 36 (80) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000017 (1) | | 下水道 | 104 | 7.7 (5~9) | 35 (600) | 4 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 新江東 | 1,800 | 150 | 不検出 (0.08) | 36 (80) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000019 (1) | | 下水道 | 486 | 7.4 (5~9) | 5 (600) | 2 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.02 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 港 | 600 | 130 | 不検出 (0.08) | 37 (83) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000019 (1) | | 下水道 | 427 | 7.3 (5~9) | 22 (600) | 3 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 不検出 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 豊島 | 400 | 210 | 不検出 (0.08) | 32 (86) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000030 (1) | | 下水道 | 106 | 7.5 (5~9) | 4 (600) | 不検出 | 不検出 | 0.01 (2) | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 渋谷 | 200 | 150 | 不検出 (0.04) | 29 (89) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000013 (0.1) | | 下水道 | 45 | 8.0 (5~9) | 1 (600) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 中央 | 600 | 180 | 不検出 (0.04) | 40 (85) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000090 (0.1) | | 下水道 | 53 | 7.5 (5~9) | 5 (600) | 1 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.12 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| 板橋 | 600 | 130 | 不検出 (0.04) | 39 (83) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000011 (0.1) | | 下水道 | 320 | 7.4 (5~9) | 9 (600) | 不検出 | 不検出 | 0.03 (2) | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 多摩川 | 300 | 100 | 不検出 (0.04) | 29 (87) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000074 (0.1) | | 下水道 | 166 | 7.6 (5~9) | 3 (600) | 不検出 | 不検出 | 0.01 (2) | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 足立 | 700 | 130 | 不検出 (0.04) | 36 (83) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000014 (0.1) | | 下水道 | 248 | 7.6 (5~9) | 5 (600) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 品川 | 600 | 90 | 不検出 (0.04) | 37 (75) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000018 (0.1) | | 下水道 | 231 | 7.1 (5~9) | 3 (600) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 葛飾 | 500 | 130 | 不検出 (0.04) | 30 (84) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000081 (0.1) | | 下水道 | 192 | 7.6 (5~9) | 4 (600) | 不検出 | 不検出 | 0.05 (2) | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 世田谷 | 300 | 100 | 不検出 (0.04) | 35 (59) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000011 (0.1) | | 下水道 | 159 | 7.4 (5~9) | 2 (600) | 1 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.23 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |
| ○破砕粗大ごみ焼却施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中防灰 溶融施設 | 180 | 50 | 不検出 (0.08) | 32 (89) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000046 (1) | | 下水道 | 77 | 7.7 (5~9) | 4 (600) | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| ○灰溶融施設 | 400 | 80 | 不検出 (0.04) | 19 (76) | 不検出 (430) | 不検出 | 0.000085 (0.1) | | 下水道 | 103 | 7.4 (5~9) | 2 (600) | 6 (600) | 不検出 (0.005) | 不検出 (0.1) | 0.02 (2) | 不検出 (0.1) | 不検出 (0.5) |

注1 ()内は、規制基準値である。
 2 不検出とは定量下限値未満をいう。
 3 ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムをいう。
 4 排ガス分析項目のうち、ばいじん、SOx、NOx、HCl、水銀は酸素濃度12%に換算した値である。
 5 SOx、NOxの規制基準値は、総量規制値を濃度に換算した値である。
 6 測定値は、排ガスについては2ヶ月に1回、排水については1ヶ月に1回、ダイオキシン類については年4回測定したものの平均値である。
 7 m³N/(ルルマル立法メートル)とは、標準状態(0℃, 1気圧)における気体1m³をいう。
 8 TEQ:毒性等価換算濃度の略
 9 杉並清掃工場は平成24年2月に操業を停止したが、解体前清掃のため汚水処理設備は稼働していた。

3 最終処分量の最少化

清掃一組で中間処理した後の残さは、東京都が設置・管理する最終処分場で埋立処分される。しかし、最終処分場は限りある空間であり、都市化の進んだ23区部において、将来新たな処分場を確保することは極めて困難である。

このため、平成20年度から23区全域で廃プラスチックのサーマルリサイクルが本格実施されたが、中間処理過程においては最終処分量の最少化に向けた次の施策を推進している。

(1) 焼却灰溶融スラグの有効利用〈施設管理部施設課〉

灰溶融施設で生成されるスラグ（水砕スラグ）は性状が砂に似ていることから、砂の代替材料として、アスファルト舗装用骨材や埋め戻し材などの土木・建設資材等に利用することが可能である。

清掃一組では、スラグの利用促進を図るため、平成13年6月に「溶融スラグの利用促進等に関する方針」（以下、「利用方針」という。）を策定し、品質管理や提供方法等を定め平成14年11月には、取組内容等に関する事業計画を策定した。

また、平成18年7月にスラグを道路用及びコンクリート用骨材として使用する場合の品質・規格等を定めたJIS（日本工業規格）が制定された。これを受けて、利用方針及び事業計画を改正（平成19年2月）し、道路用及びコンクリート用骨材をはじめ、すべての用途についてJISの規定に準じて品質管理を行うこととした。

現在、23区をはじめ都・国・民間企業等に利用の要請を行うとともに、試験施工等により新たな用途の開発などへの取組を行っている。

なお、東日本大震災の発生に伴い、平成24年3月に新たに放射能濃度に係る品質管理項目を利用方針に追加した。

表Ⅲ－29 スラグ生成量等内訳

| 項目 | 実績 (単位:万トン) | | | | |
|---------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 生成量(※) | 9.9 | 9.8 | 7.7 | 3.0 | 4.0 |
| うち有効利用量 | 8.5 | 9.0 | 7.7 | 3.0 | 4.0 |

※ 生成量：灰溶融施設等で生産されたスラグのうち、施設から外に搬出された量

表Ⅲ－30 平成24年度有効利用実績

| 使用団体 | 供給量 (単位:トン) | 主な用途 |
|------|-------------|------------------|
| 23区等 | 3,557 | アスファルト舗装材、埋め戻し材等 |
| 清掃一組 | 26 | アスファルト舗装材 |
| 東京都 | 36,601 | 地盤改良材等 |
| その他 | 38 | 舗装材等 |
| 合計 | 40,222 | |

(2) 粗大ごみ・不燃ごみの減容化〈施設管理部施設課〉

粗大ごみは、23区が収集・運搬し、粗大ごみ破砕処理施設で破砕・減容化している。(処理過程で回収される鉄は売却をしている。)破砕処理した粗大ごみ(破砕ごみ)のうち、可燃系のものは破砕ごみ処理施設及び清掃工場に搬送して焼却処理している。また不燃系の破砕ごみは、これまで埋立処分をしていた。

粗大ごみはさまざまな素材でできていることから、可燃系と不燃系との分別が徹底しにくく、埋立処分の対象としていた不燃系の破砕ごみにも、多くの可燃系のものが含まれていた。

そこで23区と連携し、粗大ごみの収集運搬段階から可燃系と不燃系への選別を行い、破砕後に焼却できる量を増やすことで、最終処分量の削減を図っている。更に不燃系の破砕ごみは、金属などの不燃物を取り除き焼却可能な状態にして、破砕ごみ処理施設及び清掃工場にて焼却処理することとした。各施設での試行を経て平成25年4月から本格実施をすることにより、更なる埋立処分量の削減に取り組んでいる。

不燃ごみ処理残さである「その他ごみ」は、現在、埋立処分されているが、可燃分が含まれていることから、平成25年度以降に施設整備工事を行い、清掃工場での焼却処理を目指していく。

今後も23区と連携を図り、粗大ごみ・不燃ごみの中間処理過程での減容化及び選別とともに、清掃工場での可燃残さの焼却処理を推進していく。

表Ⅲ－31 埋立量

(単位：トン)

| 施設名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 (速報) |
|---------------|--------|--------|----------------|
| 中防不燃ごみ処理センター | 75,850 | 71,504 | 61,863 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 20,067 | 19,402 | 16,876 |
| 粗大ごみ破砕処理施設 | 28,951 | 30,069 | 15,752 |

第 3 章 施設整備

1 施設整備の概要

一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の整備を進めている。

(1) 清掃工場の整備〈建設部建設課〉

可燃ごみの安定的な全量焼却体制を維持するため、老朽化した既設清掃工場を順次計画的に整備していく。

平成 25 年度は、大田清掃工場、練馬清掃工場及び杉並清掃工場の整備を行う。

表Ⅲ－32 清掃工場整備一覧

| 工場名 | 焼却炉 整備規模 | 旧工場 規 模 | 計 画 年 次 | |
|-----|-------------|------------|----------|---------|
| | | | 着 工 | しゅん工 |
| 大田 | 600トン/日 | 600トン/日 | 平成21年6月 | 平成26年9月 |
| 練馬 | 500トン/日 | 600トン/日 | 平成22年12月 | 平成27年9月 |
| 杉並 | 600トン/日 | 900トン/日 | 平成24年9月 | 平成29年9月 |

表Ⅲ－33 年度別整備費決算額

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|----------------|----------------|
| 954,817,575円 | 2,881,851,452円 | 1,853,333,800円 |

ア 大田清掃工場

(ア) 概要

大田清掃工場の整備は、旧第二工場の解体工事を別途工事により実施後、新工場を建設する。

表Ⅲ－34 大田清掃工場整備概要

| | | | |
|------------------|--------|---------------------------------|-----------------------|
| 全 体 概 要 | 工事場所 | | 大田区京浜島三丁目6番1号 |
| | 工 期 | 解 体 | 平成21年6月24日～平成23年2月25日 |
| | | 建 設 | 平成22年6月23日～平成26年9月30日 |
| | 敷地面積 | | 約92,000㎡ |
| 建 築 | 工場棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 高さ約45メートル | |
| | 煙 突 | 鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒型 高さ約50メートル | |
| プ ラ ン ト | 焼 却 炉 | | 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付） |
| | 焼却能力 | | 600トン/日（300トン/日・炉×2基） |
| | 発電設備 | | 蒸気タービン発電機（22,800kW） |

(イ) 特徴

① 地域環境との調和

工場棟、煙突ともに旧第二工場と同程度の高さとし、建設地が位置する臨海部の街並みに配慮して、周辺環境と調和したデザインや積極

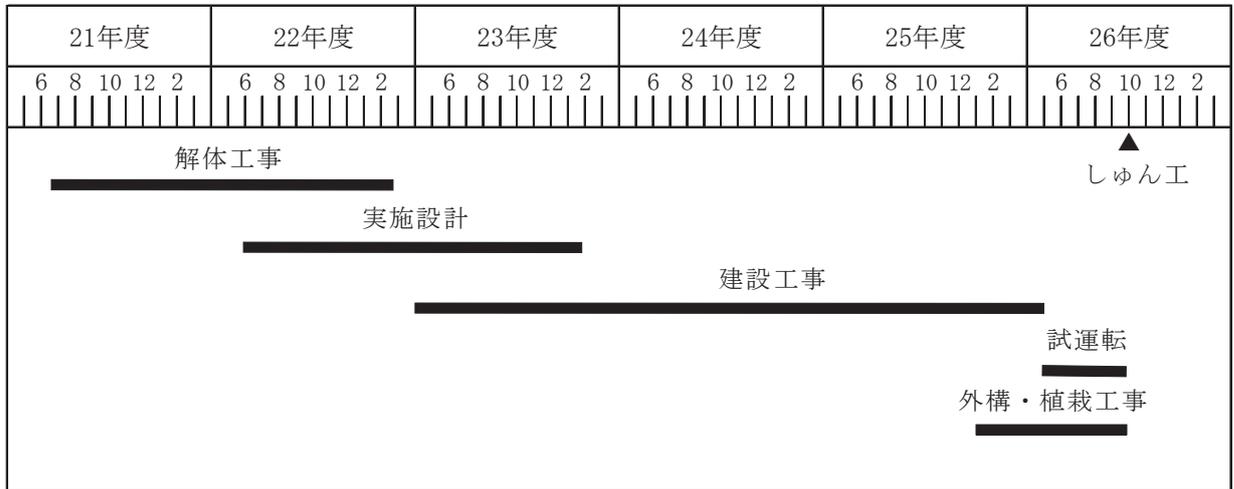
的な緑化を図る計画としている。

② 地球温暖化の防止

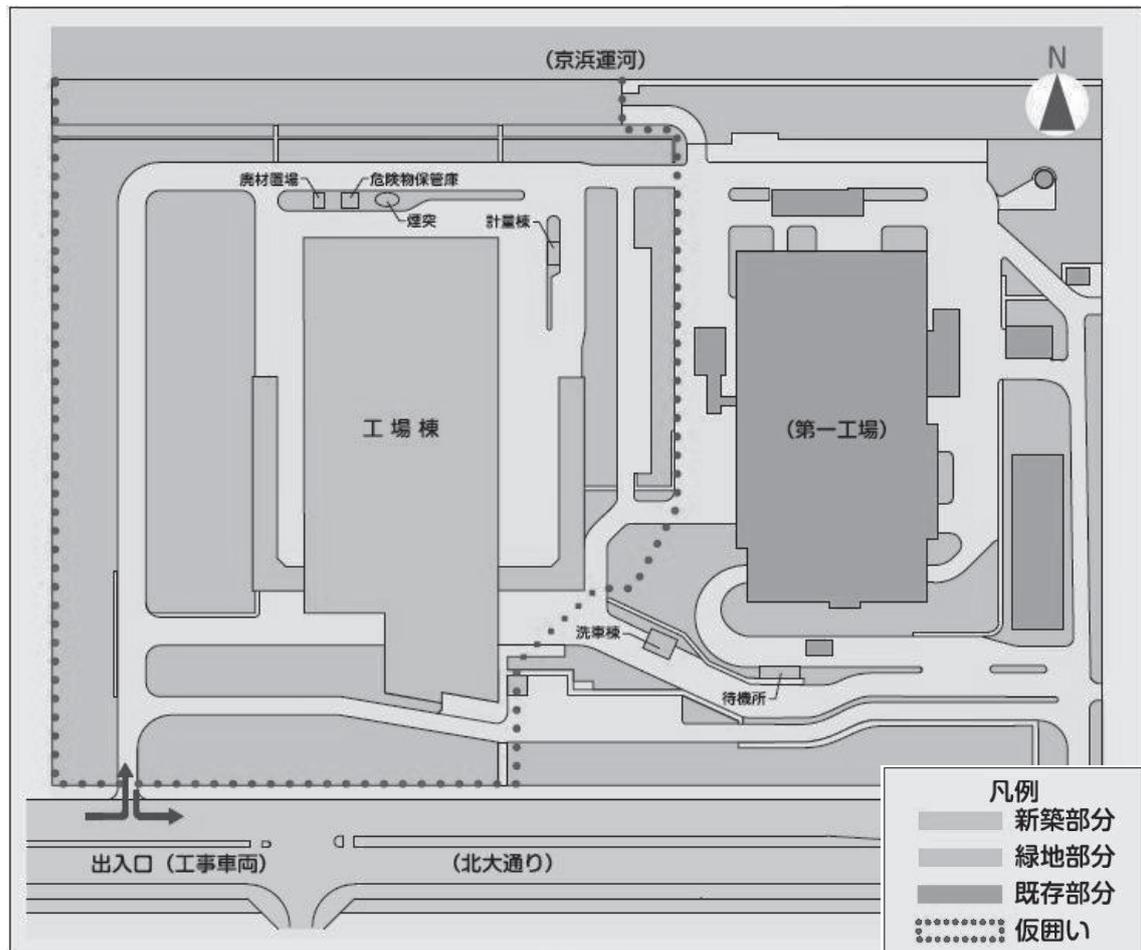
従来よりも効率の高い廃棄物発電設備、高断熱複層ガラス・建物緑化による空調負荷低減及び大型機器のインバータ化やLED照明による省エネルギーによりCO₂の排出量の削減に取り組む。

③ 自然エネルギーの利用

太陽光発電、地中熱、雨水、自然光を積極的に利用する。



図Ⅲ－5 大田清掃工場建設工程



図Ⅲ－6 大田清掃工場配置図

イ 練馬清掃工場

(ア) 概要

練馬清掃工場の整備は、解体工事と建設工事を一体工事として新工場を建設する。

表Ⅲ－35 練馬清掃工場整備概要

| | | | |
|------|------|---------------------------------|---------------------------------|
| 全体概要 | 工事場所 | 練馬区谷原六丁目10番11号 | |
| | 工期 | 平成22年12月22日～平成27年9月30日 | |
| | 敷地面積 | 約15,000㎡ | |
| | 建築 | 工場棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 高さ約24メートル |
| 煙突 | | 鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒型 高さ約100メートル | |
| プラント | 焼却炉 | 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付） | |
| | 焼却能力 | 500トン/日（250トン/日・炉×2基） | |
| | 発電設備 | 蒸気タービン発電機（18,700kW） | |

(イ) 特徴

① 地域環境との調和

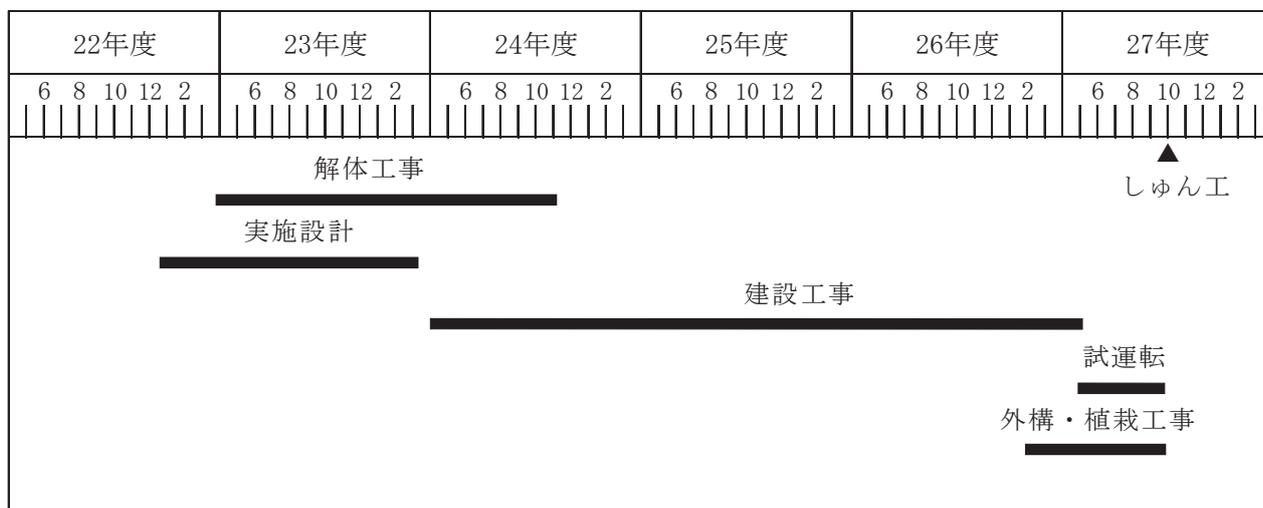
工場棟の高さを可能な限り抑え、建設地が位置する閑静な住宅街に配慮して、周辺環境と調和したデザインや積極的な緑化を図る計画としている。

② 地球温暖化の防止

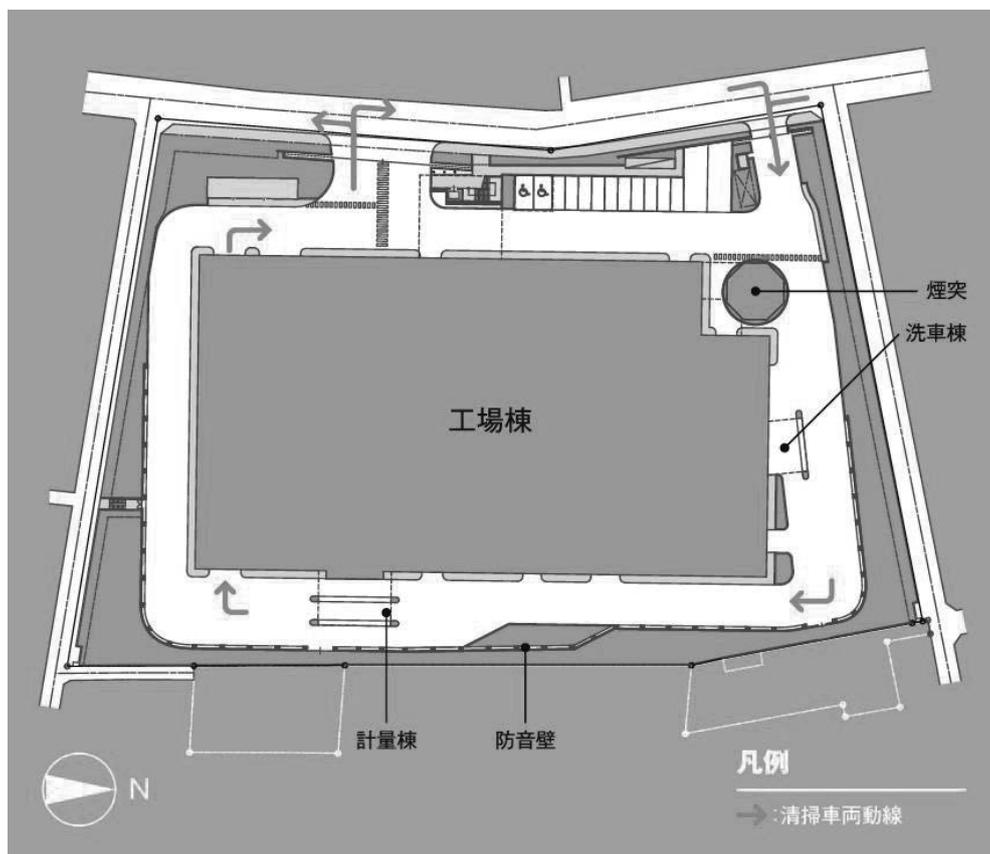
従来よりも効率の高い廃棄物発電設備、高断熱複層ガラス・建物緑化による空調負荷低減及び大型機器のインバータ化やLED照明による省エネルギーによりCO₂の排出量の削減に取り組む。

③ 自然エネルギーの利用

太陽光発電、雨水、自然光を積極的に利用する。



図Ⅲ－7 練馬清掃工場建設工程



図Ⅲ－８ 練馬清掃工場配置図

ウ 杉並清掃工場

(ア) 概要

杉並清掃工場の整備は、解体工事と建設工事を一体工事として新工場を建設する。

表Ⅲ－36 杉並清掃工場整備概要

| | | | |
|------|------|--|---------------------------------|
| 全体概要 | 工事場所 | 杉並区高井戸東三丁目7番6号 | |
| | 工期 | 平成24年9月27日～平成29年9月30日 | |
| | 敷地面積 | 約36,000㎡ | |
| | 建築 | 工場棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 高さ約28メートル |
| 煙突 | | 鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒型 高さ約160メートル（外筒再使用） | |
| プラント | 焼却炉 | 全連続燃焼式火格子焼却炉（廃熱ボイラ付） | |
| | 焼却能力 | 600トン/日（300トン/日・炉×2基） | |
| | 発電設備 | 蒸気タービン発電機（約24,000kW） | |

(イ) 特徴

① 地域環境との調和

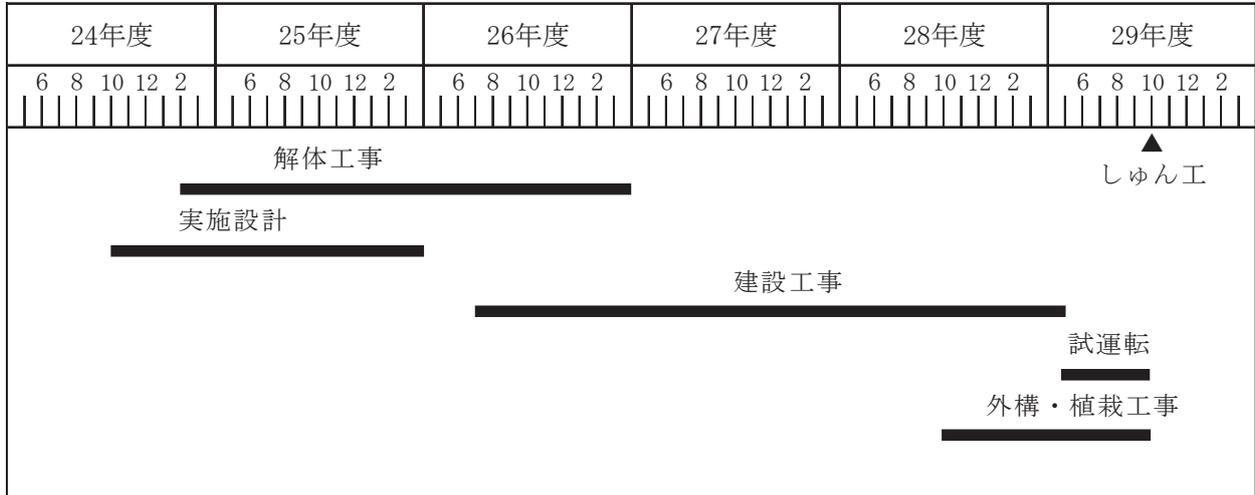
工場棟の高さを旧工場の高さ以下に抑え、建設地が位置する閑静な住宅街に配慮して、周辺環境と調和したデザインや積極的な緑化を図る計画としている。

② 地球温暖化の防止

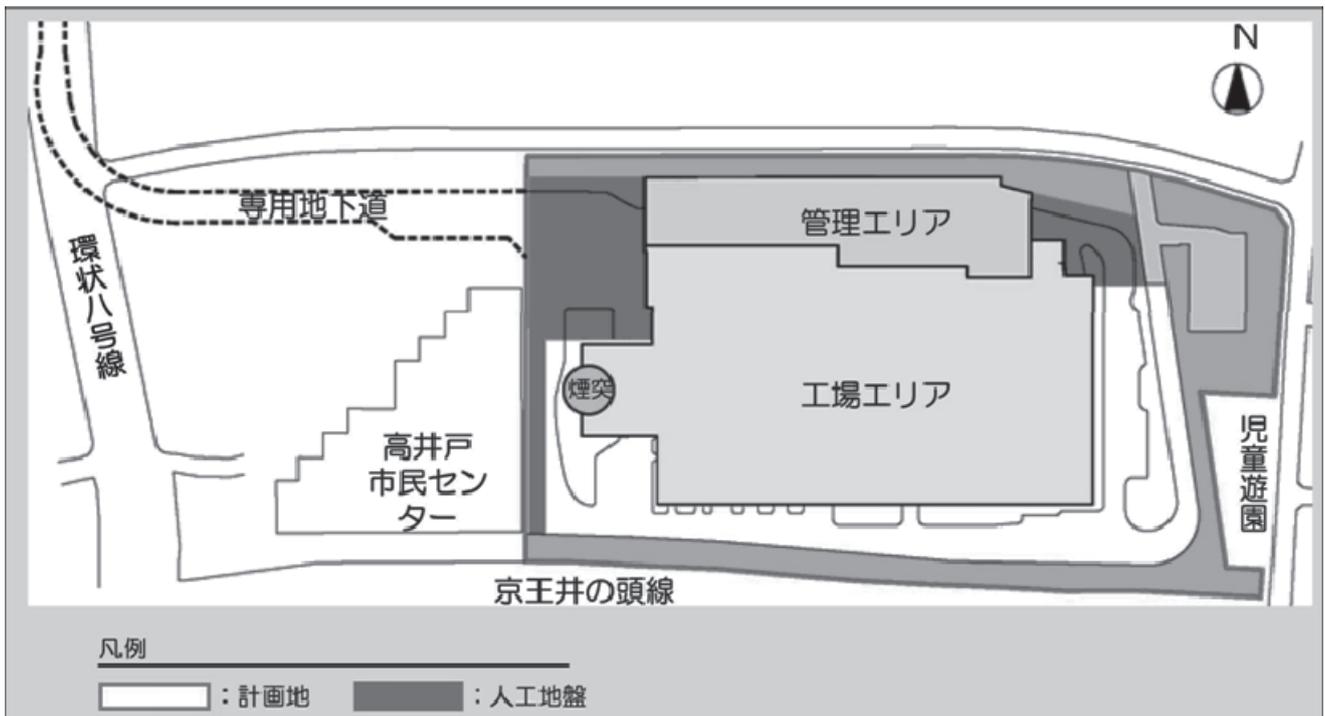
従来よりも効率の高い廃棄物発電設備、高断熱複層ガラス・建物緑化による空調負荷低減及び大型機器のインバータ化やLED照明による省エネルギーによりCO₂の排出量の削減に取り組む。

③ 自然エネルギーの利用

太陽光発電、雨水、自然光を積極的に利用する。



図Ⅲ－9 杉並清掃工場建設工程



図Ⅲ－10 杉並清掃工場配置図

(2) 清掃工場の建設計画策定等〈建設部計画推進課〉

清掃工場の整備事業は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、建設計画等の策定から始まり、東京都環境影響評価条例による環境影響評価手続を経て、

ごみ処理施設選定作業、契約を行い、工事着手に至る。また、工事着手以降は、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査を行う。

平成25年度は、大田清掃工場整備事業、練馬清掃工場建替事業、杉並清掃工場建替事業、及び光が丘清掃工場建替事業について、前年度から引き続き環境影響評価条例に基づき調査を進める。また、目黒清掃工場の整備事業に係る建設計画策定調査や周辺環境等の現況調査に着手する。

- ① 大田清掃工場整備事業については、建設工事と維持管理の両面で合理的な方法として、第一及び第二工場を二期に分けて、最終的に一体の新工場とする整備計画を平成19年3月に策定した。

この整備計画に基づき、環境影響評価手続を進め、平成21年3月に評価書を都知事に提出した。その後、より望ましい施設整備を図る観点から、灰溶融炉の整備時期を当初の第1期工事から第2期工事に移すことなど整備計画の一部変更を行った。これに伴い平成21年6月に東京都環境影響評価条例に基づく変更届を都知事に提出した。平成21年7月に事後調査計画書を都知事に提出し、工事着手に合わせ事後調査を開始している。

また、平成22年2月に一般廃棄物処理基本計画の見直しが行われ、大田清掃工場の第一工場の休止時期を第1期工事完了時と改めると共に、第2期工事については、今後のごみ量の動向を見て改めて検討することとした。この見直しに伴い、環境影響の一部について再評価を行い、平成23年3月に変更届（その2）を都知事に提出した。

- ② 練馬清掃工場建替事業については、平成19年6月に施設規模を日量500トンとする建替方針を決定し、それに基づき平成19年10月に建替計画を策定した。また、建替計画に基づき、環境影響評価手続を進め、平成22年3月に評価書を都知事に提出した。平成22年12月には、事後調査計画書を都知事に提出し、工事着手に合わせ事後調査を開始している。
- ③ 杉並清掃工場建替事業については、平成21年3月に建替計画を策定した。建替計画に基づき、環境影響評価手続を進め、平成21年11月に調査計画書、平成22年8月に評価書案、平成23年3月に見解書、平成23年10月に評価書を都知事に提出した。平成24年9月には、事後調査計画書を都知事に提出し、工事着手に合わせ事後調査を開始している。
- ④ 光が丘清掃工場建替事業については、平成25年2月に建替計画を策定した。この建替計画に基づき、環境影響評価手続を進め、平成25年4月に調査計画書を都知事に提出した。引き続き評価書案作成に向けて作業を進めている。
- ⑤ 目黒清掃工場の整備事業については、建設計画等の策定に向けて平成25年度から調査を行う。また、併せて、環境影響評価手続を進めるため、現況調査を開始する。

イ 練馬清掃工場

| 協議体 | 出席者 | 実施日 | 主な事項 |
|-------|-------------|-------|--|
| 建替協議会 | 建替協議会 委員 | 8月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・建替工事の進捗状況について ・環境影響評価手続の進捗状況について |
| | | 3月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・建替工事の進捗状況について ・環境影響評価手続の進捗状況について |

ウ 杉並清掃工場

| 協議体 | 出席者 | 実施日 | 主な事項 |
|---------------|-----------------|----------------|--|
| 建設協議会 | 建設協議会 委員 | 10月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・建替工事請負契約にかかる入札結果について ・環境影響評価手続について |
| | | 11月21日 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事説明会について |
| 建設協議会 専門部会 | 建設協議会 専門部会委員 | 1月31日 3月26日 | 緑化検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・新杉並清掃工場にかかる緑化について |
| | | 1月31日 3月26日 | 資料室等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・新杉並清掃工場にかかる資料室等について |

エ 光が丘清掃工場

| 協議体 | 出席者 | 実施日 | 主な事項 |
|-------|-------------|-------|---|
| 運営協議会 | 運営協議会 委員 | 5月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・建替計画策定調査等の概要について |
| | | 11月9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・建替計画(素案)説明会の開催について |

オ 目黒清掃工場

| 協議体 | 出席者 | 実施日 | 主な事項 |
|-------|-------------|-------|----------|
| 運営協議会 | 運営協議会 委員 | 5月25日 | 整備事業について |
| | | 7月2日 | 整備事業について |
| | | 8月20日 | 整備事業について |
| | | 9月3日 | 整備事業について |
| | | 10月5日 | 整備事業について |
| | | 11月8日 | 整備事業について |
| | | 1月23日 | 整備事業について |
| | | 3月1日 | 整備事業について |
| | | 3月28日 | 整備事業について |

第4章 広報・広聴・情報公開・国際協力

清掃一組の事業を円滑に実施するためには、23区や区民・事業者との連携が欠かせない。清掃一組では、事業運営の透明性を確保し、区民・事業者が清掃行政についての理解を深められるよう、広報・広聴活動を23区との連携のもとに実施している。

1 施設見学〈総務部総務課〉

清掃一組施設の実態、運営状況等の具体的理解の一助として、清掃工場等の見学受入れを実施している。受入形態は、見学を希望する団体（10名以上）及び小・中学校の申込に基づく「団体見学」並びに1人でも参加できる「個人見学会」がある。

「個人見学会」の開催日時等のお知らせは、清掃一組ホームページに掲載するとともに各区広報紙に掲載を依頼している。

なお、国内外からの行政視察も多数受け入れている。（101ページ、表VI-3参照）

2 情報提供〈総務部総務課〉

（1） 広報用印刷物の配布

清掃一組事業全般や23区のごみ処理の現状を解説した「ごみれば23」、小学生向けの「ごみればKids」、また、各清掃工場の施設概要を記載したリーフレットなど広報用印刷物を作成し、工場見学来場者や視察者、報道機関などに配布している。

（2） ホームページ

清掃一組のホームページを開設し、区民・事業者等に向けて情報提供を行っている。

内容としては、施設案内、各種計画、ごみ処理状況、ダイオキシン類の測定結果、施設見学会のお知らせ、議会会議録等を掲載している。

また、各区及び東京都等関係団体のホームページとリンクを行い、情報の相互活用を図っている。

なお、ホームページへのアクセス件数は、平成23年度は351,264件、平成24年度は441,352件であった。

（ホームページアドレス <http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>）

（3） 報道機関等への情報の提供と取材協力

報道機関への情報提供や取材協力等パブリシティ手法をもって区民等への情報提供を行っている。

また、国内外の自治体や各種機関からの調査・研究への協力依頼に対し、事務事業に関する情報提供も行っている。

このほか、「清掃一組だより」の発行や「区政会館だより」等特別区関連刊行紙への出稿を通じて事業情報を提供している。

(4) DVD・ビデオ・展示パネル・写真の貸出し

清掃一組が保有する、清掃事業やごみ減量・リサイクルへの取組紹介DVD・ビデオや展示パネルについて、貸出しや施設見学等の機会での活用を図っている。(102 ページ、表VI-4 参照)

また、保有する清掃工場等の写真についても必要に応じて貸出しを行っている。

3 広聴事業〈総務部総務課〉

(1) パブリックコメント制度

清掃一組の事業に関する計画又は指針の策定にあたり、区民等からの多様な意見・要望等を活かすことを目的にパブリックコメント制度を設けている。

(2) 「区民の声」メール受付・広聴はがき

区民等から寄せられる意見・要望等を事業運営の参考とするため、清掃一組のホームページから電子メールで受け付けるとともに、各施設に広聴はがきを設置している。特に、清掃工場の運営等に関する区民の関心は高く、寄せられる区民の声に対しては、誠実かつ適切に対応するよう努めている。

4 情報公開〈総務部総務課〉

区民等に対する説明責任を果たし、開かれた清掃行政を実現するため、「東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例」を定め、情報開示請求に応じている。また、開示請求を待つことなく、広報窓口等での各種資料の閲覧に加え、清掃一組のホームページなどを活用し、清掃一組の事業に関する正確で分かりやすい情報の公表・提供など、情報公開の総合的な推進を図っている。

5 国際協力事業〈清掃事業国際協力室〉

環境問題や廃棄物問題に直面する発展途上国など海外からの清掃工場等への見学者は増加傾向にある(101ページ、表VI-3 参照)。これは、海外諸都市が清掃一組の保有する技術やノウハウ、経験を用いて自国の課題を解決しようと期待していることを示唆している。

このような状況を踏まえ、平成23年4月に清掃事業国際協力室を設置し、特別区とともに平成24年5月「東京23区清掃事業の国際協力に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定した。

(1) 基本方針の趣旨・取組期間

23区の清掃事業の経験や廃棄物処理の技術・ノウハウ等の活用を通して、環境問題に直面している海外諸都市の課題解決を支援し、国際的公共利益の実現、地球環境の保全に寄与するとともに、清掃一組における技術力の向上・蓄積と技術の継承、人材の育成を図る。

「基本方針」は、平成24年度からおおむね10年間に、特別区及び清掃一組が連携・協力して取り組む清掃事業の国際協力に関する施策の方向性を明らかにしている。

更に、この基本方針を着実かつ具体的に実現するために、3か年を計画期間とする「個別事業計画」を策定している。

(2) 事業展開のイメージと目標

23区清掃事業の国際協力については、技術支援・指導を重点的に展開する国際貢献型、コンサル型の事業から始め、海外諸都市や関係者との信頼関係を構築しながら、経験、実績を着実に積んでいく。O&M型(※1)や出資/事業運営型については、将来的なビジネス事業への展開を視野に、慎重な検討・議論のもと調査・研究を継続していく。また、定期的(3年ごと)に、実施してきた事業や取組について評価・検証を行う中で最適・最良な国際協力事業を求めていく。

| 事業項目 | | 10か年の方向性 | 平成24年度 | 平成33年度 |
|-----------|-----------|--|--------|--------|
| 国際協力事業の展開 | ①国際貢献型 | 人的交流や技術協力を通して、環境問題や廃棄物問題の解決に貢献するとともに友好・信頼関係を構築する。 | → | |
| | ②コンサル型 | FS(※2)など官民一体となった廃棄物関連事業に積極的に参加し、我が国の産業振興施策に寄与していく。 | → | |
| | ③O&M型 | 慎重な検討・議論のもと、調査・研究を継続していく。 | → | |
| | ④出資/事業運営型 | | → | |
| 実施体制の充実 | | 国際協力事業を継続的に実施していくための組織体制の整備と充実を図る。 | → | |

図Ⅲ-12 国際協力事業の展開のイメージ

(3) 取組実績

①国際貢献型

- 23年度
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構実施の調査事業への協力
 - ・マレーシアとの交流
管理者、副管理者訪問 書簡の交換
マレーシア住宅自治大臣来日 中央清掃工場視察
 - ・世界省エネルギー等ビジネス推進協議会実施調査事業への協力
- 24年度
- ・国際会議への参加
クリーン環境サミット(シンガポール)
アジア3R推進フォーラム(ベトナム)
 - ・JICA(国際協力機構)EPP研修(※3)の実施
マレーシア政府関係者15名受入

②コンサル型

- 24年度
- ・FS事業での協力
3カ国:マレーシア、ベトナム、ブラジル

③O&M型、④出資/事業運営型

- ・慎重な検討、議論に基づく調査、研究
清掃事業国際協力研究会の開催(23年度4回、24年度4回)

※1 Operation and Maintenanceの略。施設、機器の運転、管理業務のこと。

※2 Feasibility Studyの略。事業の可能性を検証すること。 ※3 Economic Partnership Programの略。(日本、マレーシア間の)経済連携研修のこと。

6 区民との意見交換会〈総務部企画室〉

「経営改革プラン2009」の重点施策である区民理解の促進を実現するため、清掃一組の事業に関して区民等の関心の高い事項又は時事にふさわしい事項をテーマに区民との意見交換会を開催し、区民等の関心や理解を深めるとともに、区民等からの意見や要望を受けて清掃一組の考え方を説明するなど、活発的なコミュニケーションを図っている。

区民との意見交換会は平成22年度から試行的に実施し、平成23年度から本格的に実施した。(毎年度3回実施予定)

表Ⅲ－37 区民との意見交換会開催実績

| 年度 | 開催日 | テーマ |
|----|--------|--|
| 22 | 11月19日 | 水銀混入ごみの搬入について |
| 23 | 6月9日 | ①平成23年度予算のあらまし ②清掃一組の地球温暖化防止対策 ③東日本大震災の影響と夏季電力逼迫への対応 |
| | 10月13日 | 放射性物質を含む焼却灰の処理について |
| | 2月27日 | ①平成24年度予算のあらまし ②災害廃棄物の受入れについて |
| 24 | 7月31日 | ①今後の焼却灰溶融処理施設の運営について ②災害廃棄物の受入れについて |
| | 12月5日 | 不燃ごみ、粗大ごみ処理の状況について |
| | 3月14日 | ①平成25年度予算のあらまし ②清掃工場の電力売却 |

IV 事業推進体制

第1章 組織・人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1

第2章 施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

第3章 人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6

第 1 章 組織・人員

1 組織〈総務部総務課〉

特別地方公共団体である清掃一組は、議決機関である議会と執行機関である管理者で構成されている。

2 議決機関〈総務部総務課〉

(1) 清掃一組議会の構成

議員は、23区の区議会議長により構成されている。

また、議員の任期は、各区の議長の任期による。

(2) 会議

議会の会議には、定例会と臨時会があり、いずれも管理者が招集している。定例会は条例により年4回、臨時会は必要のある時に招集している。

表Ⅳ－1 清掃一組議会の開催実績（平成24年度）

| 会議名 | 開会日 | 主な議決内容 |
|-------------|--------|---------------------------------------|
| 平成24年第2回定例会 | 6月27日 | 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意など |
| 平成24年第3回定例会 | 9月26日 | 平成23年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定など |
| 平成24年第1回臨時会 | 10月18日 | 督促異議の申立てに伴う訴えの提起など |
| 平成24年第4回定例会 | 12月21日 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など |
| 平成25年第1回定例会 | 2月26日 | 平成25年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算など |

(3) 委員会

議会には、条例により、3つの常任委員会を設置している。

表Ⅳ－2 常任委員会の名称及び所管事項

| 委員会名 | 定数 | 所管事項 |
|----------|----|----------------|
| 総務・事業委員会 | 9人 | 総務及び事業に関する事項 |
| 財務委員会 | 9人 | 財務に関する事項 |
| 運営委員会 | 5人 | 議会の運営連絡等に関する事項 |

(4) 傍聴・その他

会議は、議会が秘密会とする場合を除き公開している。また、委員会については、委員会が秘密会とする場合を除き委員長の許可を得て、傍聴することができる。

会議の審議内容や議案などは、会議録としてまとめ、清掃一組のホームページに掲載するとともに、写しを各区等へ送付している。

なお、会議の開催日程については、清掃一組のホームページに掲載するとともに、各区に広報紙への掲載を依頼している。

3 執行機関〈総務部総務課〉

(1) 管理者等

清掃一組は、代表者である管理者を1人、副管理者を2人置いている。

管理者は、23区の区長のうちから互選により選出している。副管理者は、23区の区長から1人、知識経験者から1人を管理者が議会の同意を得て選任している。

管理者及び副管理者の任期は、いずれも2年である。

(2) 経営委員会

経営委員会は、経営に係る特に重要な事項、評議会から依頼を受けた事項及び議会に関することを審議するため設置され、管理者、副管理者、その他の区長会役員区長により、構成されている。

(3) 評議会

評議会は、管理者及び副管理者を除いた23区の区長により、構成され、議会に提案する議案や清掃一組の運営にかかる重要事項を審議している。

(4) 監査委員

清掃一組の事務の執行を監査するため、監査委員を3人置いている。

監査委員は、議会の議員のうちから1人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから2人を、管理者が議会の同意を得て選任している。

任期は、議会の議員のうちから選任される者は清掃一組議会議員の任期、その他の者は2年である。

(5) その他の補助機関

そのほか、管理者の権限に属する事務を処理する本庁の3部11課(室)、清掃事業国際協力室、清掃技術訓練センター、19清掃工場及び中防処理施設管理事務所並びに会計管理者の権限に属する事務を処理する会計室と監査委員の事務を補助する監査事務局から構成されている。

また、議決機関である議会には、議会事務局が置かれている。

4 分掌事務〈総務部総務課〉

清掃一組の分掌事務は、85～87ページのとおり。

5 附属機関〈総務部総務課〉

(1) 情報公開及び個人情報保護審査会

情報公開及び個人情報保護制度における開示決定等に対する不服申立てに係る実施機関の諮問事案を審議する「東京二十三区清掃一部事務組合情報公開及び個人情報保護審査会」を設置している。

審査会は、管理者が委嘱する委員3人(情報公開及び個人情報保護制度並びに地方自治に関して学識経験のある者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例に基づく。

(2) 個人情報保護審議会

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護審議会」を設置している。

審議会は、管理者が委嘱する委員5人(学識経験者その他必要と認める者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例に基づく。

(3) 財産価格審議会

財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金を評定するため、「東京二十三区清掃一部事務組合財産価格審議会」を設置している。

審議会は、管理者が委嘱又は任命する委員6人以内(学識経験者5人以内、清掃一組職員)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合財産価格審議会条例に基づく。

(4) 退職手当審査会

退職した職員や遺族等に対する退職手当の支給制限及び返納命令に係る手続の適正化を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合退職手当審査会」を設置している。

審査会は、管理者が委嘱する委員3人(学識経験者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合退職手当審査会条例に基づく。

6 人員〈総務部職員課〉

清掃一組の人員(条例定数)は、1,523人である。なお、各業務の区分による内訳は下表のとおりとなっている。

表Ⅳ-3 清掃一組の人員(条例定数)

(単位:人)

| 業 務 | | 条 例 定 数 |
|---------|-------|---------|
| 管 理 事 務 | | 336 |
| ご み 処 理 | | 1,178 |
| 内 訳 | 焼 却 | (1,161) |
| | 不燃・粗大 | (17) |
| し 尿 処 理 | | 9 |
| 合 計 | | 1,523 |

表Ⅳ－４ 清掃一組の人員（機構別職員数）

（平成25年4月1日現在）（単位：人）

| 本庁舎 | |
|-----------|-----|
| 総務部 | 106 |
| 施設管理部 | 96 |
| 建設部 | 63 |
| 会計室 | 7 |
| 監査事務局 | 4 |
| 議会事務局 | 4 |
| 清掃事業国際協力室 | 6 |
| 計 | 286 |

| 清掃工場等 | | | |
|-------------|----|---------|-----|
| 清掃技術訓練センター | | | 5 |
| 中防処理施設管理事務所 | | | 32 |
| 光が丘清掃工場 | 55 | 豊島清掃工場 | 22 |
| 大田清掃工場 | 29 | 渋谷清掃工場 | 47 |
| 目黒清掃工場 | 49 | 中央清掃工場 | 55 |
| 有明清掃工場 | 27 | 板橋清掃工場 | 50 |
| 千歳清掃工場 | 23 | 多摩川清掃工場 | 51 |
| 江戸川清掃工場 | 22 | 足立清掃工場 | 55 |
| 墨田清掃工場 | 18 | 品川清掃工場 | 54 |
| 北清掃工場 | 21 | 葛飾清掃工場 | 50 |
| 新江東清掃工場 | 78 | 世田谷清掃工場 | 54 |
| 港清掃工場 | 27 | 計 | 824 |

※ 大田・有明・千歳・江戸川・墨田・北・港・豊島清掃工場の8清掃工場については、運転業務の全部を委託している。

合計 1, 110人

表Ⅳ－５ 職務・年齢階層別職員構成

（平成25年4月1日現在）（単位：人）

| 区分 | ～19歳 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～ | 計 | 平均年齢 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|
| 事務 | 1 | 8 | 31 | 19 | 19 | 38 | 36 | 31 | 40 | 223 | 42.9 |
| 一般技術 | 0 | 17 | 98 | 116 | 75 | 68 | 37 | 38 | 92 | 541 | 39.8 |
| 技能 | 0 | 1 | 4 | 6 | 12 | 76 | 127 | 72 | 48 | 346 | 47.5 |
| 合計 | 1 | 26 | 133 | 141 | 106 | 182 | 200 | 141 | 180 | 1,110 | 42.8 |

第2章 施設〈施設管理部管理課〉

1 施設

清掃一組が管理・運営する清掃工場、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設は、99ページ・表VI-1及び100ページ・表VI-2のとおり。

2 運営協議会

清掃工場を建設する際には、地域住民及び清掃工場所在区との間での相互理解を深め、公害発生を防止し、地域環境を保全することを目的として、操業協定等を結んでいる。

運営協議会は、操業協定書や運営協議会設置要綱等に基づき、清掃工場の操業について協議する場として設置されている。運営協議会の委員は、地域住民代表、清掃工場所在区、清掃一組の3者で構成されている。

運営協議会では、清掃工場の操業状況や各種環境調査結果を報告している。

また、清掃工場設備の重要な変更や清掃工場の運営について協議が行われ、住民の理解を得ることで、円滑な清掃工場の操業が行われている。

更に、運営協議会では、収集を担当する区と連携して、清掃事業全体の計画や重要な変更についても情報提供を行っている。

表IV-6 運営協議会開催実績

| 工場名 | 平成24年度開催状況 | 第1回開催日 |
|-----|-----------------|---------------|
| 杉並 | (建替中) | 昭和58年 2月 2日 |
| 光が丘 | 定例2回(5、11月) | 昭和60年 2月 12日 |
| 大田 | 定例1回(6月) | 平成2年 10月 23日 |
| 目黒 | 定例2回(7、3月)、臨時8回 | 平成3年 9月 26日 |
| 練馬 | (建替中) | 平成12年 7月 31日 |
| 墨田 | 定例1回(3月) | 平成10年 6月 8日 |
| 北 | 定例2回(7、12月) | 平成10年 5月 6日 |
| 港 | 定例2回(8、1月) | 平成11年 3月 17日 |
| 豊島 | 定例2回(7、2月) | 平成11年 6月 29日 |
| 渋谷 | 定例2回(9、3月) | 平成13年 7月 26日 |
| 中央 | 定例2回(6、12月) | 平成13年 7月 23日 |
| 板橋 | 定例2回(7、2月) | 昭和50年 2月 6日 |
| 多摩川 | 定例1回(10月) | 昭和48年 11月 21日 |
| 足立 | 定例1回(7月) | 昭和48年 1月 12日 |
| 葛飾 | 定例2回(7、12月) | 昭和53年 4月 10日 |
| 世田谷 | 定例2回(7、2月) | 平成20年 7月 11日 |

第3章 人事管理

1 職員の構成、給与等〈総務部職員課〉

(1) 職員の構成、身分の取扱い

清掃一組が設立された平成12年度は、多くの東京都からの派遣職員（以下「都派遣職員」という。）で構成されていた。その後、6年間の派遣期間中（平成12年度から17年度まで）に都派遣職員が段階的に派遣を終了して都に戻り、各区からの派遣職員（以下「区派遣職員」という。）が順次清掃一組へ派遣されるようになった。（60ページ、表Ⅳ－7参照）

平成18年4月の政令による身分切替時には、清掃一組の人事上の取扱い（平成17年4月区長会総会）に基づき、清掃事業従事を希望した都派遣職員が特別区への身分切替を経て清掃一組固有職員となるとともに、人事交流による特別区職員の身分切替及び新規採用ができることとされた。

今後、安全で安定的な工場運営を図るためには、清掃技術・技能の維持・継承が不可欠であり、これに必要な人材を確保し、育成していくことが求められている。

(2) 給与等

職員の給与制度は、清掃一組を組織する特別区の人事委員会勧告等によって定めている。また、ごみ等を取り扱うことから労働環境が特殊なものであるため、職務に応じた特殊勤務手当の支給を行っている。

(3) 昇任制度

清掃一組における昇任制度は、職員のモラルの高揚を図るため、特別区と同様に能力主義に基づく公平な昇任制度を整備している。

行政系職員の管理職昇任選考は特別区の規定を準用して実施し、係長職昇任選考、主任主事昇任選考等、また、技能系職員の技能長職昇任選考、技能主任職昇任選考は、特別区と同様の昇任等に関する一般基準に準じて整備している。

(4) 表彰制度

勤務成績が優秀で、職員として他の模範となり、功績が顕著な者を表彰することにより、職員の勤労意欲の向上や自己啓発を促し、もって清掃事業の円滑な運営・発展を実現することを目的として実施している。

また、東京都生活環境改善事業功労者表彰の実施及び叙勲候補者の推薦等については、清掃一組における勤務成績等をもとに東京都において行うこととなる。

2 基本的人権の擁護〈総務部総務課〉

等しく職員がその能力を発揮し適正に職務を遂行することができるように、基本的人権の擁護を図り、良好な職場環境を確保することに努めている。

そのための活動の一つとして、ハラスメントに関する苦情・相談窓口及び苦情処理委員会を設置している。また、人権に関する認識を深め、啓発の一助とするために、研修や各集会等への積極的参加を図っている。

3 研修・人材育成〈総務部職員課〉

職員研修は体系図（59 ページ、図Ⅳ－1 参照）に示すように、清掃一組研修、特別区職員研修所による共同研修、区派遣職員を対象とした派遣元区における研修等に分類される。

清掃一組研修は、職員課研修係所掌の座学を中心とした研修と、少人数実践方式で技術・技能を修得させる清掃技術訓練センターでの訓練に大別され、それぞれの目的にしたがって実施している。

（1） 実施方針

清掃一組研修の役割は、清掃一組が直面するさまざまな課題を克服し、清掃事業の未来を果敢に切り開いていくために、鋭い問題意識と情熱を持って職務に精励する職員を育て、組織の生産性向上に貢献することにある。

職員一人ひとりが、職務を通じて、区民のために何をどのようにすべきかを自ら考え、かつ実践する能力を備えるため、研修においても職員の自己啓発意欲を喚起し、その能力開発と研鑽をサポートしていくことが求められている。平成 25 年度においても、経営改革プランの具体的取組の一つでもある「人材育成」の趣旨にのっとり、平成 20 年 10 月に設立した清掃技術訓練センターの機能を更に充実させ、清掃一組の技術・技能を継承できる職員の育成に力を注ぐとともに事務能力向上のための研修も一層充実させる。

（2） 実施計画

ア 研修係が所掌する研修

（ア） 職層研修

a 導入研修（新規採用職員、新規派遣等職員、新規転入管理職員）

固有職員として採用された新規採用職員、区からの派遣により新たに配属された係長級以下職員及び新たに転入した管理職職員を対象に清掃一組の概要や清掃事業などに関する基礎的知識を付与し、職務遂行能力向上の糧とする。

b 監督者研修（係長級）

清掃事業に関する高度な知識を付与して、個人の能力を向上させるとともに、監督者として、部下の育成能力を含めた資質の向上を図る。

c 管理職研修

清掃一組が取り組む事業の更なる理解を図り、管理職として必要な実践的知識を付与し、部下の指導、育成能力の向上に資する。

d 昇任時研修（管理職、係長、主任主事、技能長、技能主任）

清掃一組固有職員で、新たに昇任した職員にそれぞれの職責に応じた職務遂行能力の醸成を図る。

（イ） 実務研修

職務に関連する幅広い知識を付与し、職務遂行能力を向上させるため、技術職員等のニーズに対応する充実した研修科目を提供する。

(ウ) 人権研修（同和問題研修）

同和問題研修は全職員に受講を義務付けて、2年ごとに各工場・所で複数回実施し、あらゆる差別の解消に努めている。なお、講師は外部専門講師及び所属長が行っている。また、この研修は、清掃事業区移管時の都区間の協定により、研修講師は特別区職員研修所による講師養成研修の修了を必須としている。

(エ) その他研修

a 講演会、施設見学会

広い分野にわたる今日的課題についての知識を付与し、自己啓発の一助とする。

b 技術発表会

廃棄物行政に関する調査・研究及び職務を通じて得た経験・知識等を発表し、職員相互の技術情報交流と啓発を図る。

c 汚職等事故防止研修

公務員倫理の高揚及び汚職等事故の防止を図るため、職場ごとに実施する。

(オ) 派遣研修

他機関の実施する研修等への参加を通じて、専門知識の習得を図る。

イ 清掃技術訓練センターにおける訓練

清掃一組における技術・技能の維持と向上を図り、安全で安定的な処理施設運営のための確固たる技術力基盤の確立を目的に行う。

平成25年度は、運営に関する検討審議会や、平成24年度の訓練成果の検証等検討委員会の報告と提言を踏まえ、受講しやすい訓練日程での訓練生のさらなるスキルアップに適した訓練課程の編成と、より理解しやすい良質な教材類による訓練を実施する。

常設訓練コースは、次のとおりである。

(ア) 運転管理コース

プラント運転管理実務、事故発生時対応について、清掃技術訓練センターに設置したシミュレータ装置での模擬体験や清掃工場の実設備を使用して学ぶ。

(イ) 設計積算コース

定期補修工事に係る設計積算の実務能力を身につける。

(ウ) 業務委託コース

運転管理業務等の委託に伴う安全管理・緊急対策など実践的監理、監督技術を習得する。

(エ) 整備実習コース

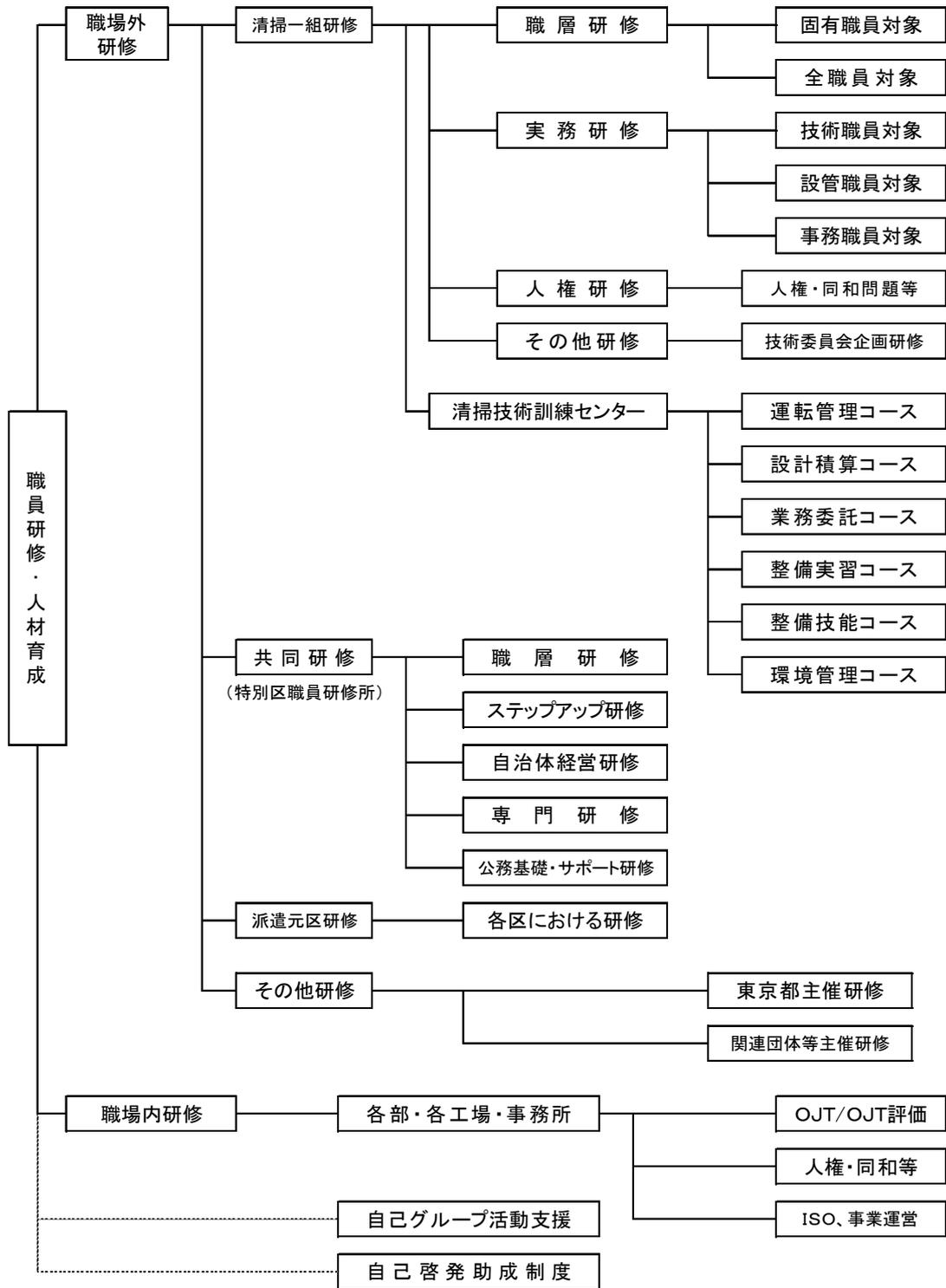
定期補修工事、中間点検時の工事監督や検査業務について、現場での見学を実施し、習得を図る。

(オ) 整備技能コース

溶接、機器の分解整備、電気設備工事・工作等の技能を実習する。

(カ) 分析コース

環境関連法令並びにボイラ水質や排水、排ガス等の化学分析・測定技術などを学ぶ。



図Ⅳ－1 清掃一組職員研修体系図

4 安全衛生管理〈総務部職員課〉

清掃工場における公務災害は、平成 24 年度 6 件発生した。安全衛生管理体制の充実強化により、公務災害の発生を減らしていくために、労働安全衛生対策の一層の充実を図る。具体的には、「東京二十三区清掃一部事務組合労働安全

衛生対策推進要綱」に基づき、「人命尊重」及び「安全第一」を基本理念とした労働安全衛生対策を推進していく。

平成 25 年度は、この要綱に基づき、労働安全衛生管理体制の充実強化、安全衛生意識の高揚と安全衛生教育の充実及び労働安全衛生施策の推進などの対策を講じ、計画を策定し、①安全作業の徹底、②保護具の適正着用及び改善、③作業環境の整備、④健康対策の推進、⑤労働安全衛生運動の推進、⑥ダイオキシン類による健康障害の防止などの課題に取り組んでいる。

(1) 安全衛生管理体制の充実強化

- ① 衛生管理者、作業主任者等の養成
- ② 事故防止対策の充実

(2) 安全衛生意識の高揚と安全衛生教育の充実

ア 安全衛生意識の高揚

ポスター等各種印刷物の掲示、安全衛生ビデオの貸出し、安全関係図書の配付

イ 安全衛生教育の充実

災害発生特性に対応した研修、新規事業開始前の安全教育の実施

ウ 安全衛生運動の推進

安全運動月間（7月1日～7月31日）、労働衛生週間（10月1日～10月7日）、年末年始災害防止期間（12月下旬～1月上旬）

(3) 労働安全衛生施策の推進

ア 安全作業対策

各作業過程における安全作業手順の周知徹底、保護具の措置及び適正着用に関する指導

イ 健康管理対策

体力測定の実施、産業医による健康管理等に関する講習会の開催、長時間労働者への面接、メンタルヘルス対策、各種健康診断の受診率の向上などに取り組んでいる。

表Ⅳ－7 職員の構成

(各年度4月1日現在)

| 年 度 | 区 職 員 | | 都 職 員 |
|-----|-----------|----------|------------|
| | 各区からの派遣職員 | 清掃一組固有職員 | 東京都からの派遣職員 |
| 12 | 87人 | 29人 | 1,397人 |
| 13 | 116人 | 27人 | 1,333人 |
| 14 | 206人 | 28人 | 1,200人 |
| 15 | 308人 | 28人 | 1,068人 |
| 16 | 472人 | 26人 | 913人 |
| 17 | 560人 | 25人 | 777人 |
| 18 | 605人 | 730人 | — |
| 19 | 587人 | 729人 | — |
| 20 | 547人 | 714人 | — |
| 21 | 464人 | 750人 | 3人 |
| 22 | 413人 | 750人 | 3人 |
| 23 | 358人 | 775人 | 4人 |
| 24 | 321人 | 797人 | 3人 |
| 25 | 300人 | 805人 | 5人 |

※ 清掃一組固有職員は、平成17年度までは本庁等に勤務する幹部職員のみ。

V 事 業 経 費

第 1 章 予算・決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1

第 2 章 廃棄物処理原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 8

第1章 予算・決算〈総務部財政課〉

1 平成25年度予算の概要

(1) 編成方針

平成25年度予算は、「経営計画」及び「経営改革プラン2009」に基づき、安全で安定した中間処理を更に推進するとともに、全職員が一丸となって行財政の見直しに取組、内部努力による歳出の削減を図ること及び財源の確保に努めることとし、以下の7つの方針に基づき編成した。

- ① 「一般廃棄物処理基本計画」の着実な達成を図ること。
- ② 平成25年度予算要求における経費の見積りについては、原則として、前年度予算を最上限として要求すること（施設整備計画に係る事業費及び債務負担行為に基づく経費を除く）。
また、事業の必要性を見極め、実施時期を含めて再検討し、真に必要な経費を計上するとともに、特に事務費等の内部経費については、積極的に経費の削減を図ること。
事務事業の実施方法については、民間活力の導入などにより効率化を図ること。
- ③ 新規事業及びレベルアップ事業の要求に当たっては、事業の緊急性や必要性などを十分検証し、既存事業の見直し・再構築を前提に財源を捻出すること。
- ④ 過去の決算状況を分析し、実績を踏まえた見積りを行うこと。
また、全ての契約行為の予算の見積りに当たっては、直近の契約実績を反映させ、より実績に近い金額で予算要求すること。
- ⑤ 職員定数については、別に定める「平成25年度組織及び職員定数について」に基づき適正化を図り、より効率的かつ効果的な執行体制を構築すること。
- ⑥ 施設の建設、改築及び改修に当たっては、仕様内容を十分精査することを含め、建設コストの縮減に努めるとともに、事業運営の合理化及び維持管理費の縮減に十分配慮すること。
また、予算要求に当たっては、関係部課と十分に調整し、工事の重複等がないよう留意すること。
- ⑦ 歳入の見積りに当たっては、国庫支出金に係る国の予算編成の動向を注視し、確実に財源を確保すること。
また、自主財源については、最大限の増収を見込むとともに、手数料等においては、なお一層収納率の向上に努めること。

(2) 予算規模等

平成25年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、807億7,000万円である。

債務負担行為の限度額は、8億4,501万円である。

組合債の限度額は、79億6,900万円である。

一時借入金の借入最高額は、200億円である。

特別区分担金の歳入予算額は、前年度比5.4%減の391億9,300万円である。

なお、財政調整基金からの繰入れや組合債の積極的な活用に加え、エネルギー

一売払収入などの自主財源の増収を図り、特別区分担金の抑制に努めた。

63ページ・表V-1、64ページ・表V-2は、平成25年度一般会計予算及び平成25年度・平成24年度一般会計歳出予算比較の内訳である。

2 平成25年度予算における主要事業の概要

主要事業の概要は、次のとおりである。

(1) **ごみ焼却作業** **325億6,498万円**

可燃ごみの焼却作業、清掃工場（プラント）の点検・修繕等を行う。

(2) **不燃・粗大ごみ処理作業** **59億1,456万円**

不燃ごみ及び焼却不適ごみの処理、粗大ごみ等（産業廃棄物を一部含む。）の破碎処理作業、可燃性の破碎ごみの焼却処理等を行う。

(3) **し尿処理作業** **1億9,280万円**

品川清掃作業所において、し尿の下水道投入処分を行う。

(4) **埋立処分委託** **25億2,386万円**

東京都へ焼却残灰等の埋立処分委託を行う。

(5) **清掃工場の建設整備** **167億4,797万円**

大田清掃工場の建設工事、練馬及び杉並清掃工場の建替工事等を行う。

(6) **不燃・粗大ごみ処理施設の整備** **5億1,942万円**

中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターの整備等を行う。

表 V - 1 平成25年度一般会計予算

1. 歳入歳出予算（前年度比較）

（歳入）

| 款 | 25年度 当初予算額 千円 | 24年度 当初予算額 千円 | 増（△）減額 千円 | 増（△）減率 % | 備 考 |
|------------|---------------------|---------------------|--------------|-------------|---------------|
| 1 分担金及び負担金 | 39,193,000 | 41,437,000 | △ 2,244,000 | △ 5.4 | 特別区分担金 |
| 2 使用料及び手数料 | 13,476,523 | 13,276,591 | 199,932 | 1.5 | 廃棄物処理手数料等 |
| 3 国庫支出金 | 4,491,019 | 1,216,044 | 3,274,975 | 269.3 | 循環型社会形成推進交付金等 |
| 4 財産収入 | 25,160 | 34,320 | △ 9,160 | △ 26.7 | 基金運用収入等 |
| 5 寄附金 | 1,300 | 1,300 | 0 | 0.0 | 一般寄附金 |
| 6 繰入金 | 6,230,000 | 8,870,000 | △ 2,640,000 | △ 29.8 | 財政調整基金繰入金 |
| 7 繰越金 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.0 | 前年度決算剰余金 |
| 8 諸収入 | 9,083,998 | 7,445,745 | 1,638,253 | 22.0 | エネルギー売払収入等 |
| 9 組合債 | 7,969,000 | 4,208,000 | 3,761,000 | 89.4 | 清掃工場整備費 |
| 計 | 80,770,000 | 76,789,000 | 3,981,000 | 5.2 | |

（歳出）

| 款 | 25年度 当初予算額 千円 | 24年度 当初予算額 千円 | 増（△）減額 千円 | 増（△）減率 % | 備 考 |
|--------|---------------------|---------------------|--------------|-------------|-----|
| 1 議会費 | 9,684 | 9,706 | △ 22 | △ 0.2 | |
| 2 総務費 | 4,740,968 | 5,041,489 | △ 300,521 | △ 6.0 | |
| 3 清掃費 | 66,602,334 | 59,725,145 | 6,877,189 | 11.5 | |
| 4 公債費 | 9,096,320 | 11,694,036 | △ 2,597,716 | △ 22.2 | |
| 5 諸支出金 | 20,694 | 18,624 | 2,070 | 11.1 | |
| 6 予備費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.0 | |
| 計 | 80,770,000 | 76,789,000 | 3,981,000 | 5.2 | |

2. 債務負担行為 3件 845,008千円

3. 組合債 3件 7,969,000千円

表 V - 2 平成25年度・平成24年度一般会計歳出予算比較（款・項・目別）

| 科 目 | | | 25年度 当初予算額 千円 | 24年度 当初予算額 千円 | 増(△)減額 千円 | 25年度 構成比 % | 対前年度 増(△)減率 % |
|-----|---|-----------------------------|---------------------|---------------------|--------------|------------------|---------------------|
| 款 | 項 | 目 | | | | | |
| 1 | 議 | 会 費 | 9,684 | 9,706 | △ 22 | 0.0 | △ 0.2 |
| | 1 | 議 会 費 | 9,684 | 9,706 | △ 22 | 0.0 | △ 0.2 |
| | | 1 議 会 費 | 9,684 | 9,706 | △ 22 | 0.0 | △ 0.2 |
| 2 | 総 | 務 費 | 4,740,968 | 5,041,489 | △ 300,521 | 5.9 | △ 6.0 |
| | 1 | 総 務 管 理 費 | 4,736,229 | 5,036,738 | △ 300,509 | 5.9 | △ 6.0 |
| | | 1 一 般 管 理 費 | 4,734,756 | 5,035,257 | △ 300,501 | 5.9 | △ 6.0 |
| | | 2 会 計 管 理 費 | 1,473 | 1,481 | △ 8 | 0.0 | △ 0.5 |
| | 2 | 監 査 委 員 費 | 4,739 | 4,751 | △ 12 | 0.0 | △ 0.3 |
| | | 1 監 査 委 員 費 | 4,739 | 4,751 | △ 12 | 0.0 | △ 0.3 |
| 3 | 清 | 掃 費 | 66,602,334 | 59,725,145 | 6,877,189 | 82.4 | 11.5 |
| | 1 | 清 掃 費 | 49,334,953 | 49,777,716 | △ 442,763 | 61.1 | △ 0.9 |
| | | 1 清 掃 総 務 費 | 8,138,755 | 8,466,644 | △ 327,889 | 10.1 | △ 3.9 |
| | | 2 ご み 焼 却 費 | 32,564,982 | 32,629,039 | △ 64,057 | 40.3 | △ 0.2 |
| | | 3 不 燃・粗 大 ご み 処 理 費 | 5,914,563 | 5,962,751 | △ 48,188 | 7.3 | △ 0.8 |
| | | 4 し 尿 処 理 費 | 192,796 | 180,726 | 12,070 | 0.3 | 6.7 |
| | | 5 埋 立 処 分 費 | 2,523,857 | 2,538,556 | △ 14,699 | 3.1 | △ 0.6 |
| | 2 | 施 設 整 備 費 | 17,267,381 | 9,947,429 | 7,319,952 | 21.3 | 73.6 |
| | | 1 清 掃 工 場 整 備 費 | 16,747,966 | 9,376,129 | 7,371,837 | 20.7 | 78.6 |
| | | 2 不 燃・粗 大 ご み 処 理 施 設 整 備 費 | 519,415 | 571,300 | △ 51,885 | 0.6 | △ 9.1 |
| 4 | 公 | 債 費 | 9,096,320 | 11,694,036 | △ 2,597,716 | 11.3 | △ 22.2 |
| | 1 | 公 債 費 | 9,096,320 | 11,694,036 | △ 2,597,716 | 11.3 | △ 22.2 |
| | | 1 元 金 | 8,561,511 | 11,089,760 | △ 2,528,249 | 10.6 | △ 22.8 |
| | | 2 利 子 | 534,809 | 604,276 | △ 69,467 | 0.7 | △ 11.5 |
| 5 | 諸 | 支 出 金 | 20,694 | 18,624 | 2,070 | 0.0 | 11.1 |
| | 1 | 財 政 調 整 基 金 積 立 金 | 20,694 | 18,624 | 2,070 | 0.0 | 11.1 |
| | | 1 財 政 調 整 基 金 積 立 金 | 20,694 | 18,624 | 2,070 | 0.0 | 11.1 |
| 6 | 予 | 備 費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.4 | 0.0 |
| | 1 | 予 備 費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.4 | 0.0 |
| | | 1 予 備 費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 0.4 | 0.0 |
| 合 計 | | | 80,770,000 | 76,789,000 | 3,981,000 | 100.0 | 5.2 |

3 平成23年度決算の概要

平成23年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が788億3,324万円、歳出が737億5,755万円となった。歳入歳出差引額（形式収支）は50億7,569万円で、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったため、実質収支も形式収支と同額で50億7,569万円の黒字となった。

予算現額781億600万円に対する歳入決算額の収入率は100.9%となった。

歳入の主な内訳は、特別区分担金が401億5,500万円（構成比50.9%）、廃棄物処理手数料を主とする使用料及び手数料が134億4,024万円（17.1%）、財政調整基金からの繰入金が114億5,000万円（14.5%）、諸収入が77億7,821万円（9.9%）である。

予算現額に対する歳出決算額の執行率は94.4%となった。翌年度繰越額はなかった。

また、財政調整基金に110億3,200万円の積立てを行った。その結果、平成23年度末現在高は、171億6,800万円である。

66ページ・表V-3、67ページ・表V-4は、平成23年度一般会計歳入歳出決算の内訳である。

表 V - 3 平成23年度一般会計歳入歳出決算（歳入）

（単位：円）

| 科 目 | | 予 算 現 額 | 収 入 済 額 | 予算現額に対する 収入済額の増減 | 収入率(%) |
|---------|------------------|----------------|----------------|---------------------|--------|
| 款 項 | 目 | | | | |
| 1 | 分担金及び負担金 | 40,155,000,000 | 40,155,000,000 | 0 | 100.0 |
| | 1 分担金 | 40,155,000,000 | 40,155,000,000 | 0 | 100.0 |
| | 1 特別区分担金 | 40,155,000,000 | 40,155,000,000 | 0 | 100.0 |
| 2 | 使用料及び手数料 | 13,206,756,000 | 13,440,242,830 | 233,486,830 | 101.8 |
| | 1 使用料 | 17,504,000 | 17,279,484 | △ 224,516 | 98.7 |
| | 1 清掃使用料 | 17,504,000 | 17,279,484 | △ 224,516 | 98.7 |
| | 2 手数料 | 13,189,252,000 | 13,422,963,346 | 233,711,346 | 101.8 |
| | 1 総務手数料 | 29,000 | 26,060 | △ 2,940 | 89.9 |
| | 2 清掃手数料 | 13,189,223,000 | 13,422,937,286 | 233,714,286 | 101.8 |
| 3 | 国庫支出金 | 408,939,000 | 644,647,580 | 235,708,580 | 157.6 |
| | 1 国庫補助金 | 408,939,000 | 504,075,580 | 95,136,580 | 123.3 |
| | 1 清掃費国庫補助金 | 408,939,000 | 504,075,580 | 95,136,580 | 123.3 |
| | 2 国庫委託金 | 0 | 140,572,000 | 140,572,000 | — |
| | 1 清掃費国庫委託金 | 0 | 140,572,000 | 140,572,000 | — |
| 4 | 財産収入 | 80,881,000 | 87,792,062 | 6,911,062 | 108.5 |
| | 1 財産運用収入 | 29,602,000 | 29,602,195 | 195 | 100.0 |
| | 1 基金運用収入 | 29,602,000 | 29,602,195 | 195 | 100.0 |
| | 2 財産売払収入 | 51,279,000 | 58,189,867 | 6,910,867 | 113.5 |
| | 1 物品売払収入 | 51,279,000 | 58,189,867 | 6,910,867 | 113.5 |
| 5 | 寄附金 | 6,300,000 | 6,320,000 | 20,000 | 100.3 |
| | 1 寄附金 | 6,300,000 | 6,320,000 | 20,000 | 100.3 |
| | 1 一般寄附金 | 6,300,000 | 6,320,000 | 20,000 | 100.3 |
| 6 | 繰入金 | 11,450,000,000 | 11,450,000,000 | 0 | 100.0 |
| | 1 基金繰入金 | 11,450,000,000 | 11,450,000,000 | 0 | 100.0 |
| | 1 財政調整基金繰入金 | 11,450,000,000 | 11,450,000,000 | 0 | 100.0 |
| 7 | 繰越金 | 4,669,030,000 | 4,669,030,939 | 939 | 100.0 |
| | 1 繰越金 | 4,669,030,000 | 4,669,030,939 | 939 | 100.0 |
| | 1 繰越金 | 4,669,030,000 | 4,669,030,939 | 939 | 100.0 |
| 8 | 諸収入 | 7,493,094,000 | 7,778,208,178 | 285,114,178 | 103.8 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 5,232,000 | 11,756,200 | 6,524,200 | 224.7 |
| | 1 延滞金 | 5,232,000 | 11,756,200 | 6,524,200 | 224.7 |
| | 2 預金利子 | 4,736,000 | 4,841,016 | 105,016 | 102.2 |
| | 1 預金利子 | 4,736,000 | 4,841,016 | 105,016 | 102.2 |
| | 3 有価物売払収入 | 1,200,868,000 | 1,484,468,052 | 283,600,052 | 123.6 |
| | 1 有価物売払収入 | 1,200,868,000 | 1,484,468,052 | 283,600,052 | 123.6 |
| | 4 雑入 | 6,266,076,000 | 6,254,658,630 | △ 11,417,370 | 99.8 |
| | 1 納付金 | 89,163,000 | 87,246,507 | △ 1,916,493 | 97.9 |
| | 2 庁舎管理等収入 | 50,458,000 | 52,411,128 | 1,953,128 | 103.9 |
| | 3 自動車損害賠償責任保険金収入 | 1,000 | 0 | △ 1,000 | 0.0 |
| | 4 エネルギー売払収入 | 6,083,383,000 | 6,078,110,516 | △ 5,272,484 | 99.9 |
| | 5 違約金及び延納利息 | 1,000 | 0 | △ 1,000 | 0.0 |
| | 6 雑入 | 43,070,000 | 36,890,479 | △ 6,179,521 | 85.7 |
| | 5 受託事業収入 | 16,182,000 | 22,484,280 | 6,302,280 | 138.9 |
| | 1 受託事業収入 | 16,182,000 | 22,484,280 | 6,302,280 | 138.9 |
| 9 | 組合債 | 636,000,000 | 602,000,000 | △ 34,000,000 | 94.7 |
| | 1 組合債 | 636,000,000 | 602,000,000 | △ 34,000,000 | 94.7 |
| | 1 清掃債 | 636,000,000 | 602,000,000 | △ 34,000,000 | 94.7 |
| 歳 入 合 計 | | 78,106,000,000 | 78,833,241,589 | 727,241,589 | 100.9 |

表 V - 4 平成23年度一般会計歳入歳出決算（歳出）

（単位：円）

| 科 目 | | 予 算 現 額 | 支 出 済 額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 | 執行率 (%) |
|---------|------------------|----------------|----------------|--------|---------------|------------|
| 款 項 | 目 | | | | | |
| 1 | 議会費 | 9,358,000 | 8,035,521 | 0 | 1,322,479 | 85.9 |
| | 1 議会費 | 9,358,000 | 8,035,521 | 0 | 1,322,479 | 85.9 |
| | 1 議会費 | 9,358,000 | 8,035,521 | 0 | 1,322,479 | 85.9 |
| 2 | 総務費 | 4,992,472,000 | 4,713,473,446 | 0 | 278,998,554 | 94.4 |
| | 1 総務管理費 | 4,987,694,000 | 4,709,034,889 | 0 | 278,659,111 | 94.4 |
| | 1 一般管理費 | 4,986,209,000 | 4,707,774,382 | 0 | 278,434,618 | 94.4 |
| | 2 会計管理費 | 1,485,000 | 1,260,507 | 0 | 224,493 | 84.9 |
| | 2 監査委員費 | 4,778,000 | 4,438,557 | 0 | 339,443 | 92.9 |
| | 1 監査委員費 | 4,778,000 | 4,438,557 | 0 | 339,443 | 92.9 |
| 3 | 清掃費 | 49,919,635,000 | 46,151,570,376 | 0 | 3,768,064,624 | 92.5 |
| | 1 清掃費 | 46,789,338,000 | 43,218,588,573 | 0 | 3,570,749,427 | 92.4 |
| | 1 清掃総務費 | 8,382,506,000 | 8,143,537,451 | 0 | 238,968,549 | 97.1 |
| | 2 ごみ焼却費 | 29,844,798,000 | 26,763,605,593 | 0 | 3,081,192,407 | 89.7 |
| | 3 不燃・粗大ごみ処理費 | 5,804,567,000 | 5,590,669,517 | 0 | 213,897,483 | 96.3 |
| | 4 し尿処理費 | 155,953,000 | 154,935,016 | 0 | 1,017,984 | 99.3 |
| | 5 埋立処分費 | 2,601,514,000 | 2,565,840,996 | 0 | 35,673,004 | 98.6 |
| | 2 施設整備費 | 3,130,297,000 | 2,932,981,803 | 0 | 197,315,197 | 93.7 |
| | 1 清掃工場整備費 | 2,978,264,000 | 2,783,443,953 | 0 | 194,820,047 | 93.5 |
| | 2 不燃・粗大ごみ処理施設整備費 | 152,033,000 | 149,537,850 | 0 | 2,495,150 | 98.4 |
| 4 | 公債費 | 11,852,535,000 | 11,852,469,094 | 0 | 65,906 | 100.0 |
| | 1 公債費 | 11,852,535,000 | 11,852,469,094 | 0 | 65,906 | 100.0 |
| | 1 元金 | 11,132,027,000 | 11,132,026,011 | 0 | 989 | 100.0 |
| | 2 利子 | 720,508,000 | 720,443,083 | 0 | 64,917 | 100.0 |
| 5 | 諸支出金 | 11,032,000,000 | 11,032,000,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 1 財政調整基金積立金 | 11,032,000,000 | 11,032,000,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 1 財政調整基金積立金 | 11,032,000,000 | 11,032,000,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| 6 | 予備費 | 300,000,000 | 0 | 0 | 300,000,000 | 0.0 |
| | 1 予備費 | 300,000,000 | 0 | 0 | 300,000,000 | 0.0 |
| | 1 予備費 | 300,000,000 | 0 | 0 | 300,000,000 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | | 78,106,000,000 | 73,757,548,437 | 0 | 4,348,451,563 | 94.4 |

第2章 廃棄物処理原価〈総務部企画室〉

1 廃棄物処理原価

廃棄物処理原価は、廃棄物処理に要する経費から単位当たりの処理経費（ごみ、し尿について1トン当たり）を算定するものである。

廃棄物処理に要する経費は、大きく「ごみ」と「し尿」に分類され、更に、処理過程に応じて「収集運搬部門」と「処理処分部門」とに細分化している。

23区における清掃事業は、収集運搬を各区が、可燃ごみ、不燃ごみ等の中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都が設置・管理する最終処分場を使用して行われていることから、処理経費も各実施主体がそれぞれ算定している。

なお、この廃棄物処理原価は、ごみの処理手数料を決定する際の基礎資料としている。

2 対象となる経費（処理処分部門）

| | |
|-------|--|
| 人件費 | 報酬・給料・職員手当（退職手当を除く）・共済費等職員の人件費 |
| 物件費 | ごみを中間処理及び最終処分するための需用費・役務費・委託料・使用料・工事請負費（減価償却分除く）など。 |
| 減価償却費 | 耐用年数により平準化すべき建物や工作物等について、取得価格から減価償却費を計上したもの。 ※ 建替え・プラント更新により既存施設を廃止した場合には、残存価値分を一括償却する。 |
| 償還利子 | 施設整備に伴う発行債の利子分 |
| 歳入 | 上記4項目の合計から差し引くもの。売電や有価物売払収入、減価償却の対象に係るものではない国庫支出金など。 |

3 対象となる廃棄物量（処理処分部門）

原価計算上、対象となる廃棄物量は、清掃一組施設に当初搬入されたごみ量で、施設間での移動分（例：粗大ごみ破碎処理施設で破碎処理後、可燃分を清掃工場で焼却処理する場合等）は除く。

また、廃棄物量には、一般廃棄物のほか一部の産業廃棄物を含み、災害廃棄物（1,550.64トン）を除く。

4 原価計算表

平成23年度 ごみ処理原価（処理処分部門）

（単位：千円）

| 原価費目 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ その他 | 計 |
|----------------------------|--------------|------------|-------------|---------------------|
| 人件費 | 10,418,156 | 148,931 | 653,515 | 11,220,602 |
| 物件費 | 29,035,018 | 3,188,574 | 6,507,436 | 38,731,028 |
| 減価償却費 | 15,114,555 | 779,207 | 2,865,230 | 18,758,992 |
| 償還利子 | 1,703,146 | 72,557 | 197,365 | 1,973,068 |
| 小計(A) | 56,270,875 | 4,189,269 | 10,223,546 | 70,683,690 |
| 歳入(B) | 6,965,528 | 641,252 | 1,863,051 | 9,469,831 |
| 処理経費(C) (C) = (A) - (B) | 49,305,347 | 3,548,017 | 8,360,495 | (D) 61,213,859 |
| 廃棄物量(トン) | 2,671,009.16 | 100,414.04 | 104,001.81 | (E) 2,875,425.01 |
| トン当りごみ処理原価(円) (D) / (E) | 21,289 | | | |

※ 「粗大ごみ・その他」には、粗大ごみの破砕処理及び破砕した粗大ごみの可燃物を焼却する破砕ごみ処理、道路・公園ごみ等の選別処理、埋立処分に係る経費・処理量を含む。

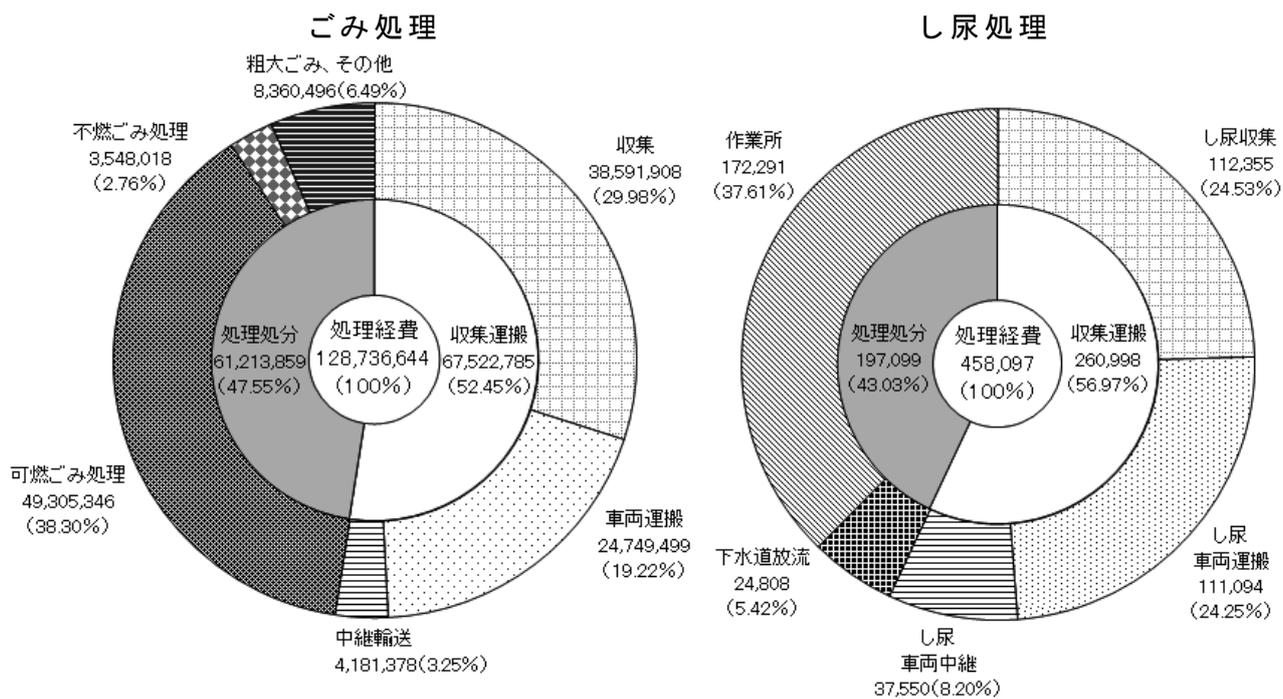
※ 端数処理のため、内訳と合計が合わない場合がある。

平成23年度 し尿処理原価（中間処理部門）

（単位：千円）

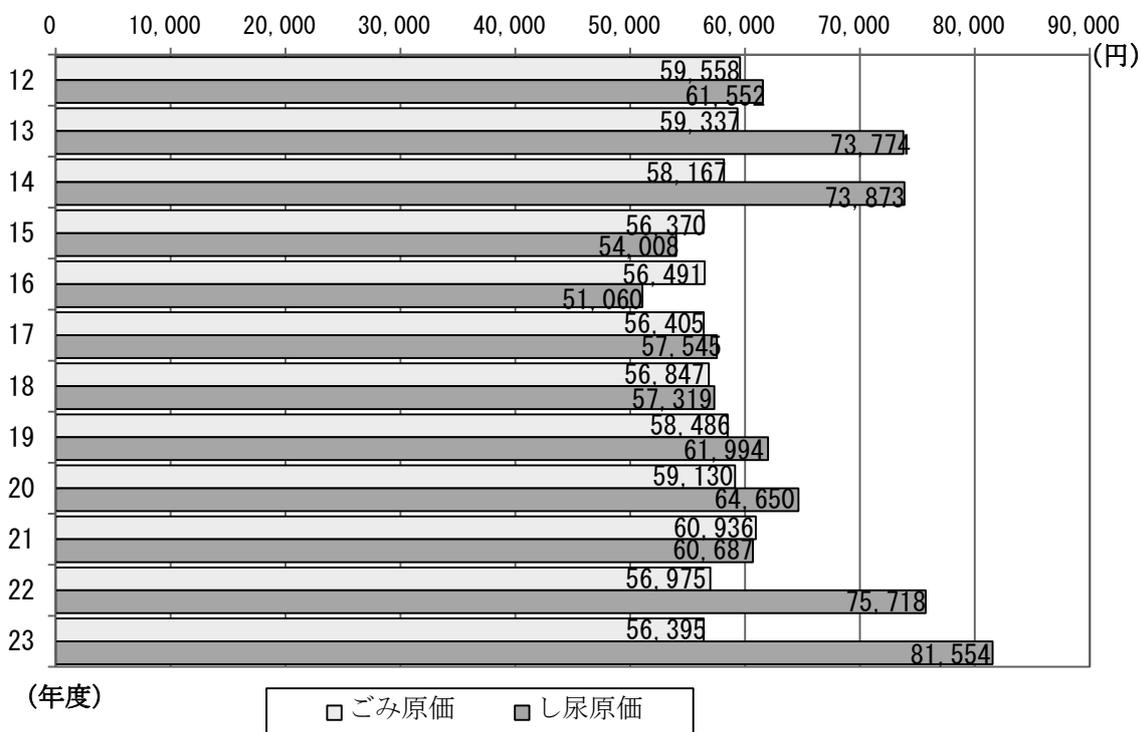
| 原価費目 | 処理処分 |
|----------------------------|------------------|
| 人件費 | 12,386 |
| 物件費 | 155,646 |
| 減価償却費 | 28,763 |
| 償還利子 | 541 |
| 小計(A) | 197,336 |
| 歳入(B) | 237 |
| 処理経費(C) (C) = (A) - (B) | 197,099 |
| 処理量(トン) | (D) 16,335.34 |
| トン当りし尿処理原価(円) (C) / (D) | 12,066 |

※ 端数処理のため、内訳と合計が合わない場合がある。



※ 単位は千円単位。四捨五入の関係で合計等が合わない場合がある。
 ※ 収集運搬部門の経費は、23区資料から作成。

図V-1 平成23年度 廃棄物処理経費部門別分析図

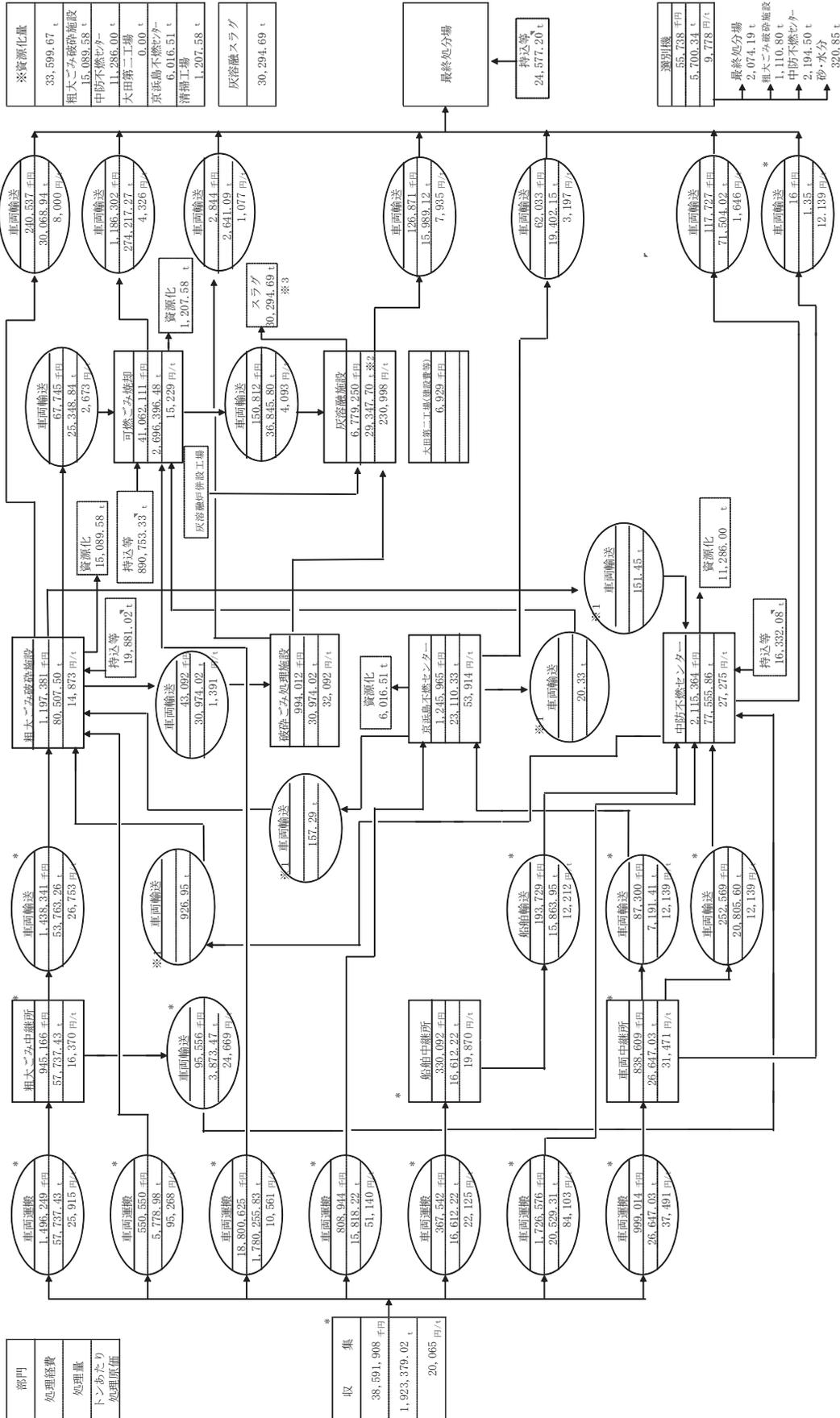


※ ごみ原価、し尿原価は円/トン。

図V-2 廃棄物処理原価の推移

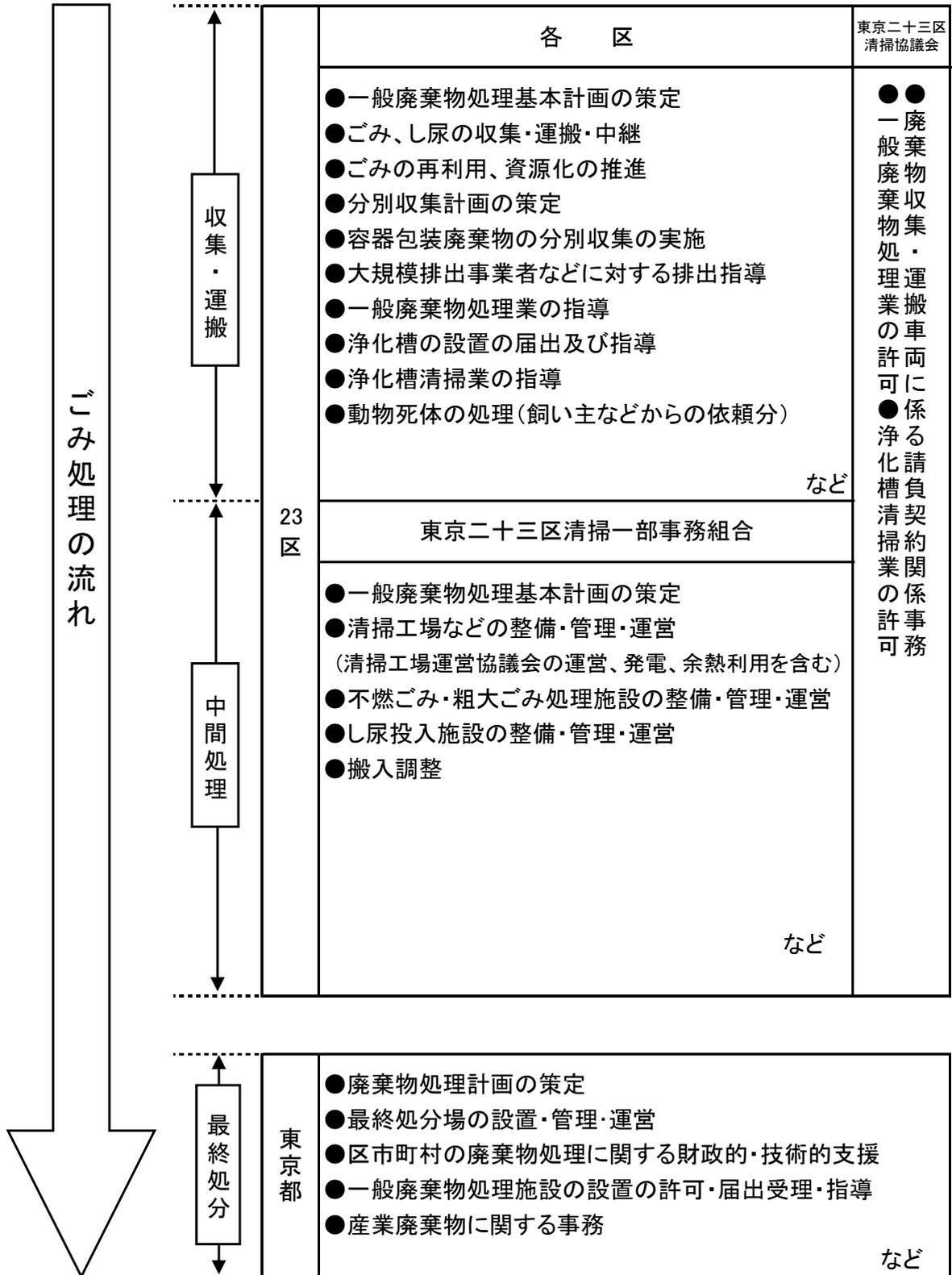
平成23年度 ごみ処理の流れと各部門別ごみ処理原価

注① 「→」は、ごみの流れを示す。
 ② 処理量には、水道局・下水道局の持込ごみを含まない。
 ③ トンあたり処理原価は小数点以下を四捨五入しているため、四捨五入の関係で合計があわない場合がある。
 ④ ※1の車両輸送の処理量は、京浜島不燃セーター・中防不燃セーター・灰溶融施設各施設の処理経路に含まれる。
 ⑤ ※2の処理量は、灰溶融施設に搬入された主灰及び飛灰のうち溶融処理した量である。
 ⑥ ※3のスラグ輸送量は、世田谷清掃工場のガス化溶融炉からのスラグ輸出量を含む。

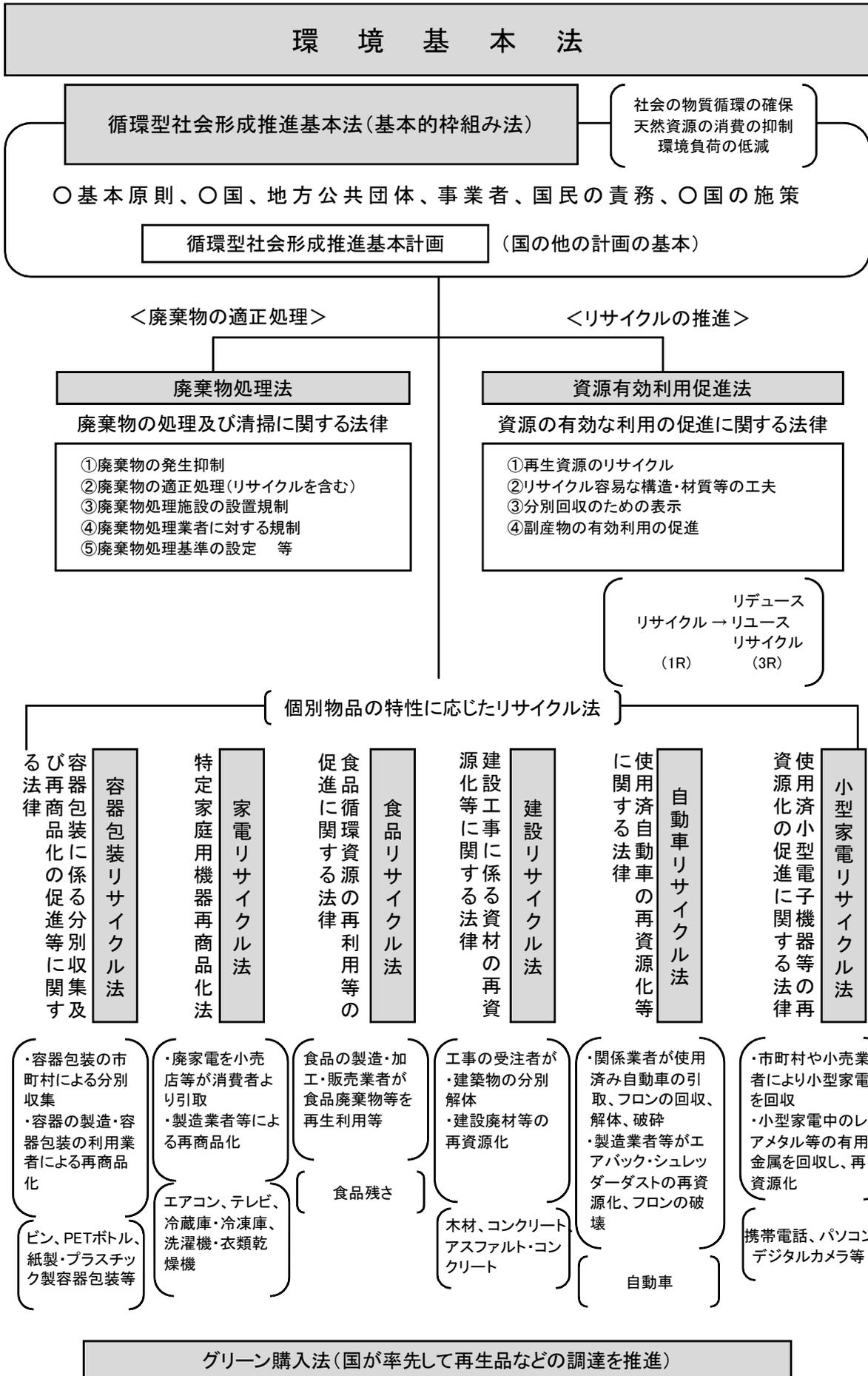


資 料

23区の清掃事業の役割分担（平成25年度）〈総務部企画室〉



廃棄物・リサイクル関係法令の体系〈総務部総務課〉



清掃事業の23区への移管と清掃一組〈総務部企画室〉

清掃事業の区移管に係る廃棄物処理法等の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成10年5月8日公布）が平成12年4月1日に施行された。

平成11年度まで、23区の区域においては東京都がごみの収集・運搬・処理・処分を実施してきたが、この法改正により、23区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスのひとつである清掃事業は、特別区が行うことになった。

1 地方自治法改正（平成10年5月）までの経緯

昭和39年（1964） 地方自治法改正

特別区の事務権能が拡充される。福祉事務所等列举事務が10項目から21項目に拡充（一部概括列举）
ごみの収集・運搬事務を特別区の事務に規定（別に法律で定める日までは引き続き都が処理）

昭和49年（1974） 地方自治法改正

自治法施行令により、別に法律で定める日までの間は、特別区が行うのは公衆便所、公衆用ごみ容器の設置・維持管理の事務のみ。

昭和61年（1986）2月 都区協議会において「都区制度改革の基本的方向」を了承

『23区の内部団体的性格を改め、大都市区域における基礎的自治体として、普通地方公共団体に位置づける。一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は、特別区に移管する。』

平成2年（1990）9月 第22次地方制度調査会答申「都区制度改革に関する答申」

『都区協議会の「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項（一般廃棄物の収集・運搬に関する事務）については、概ねその方向で区に移譲すべきである。』

平成4年（1992）10月 都区制度改革推進協議会「中間のまとめ」決定

『第22次地方制度調査会答申を踏まえ、検討経過を都区で発表、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「一般廃棄物の収集運搬に関する事務」の範囲を移管する。』

平成6年（1994）9月 都区間で「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を合意

移管の範囲を廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村（長）が行うこととされている事務の全て（収集・運搬・中間処理・最終処分の全て）とし、移管の時期を平成12年4月とした。

平成10年（1998）5月 地方自治法改正

「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布された。（平成12年4月1日施行）
関連法令として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の改正

2 清掃一組設立までの経緯

平成10年（1998）10月 特別区長会において清掃事業移管にかかる「基本方針」を了承

＜「基本方針」の主な内容＞

- ・収集・運搬については、各特別区が直接実施する。
- ・可燃ごみの中間処理についても、協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中（平成17年度まで）共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決することとする。
- ・最終処分場の確保については、各特別区が責任を有することとなる。将来の最終処分場の確保については、七都区市との関係もあり、23区が協調して検討していく。

平成10年（1998）12月 都からの「清掃事業の移管に関する提案」を区長会了承

「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方について都区及び労使で合意した。

平成11年（1999）3月 「清掃事業の移管について」を都区で合意

内容は、移管後の清掃事業の運営（「都と特別区の役割分担」を含む。）及び職員の身分取扱いについて。

平成11年（1999）7月 清掃一組規約（原案）の決定、清掃一組設立にあたっての覚書を23区長が署名

清掃事業共同処理準備委員会（特別区長会）において、清掃一組規約（原案）を決定、「東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書」を23区長が署名

東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書

特別区長会は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の設立に際し、組合規約附則第2項に規定する共同処理事務（規約第3条第1号に規定する事務）の廃止に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 規約第3条第1号に掲げた事務は、平成10年10月8日及び26日開催の特別区長会で了承された「基本方針」に則り、中間処理の安定的処理体制を確保するため、一定期間共同処理するものであること。
- 2 規約附則第2項の「安定的処理体制の確立」とは、以下の条件を満たした場合を意味すること。
 - (1) 可燃ごみの中間処理について、特別区総体で15パーセント以上の焼却余力が確保されていること。（必要な清掃工場及び灰溶融施設の整備が完了していること。）
 - (2) 地域処理のための各ブロックを構成する関係特別区相互間及び各ブロック相互間において、処理協定が成立していること。
- 3 前項の「安定的処理体制の確立」の確認及び廃止期日は、組合規約第2条に定める関係特別区の協議によること。
- 4 規約第3条第1号に規定する事務の共同処理の廃止に伴い生じる次の事項については、特別区長会で協議のうえ、支障がないよう事前に調整すること。
 - (1) 財産の取扱い
 - (2) 財政調整制度上の取扱い
 - (3) その他の廃止に伴い生じる事項
- 5 本覚書について疑義が生じた場合その他本覚書に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、東京二十三区清掃協議会で協議すること。
- 6 23区長が署名した本覚書の正本は、東京二十三区清掃協議会会長（協議会会長が選任されるまでの間は特別区長会会長）が保管し、23区長は本覚書の正本の写しをそれぞれ保管するものとする。

平成11年7月15日（以下署名）

平成11年（1999）12月 「東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書」を関係特別区において締結、
清掃一組設立の許可申請を都知事に提出

東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区は、1. 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の熔融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営、2. 1. に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営、3. し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営に関する事務を共同処理するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づき、別添のとおり規約を定め、一部事務組合を設立する。

平成11年12月21日

東京二十三区清掃一部事務組合の設立の許可申請書

地方自治法第284条第2項の規定により、下記のとおり一部事務組合の設立の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 一部事務組合を設立しようとする地方公共団体（特別区名については記載省略）
- 2 一部事務組合の設立にいたった理由

一部事務組合設立理由書

1 はじめに

各特別区は、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成10年法律第54号）」の施行（平成12年4月1日）により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務の全てに責任を負うこととなります。

2 共同処理方式を選択する理由

特別区が清掃事業を実施するにあたり、以下の理由により一般廃棄物の中間処理について共同処理する必要があります。

(1) 不燃ごみ、粗大ごみ及びし尿の処理について

現在、特別区の存する区域内から排出される「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「し尿」については、その処理施設等が臨海部に偏在しているという状況にあります。このことから、平成12年4月以降、特別区はこれらの施設を使用し、「不燃・粗大ごみ」の中間処理及び「し尿」の下水道投入施設の運営を共同処理とすることといたしました。

(2) 可燃ごみの中間処理について

平成9年8月「大気汚染防止法」に基づく環境庁告示、同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」により、ダイオキシン類の排出基準が新たに定められました。清掃事業の主体となる特別区は、ダイオキシン類の削減計画を緊急課題として、東京都の作成したスリムプラン21を継承し、最優先で取り組んでいく必要があります。しかし、この計画に沿って対策を行うことにより、一部の清掃工場は停止せざるを得ず、清掃工場全体の焼却能力が低下することになります。このためダイオキシン類対策期間中は、清掃工場の焼却余力が少なくなり、清掃工場間の頻繁な搬入調整が必要となるなどの問題が生じます。

このことから、特別区は、清掃工場の安定稼働の確保のために、ダイオキシン類対策期間中、可燃ごみの共同処理を行うことといたしました。

- 3 組合規約の写し
- 4 関係地方公共団体の議決書と会議録（規約に関する部分）

平成12年（2000）2月 都知事、清掃一組の設立を許可

平成12年（2000）3月 「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」を都区で合意

＜「都区制度改革実施大綱」の主な内容＞

移管等事務事業の運営方法

(1) 清掃事業の運営形態

ア 収集・運搬については、各区が実施する。

イ 中間処理については、

(ア) 可燃ごみの中間処理は、一定期間、23区の共同処理とする。

(イ) 不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理は、23区の共同処理とする。

ウ 最終処分場については、都が設置・管理する新海面処分場を使用する。

エ 23区の共同処理の形態は、地方自治法第284条に定める一部事務組合及び同法第252条の2に定める協議会とする。

(2) 「移管後の都及び区における清掃事業の実施方法」及び「23区内の清掃事業に関する各区、一部事務組合、協議会の役割分担」についてまとめた。

移管等事務事業に係る人事制度

清掃事業の移管に伴う派遣職員の身分取扱いについてまとめた。

移管等事務事業に係る財産の取扱い

清掃事業の区移管に伴う財産の処理について、「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」（平成6年9月）等の内容を踏まえ、次のとおり実施する。

(1) 特別区の清掃事業の用に供される財産は、原則として事業運営主体である特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合等に無償譲渡する。

(2) これにより難しい場合は、無償貸付等の方法による。

3 清掃一組の設立

平成12年（2000）4月 東京二十三区清掃一部事務組合設置・一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）策定

都区制度改革の重要な柱である清掃事業の移管に際し、23区において一部事務組合を設立し、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入について共同で行うこととされた。

＜東京二十三区清掃一部事務組合の事務＞

① 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の熔融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営

② 上記①以外のごみ処理施設の整備及び管理運営

③ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

なお、①の「可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営については、規約附則で「平成17年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」とした。

4 清掃一組設立後の動き

平成13年（2001）10月 清掃一組評議会において、中野区、新宿区等からの用地取得要請について審議事務局に検討下命、検討結果を清掃一組評議会に諮ることとした。

平成14年（2002）6月 清掃一組評議会において、事務局が「一般廃棄物処理基本計画見直し検討会報告」を説明

*用地取得の要否については、特別区長会が検討し、評議会に諮るとして、最終結論は持ち越しとなる。

⇒用地取得の要否について、「地域処理」に関する検討とあわせて、23区が検討

平成15年（2003）7月 特別区長会において「特別区における一般廃棄物の中間処理について」を確認

＜特別区における一般廃棄物の中間処理について＞

- ① 23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保することを確認する。
- ② その上で、ごみ量の減少、危機的な財政状況、中間処理をめぐる諸課題等の状況変化を踏まえるならば、今新たな清掃工場の必要性はない。そこで、清掃一部事務組合に対しては、この視点に立って施設整備計画の見直しに取り組むよう回答する。
- ③ 今後の特別区における中間処理のあり方については、平成6年の「協議案」にとらわれることなく、改めて区長会で協議することとする。

平成15年（2003）8月 清掃一組「一般廃棄物処理基本計画」変更

施設整備計画部分で、新宿・荒川・中野地区清掃工場の建設計画を削除

平成15年（2003）11月 特別区長会において「特別区における安定的な中間処理のあり方について」（当分の間、清掃一組による中間処理の継続）方針を確認

平成15年11月14日の「特別区長会自治研究会第2分科会報告」（今後の特別区における安定的な中間処理のあり方の研究）を区長会の方針とすることを確認する。

＜報告の要旨＞

- ① 特別区における中間処理は、平成18年4月1日以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理により行うのが望ましいと考える。その際、清掃一部事務組合の抜本的な改革を行い、効率的・効果的な運営を図るべきである。
- ② 23区間に中間処理に係る様々なアンバランスが存在しているため、清掃一部事務組合による共同処理を継続していくにあたって、その是正のための検討を行っていく必要がある。
- ③ 清掃一部事務組合同規約の附則と設立にあたっての覚書の取扱いについて、清掃協議会で整理する必要がある。

平成15年（2003）11月 特別区長会が清掃事業に関する24課題をとりまとめ、助役会等に検討を下命

平成16年（2004）6月 助役会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について検討結果をとりまとめ報告

＜「清掃一組の抜本的な改革のあり方」報告要旨＞

抜本的改革のメニュー

- I 計画体系の整備
 - 1 責任ある経営主体としての諸計画の策定
 - 2 計画策定に伴う計画評価手法の確立
- II 経営体制の整備
 - 1 評議会下部機関の設置
 - 2 各機関の連携体制の整備
 - 3 技術・事業開発の推進
- III 抜本的な行政改革の推進
 - 1 行政改革プランの策定
 - 2 本庁・工場組織の再構築
 - 3 現行委託業務内容の精査
 - 4 委託業務の拡大
 - 5 新たな施設整備・運営手法の導入
- IV 情報の透明性の確保
 - 1 清掃一部事務組合情報の伝達ルートの確立
 - 2 情報の双方向化の確保
 - 3 積極的な情報公開

平成16年（2004）9月 特別区長会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について一部了承

○経営体制の整備

「清掃一組の経営体制の整備のためには、管理者を中心とし、各区長が管理者をサポートする体制が必要である。そのため、まず、直ちに実施可能な方法として、定期的に区長会役員会が清掃一組常勤の副管理者から経営等に関する十分な説明をうけて実質的な議論を行い、その結果を評議会に報告して全体の議論を深める、という運営を行っていく。」

○計画体系の整備

「計画体系については、助役会報告のとおり整備を行うものとし、上記の運営体制のなかで方針等を議論する。」

平成16年（2004）10月 一般廃棄物処理基本計画策定検討準備委員会及びワーキンググループの設置

平成17年（2005）4月 清掃一組評議会及び全員協議会、一般廃棄物処理基本計画「施設整備計画」（素案）について了承

平成17年（2005）4月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

<「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、現計画上の新規4施設の稼働に伴う定数増を行わないことを、平成17年1月14日区長会総会において了承したところである。

その上で、平成18年度から平成20年度までの3年間を暫定的期間とし、下記の6項目の方針により取り扱うことを確認する。

今後直ちに、清掃一組の管理者・副管理者及び役員区長を構成員とする清掃一組経営委員会を設置し、清掃一組の経営のあり方やアウトソーシングの方向等とあわせて平成21年度以降の扱いの検討を行い、その検討結果に基づき改めて区長会総会で暫定的期間後の取扱いを確認することとする。

- 1 清掃一組の業務に従事している平成18年4月身分切替対象の都派遣職員は、職種を問わず、清掃一組に身分を帰属させる。
- 2 各区から清掃一組に派遣している技術系職員は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができる。
- 3 各区から清掃一組に派遣している事務系職員は、引き続き地方自治法上の派遣を行う。
- 4 清掃一組の本庁及び工場等の職務に従事する管理職員は、各区からの派遣の場合を除き、清掃一組に身分を帰属させる。
- 5 清掃一組は、上記区長会了承事項を踏まえた採用計画に基づき、技術系職員の採用を行う。その際、採用計画、毎年度の採用の具体的内容等に関して、清掃一組経営委員会において検討を行った後、区長会総会の了承を得るものとする。
- 6 清掃一組に派遣する職員については、各区がそれぞれの区から排出されるごみ量に応じて派遣数を分担する。また、清掃一組の安定的かつ責任ある運営が可能となるよう派遣期間等の条件を見直す。

平成17年（2005）5月 清掃一組経営委員会発足

<経営委員会の設置について>

1 設置目的

「評議会事前打合せ会（平成16年9月16日区長会了承）の趣旨及び「清掃一組の人事上の取扱いについて」（平成17年4月15日区長会総会了承）を踏まえて、今後の清掃一組の事業運営をより効率的かつ適正なものにするため経営委員会を設置する。

2 所掌事項

（1）組合の経営に係る特に重要な事項について審議する

〔清掃一組の経営のあり方・アウトソーシングの方向（経営計画）、平成21年度以降の人事上の取扱い等〕

（2）評議会から依頼された検討事項について審議する

（3）議会に関すること

3 構成メンバー

管理者、両副管理者、役員区長、大田区長（第2分科会座長）

4 運営方法

(1) 経営委員会は評議会に先行して詳細で集中的な検討を行い途中経過及び検討結果を評議会へ報告する。

(2) 経営委員会は評議会において検討を要するものとされた案件を審議し、その結果を評議会に報告する。

平成17年（2005）9月 清掃一組評議会、アウトソーシングの進め方及び「経営計画」等の取組内容について了承

平成17年（2005）10月 清掃一組評議会及び全員協議会、「経営計画（原案）」・「経営改革プラン（原案）」を了承

平成17年（2005）11月 清掃一組評議会及び全員協議会、「一般廃棄物処理基本計画（原案）」を了承

平成18年（2006）1月 「経営計画（平成18年度～32年度）」・「経営改革プラン（平成18年度～20年度）」・「一般廃棄物処理基本計画（平成18年度～32年度）」策定

平成18年（2006）3月 「財政計画（平成18年度～32年度）」策定

平成18年（2006）4月 アウトソーシングの取組として、練馬清掃工場、有明清掃工場の運転管理業務の一部等を委託

平成18年（2006）10月 アウトソーシング及び売電収入向上の取組として、清掃一組と東京ガス株式会社との出資による合併会社「東京エコサービス株式会社」を設立

平成19年（2007）3月 「財政計画 改訂版2007（平成19年度～21年度）」策定

平成19年（2007）4月 アウトソーシングの取組として、大田清掃工場、杉並清掃工場の運転管理業務の一部等を委託

平成19年（2007）9月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

<「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、21年度以降の人事上の取扱いについて、安全で安定的な工場運営にとって不可欠な職員の能力を維持・継承していくため、下記のとおり確認された。

- 1 各区から清掃一組に派遣している事務職員のうち希望者は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができるものとする。
- 2 清掃一組は、事務職員の採用を行うことができるものとする。その際、各年度の採用計画に関しては、清掃一組経営委員会において検討を行った後、清掃一組評議会の了承を得るものとする。
- 3 設備管理職員について、将来的に補充の必要性が生じた場合には、清掃一組経営委員会において検討を行い、清掃一組評議会の了承を得たうえで採用できるものとする。

平成20年（2008）3月 「財政計画 改訂版2008（平成20年度～22年度）」策定

平成20年（2008）4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転管理業務の一部等を委託。また、練馬清掃工場、有明清掃工場、大田清掃工場、杉並清掃工場の運転管理業務の全部を委託

平成20年（2008）4月 平成17年4月、平成19年9月に区長会総会において確認された「清掃一組の人事上の取扱い」における人事交流については、平成21年度から特別区相互間が実施していることと同様に行う。

平成20年（2008）10月 人材育成の取組として、清掃技術訓練センターを新江東清掃工場内に開設。

平成21年（2009）3月 「財政計画 改訂版2009（平成21年度～23年度）」及び「経営改革プラン2009（平成21年度～）」策定

平成21年（2009）3月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置

<「一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会設置要綱」要旨抜粋>

（目的）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づく、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、23区の共同処理としての一般廃棄物の中間処理について、各区の施策との整合性を図り、23区全体として効率的で効果的なあり方を検討するため、一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（委員）

第3条 検討委員会は、一部事務組合関係部長並びに管理者が委嘱する23区清掃担当部長及び東京都環境局関係部長（以下「委員」という。）をもって構成する。

（ワーキンググループ）

第7条 前条第2項に規定するワーキンググループは、一部事務組合関係課長並びに委員長が指名する23区清掃担当課長及び東京都環境局廃棄物対策部関係課長をもって構成する。

平成21年（2009）4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転管理業務の全部を委託

平成22年（2010）2月 「一般廃棄物処理基本計画（平成22年度～32年度）」改定

平成22年（2010）3月 建替えにより、練馬清掃工場の運転管理等業務委託を中止

平成22年（2010）3月 「財政計画 改訂版2010（平成22年度～24年度）」策定

平成22年（2010）4月 アウトソーシングの取組として、港清掃工場、千歳清掃工場の運転管理業務等を委託

平成23年（2011）3月 「財政計画 改訂版2011（平成23年度～25年度）」策定

平成23年（2011）4月 アウトソーシングの取組として、豊島清掃工場の運転管理業務等を委託

平成24年（2012）3月 建替えにより、杉並清掃工場の運転管理等業務委託を中止

平成24年（2012）3月 「財政計画 2012（平成24年度～26年度）」策定

平成25年（2013）3月 「財政計画 2013（平成25年度～27年度）」策定

平成25年（2013）4月 アウトソーシングの取組として、品川清掃工場、多摩川清掃工場、世田谷清掃工場、板橋清掃工場、足立清掃工場、葛飾清掃工場の受付・搬入等業務を委託

東京二十三区清掃一部事務組合同規約〈総務部総務課〉

平成十二年二月二十一日 東京都知事許可
改正 平成十七年四月二十八日
平成十九年三月二十七日

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、左の特別区（以下「関係特別区」という。）をもって組織する。

一 特別区名については記載省略 一

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の熔融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。）の整備及び管理運営
- 二 前号に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営
- 三 し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号に置く。

第二章 組合の議会

(組合議会の設置)

第五条 組合に組合議会を置く。

(議員の定数)

第六条 組合議会の議員の定数は二十三人とし、関係特別区の定数は各一人とする。

(組合議会の議員)

第七条 組合議会の議員は、関係特別区の議会の議長職にある者をもって充てる。

2 議長職にある者が欠けたときは、副議長職にある者をもって充てる。

(議員の任期)

第八条 組合議会の議員の任期は、関係特別区の議会の議長の任期による。

2 前条第二項の規定により副議長職にある者が組合議会の議員となる場合の任期は、関係特別区の議会の副議長の任期による。

第三章 組合の執行機関

(管理者等の設置等)

第九条 組合に管理者一人及び副管理者二人を置く。

2 管理者は、関係特別区の区長のうちから互選する。

3 副管理者は、関係特別区の区長及び知識経験を有する者のうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。

(管理者等の任期等)

第十条 管理者及び副管理者の任期は、二年とする。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。

4 前条第一項及び前項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

5 前項の職員は、管理者が任免する。

(常勤の特別職)

第十一条 知識経験を有する者のうちから選任される副管理者は、これを常勤とする。

(評議会)

第十二条 組合に評議会を置く。

- 2 評議会は、管理者及び副管理者である関係特別区の区長を除いた関係特別区の区長をもって構成する。
- 3 評議会は、組合議会に提案すべき議案その他組合の運営に係る重要事項について審議する。

(監査委員の設置等)

第十三条 組合に監査委員三人を置く。

- 2 監査委員は、組合議会の議員のうちから一人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから二人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、二年とする。ただし、組合議会の議員のうちから選任される者にあつては組合議会の議員の任期とする。

(監査委員の事務局の設置等)

第十四条 監査委員に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置き、その定数は条例で定める。
- 3 前項に定める事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員が任免する。

第四章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第十五条 組合に必要な経費は、関係特別区の出金、手数料その他の組合の収入をもって充てる。

(分担金の決定)

第十六条 前条に規定する分担金の額は、組合議会の議決を経て管理者が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 第三条第一号の事務については、平成十七年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。

附 則 (平成十七年四月二十八日)

この規約は、平成十七年六月二十七日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十七日)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

清掃一組分掌事務（組織規則等抜粋）〈総務部総務課〉

【議決機関】

〔議会事務局〕

- ・本会議に関する事。
- ・委員会に関する事。
- ・議決事件の処理及び報告に関する事。
- ・会議録に関する事。
- ・議案の調査及び立案に関する事。
- ・陳情、請願等の受理及び処理に関する事。

【執行機関】

〔総務部〕

〈総務課〉

- ・議会に関する事。
- ・評議会及び経営委員会に関する事。
- ・清掃協議会及び各区との連絡調整に関する事。
- ・庁内管理に関する事。
- ・災害対策に関する事。
- ・秘書事務に関する事。
- ・組合の組織に関する事。
- ・出資団体に関する事。
- ・公益通報者保護に関する事。
- ・中間処理施設等の電気保安その他電気事業法に関する事。
- ・広報及び広聴に関する事。
- ・施設見学等の連絡調整に関する事。
- ・報道機関との連絡調整に関する事。
- ・基本的人権の擁護の推進及び啓発に関する事。
- ・条例、規則及び訓令並びに特命による文書の立案に関する事。
- ・事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。
- ・文書の審査及び公印の管守に関する事。
- ・訴訟、和解及び行政不服申立てに関する事。
- ・情報公開及び個人情報保護審査会、個人情報保護審議会に関する事。

〈企画室〉

- ・組合の事業の総合的な企画及び実施に係る調整に関する事。
- ・安定的な廃棄物処理に係る運営体制の構築に関する事。
- ・組合の経営改革施策の実施及び経営評価に関する事。
- ・調査及び統計に関する事。
- ・一般廃棄物処理計画及び循環型社会形成推進地域計画に関する事。
- ・情報処理システムに係る整備計画、運用及び指導に関する事。
- ・データ通信ネットワークの運用及び管理に関する事。
- ・情報セキュリティ対策に関する事。
- ・東京23区廃棄物情報管理システムに係る企画、立案及び指導に関する事。

〈職員課〉

- ・職員の安全管理、健康管理及び衛生管理に関する事。
- ・組合安全衛生委員会及び本庁衛生委員会に関する事。
- ・職員の福利厚生に関する事。
- ・職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関する事。
- ・職員の給与、諸手当及び旅費に関する事。
- ・職員の定数管理に関する事。
- ・職員団体（労働組合）に関する事。
- ・職員の勤務時間等勤務条件に関する事。
- ・研修計画の策定及び実施に関する事。
- ・人材育成計画に関する事。
- ・派遣元等との連絡調整に関する事。

〈財政課〉

- ・財政の計画及び調査に関する事。
- ・予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- ・組合債及び一時借入金に関する事。
- ・事業に係る原価計算に関する事。
- ・予算の管理及び財政運営に関する事。

〈契約管財課〉

- ・物品の購買、工事、修繕その他請負契約に関する事。
- ・財産管理の総合調整に関する事。
- ・財産価格審議会の運営に関する事。
- ・物品の購買、工事、修繕及びその他請負契約に係る検査に関する事。
- ・庁用自動車の管理及び配車に関する事。
- ・事業用地等の取得に関する事。
- ・事業用地等の取得に係る物件等の移転及び損失補償に関する事。

〈事業調整課〉

- ・清掃協議会（清掃協議会兼務）に係る事務に関する事。
- ・清掃事業月報、年報等に関する事。
- ・各種会議体（部課長会等）の運営に関する事。
- ・ごみ・し尿収集作業計画に関する事。
- ・適正処理困難物等の対策に関する事。
- ・車両架装整備研修に関する事。

〔清掃事業国際協力室〕

- ・国際協力室の運営に関する事。
- ・広報及び広聴に関する事（国際協力に関する事に限る。）。)
- ・清掃技術の情報の発信及び収集に関する事。

〔清掃技術訓練センター〕

- ・センターの管理及び運営に関する事。
- ・職員研修における清掃技術訓練の実施に関する事。
- ・清掃技術資料の収集に関する事。

〔施設管理部〕

<管 理 課>

- ・ 中間処理施設等の管理運営及び連絡調整に関する事。
- ・ 運営協議会等に関する事。
- ・ 廃棄物の搬入計画及び焼却計画の策定に関する事。
- ・ 廃棄物の搬入調整に関する事。
- ・ 焼却残灰等の搬出計画に関する事。
- ・ 廃棄物の受入れに係る調査及び指導に関する事。
- ・ 産業廃棄物の搬入承認に関する事。
- ・ 持込みごみ等の処理手数料に関する事。
- ・ 持込みごみ等の処理手数料の債権管理、収納促進及び滞納整理に関する事。
- ・ 持込承認に関する事。

<技 術 課>

- ・ 中間処理施設等の技術的標準化及び指導に関する事。
- ・ 中間処理施設等の技術的資料の収集及び分析に関する事。
- ・ 中間処理施設等の保安対策に関する事。
- ・ ISO14001の認証取得及び維持更新に関する事。
- ・ 管路システムの運営状況に関する事。
- ・ 工事等の設計及び監督に必要な基準の整備及び技術調査に関する事。
- ・ 工事等の計画調整及び促進に関する事。
- ・ 工事等の起工及びしゅん工に関する事。
- ・ 工事台帳に関する事。
- ・ 工事等に係る施設引継ぎに関する事。
- ・ 発電施設及び電気施設の管理運営及び連絡調整に関する事。
- ・ エネルギー売払の計画及び実施に関する事。
- ・ 電気保安に係る連絡調整に関する事。
- ・ エネルギーの有効利用に関する事。
- ・ 電波障害対策に係る連絡調整に関する事。
- ・ 中間処理施設に搬入される廃棄物の性状調査に関する事。
- ・ 中間処理施設等の公害防止に係る資料の収集、分析及び統計調査に関する事。
- ・ 中間処理施設等の公害防止に係る技術改善、技術開発及び技術的指導に関する事。
- ・ 中間処理施設等の薬剤購入等に関する事。

<施 設 課>

- ・ 清掃工場の運転管理等業務委託等の管理に関する事。
- ・ 清掃工場の運転管理等業務委託等の実施に係る連絡調整に関する事。
- ・ 清掃工場の補修に係る計画及び実施に関する事。
- ・ 清掃工場の施設整備に係る計画及び実施に関する事。
- ・ 清掃工場の維持管理及び技術改善に関する事。
- ・ 清掃工場の適正な施設管理、設計、積算、工事監督及び整備に係る技術管理指導等に関する事。
- ・ 溶融処理施設の補修に係る計画及び実施に関する事。

- ・ 溶融処理施設の運転管理等業務委託等の管理に関する事。
- ・ 溶融処理施設等の技術的資料の収集及び分析に関する事。
- ・ スラグの有効利用及び販売促進に関する事。
- ・ 中間処理施設等（清掃工場及び中防灰溶融施設を除く。）の補修に係る計画及び実施に関する事。
- ・ 中間処理施設等（清掃工場及び中防灰溶融施設を除く。）の運転管理業務委託等の管理に関する事。

〔清掃工場等〕

19清掃工場、中防処理施設管理事務所が本庁行政機関として設置されている。各出先機関の所掌事務は次のとおりである。

<清 掃 工 場>

- ・ 廃棄物の焼却に関する事。
- ・ 公害防止の総括及び施設の公開に関する事。
- ・ 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- ・ 技術統計及び分析測定に関する事。
- ・ 発電及び熱管理に関する事。
- ・ 施設及び設備機器の維持管理及び補修工作に関する事。
- ・ 各種設備機器の運転に関する事。

<中防処理施設管理事務所>

- ・ 中防不燃ごみ処理センターの管理及び運営に関する事。
- ・ 粗大ごみ破碎処理施設の管理及び運営に関する事。
- ・ 破碎ごみ処理施設の管理及び運営に関する事。
- ・ 中防灰溶融施設の管理及び運営に関する事。
- ・ 揚陸施設の管理及び運営に関する事。
- ・ 中間処理残さの輸送に関する事。
- ・ 廃棄物処理手数料の徴収に関する事。

〔建設部〕

<計画推進課>

- ・ 中間処理施設の建設計画及び整備計画の進行管理に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る交付金等の申請及び精算に関すること。
- ・ 工事計画の調整及び進捗に関すること。
- ・ 工事の起工及び工事台帳の管理並びにしゅん工後の施設引継ぎに関すること。
- ・ 工事の設計照査並びに工事監督及び検査に係る連絡調整に関すること。
- ・ 中間処理施設の整備計画の策定及び推進に関すること。
- ・ 中間処理施設の整備に係る環境影響評価及び周辺地域の生活環境に及ぼす環境についての調査に関すること。
- ・ 中間処理施設に係る事業実施後の環境影響評価及び生活環境影響調査に関すること。
- ・ 中間処理施設の整備事業に係る都市計画法等の定める手続に関すること。
- ・ 中間処理施設の環境保全に係る技術情報の収集及び分析に関すること。

<建設課>

- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る実施計画、工事監理、試運転及び工事完了後における機械及び電気設備の調整に関すること。
- ・ 機種選定委員会等に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事における設計、施工及び監督に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事における設計基準書及び発注仕様書の作成、機種選定事務等に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設に係る実施設計、工事の施工及び監督並びに試運転に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設工事の積算に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設工事に伴う官公庁及び関係機関に対する諸出願及び連絡調整に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設に係る引継調整及び瑕疵判定基準の調整に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工事完了後における建築の調整に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設に係る建築工事における設計基準書及び発注仕様書の作成に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工事完了後における土木の調整に関すること。
- ・ 中間処理施設の建設の土木工事における設計基準書及び発注仕様書の作成に関すること。

〔会計室〕

- ・ 現金（基金に属する現金を含む。）の出納保管に関すること。
- ・ 有価証券（公有財産又は基金に属するもの若しくは担保物を含む。）の出納保管に関すること。
- ・ 物品の出納保管に関すること。
- ・ 決算の調製に関すること。
- ・ 指定金融機関に関すること。
- ・ 収入通知及び支出命令の審査に関すること。
- ・ 支出負担行為の確認に関すること。

〔監査事務局〕

- ・ 定期監査の実施に関すること。
- ・ 工事監査の実施に関すること。
- ・ 決算の審査に関すること。
- ・ 例月出納検査の実施に関すること。
- ・ 住民監査請求に基づく監査の実施に関すること。

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例〈施設管理部管理課〉

平成十二年四月一日条例第四十三号
改正 平成十二年九月二十六日条例第四十五号
平成十三年二月二十三日条例第八号
平成十五年十二月二十五日条例第四号
平成十九年九月二十六日条例第十号
平成十九年十二月十九日条例第十一号
平成二十三年二月二十二日条例第十号
平成二十四年四月一日条例第一号
平成二十四年六月二十七日条例第二号
平成二十四年十二月二十一日条例第六号
平成二十五年二月二十六日条例第二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 廃棄物の適正処理（第四条—第八条）
 - 第三章 廃棄物処理手数料（第九条—第十三条）
 - 第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第十四条—第十七条）
 - 第五章 雑則（第十八条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず、所に所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設（第六号に規定する運搬施設を除く。）をいう。
- 五 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
- 六 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

（処理対象廃棄物）

第三条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第一項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
- 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

第二章 廃棄物の適正処理

（一般廃棄物処理計画）

第四条 管理者は、法第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

- 2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。
- 3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理)

第五条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）で定める。

(中小企業者等の産業廃棄物)

第六条 管理者は、組合規則で定める中小企業者から排出される産業廃棄物その他処理施設で処理することが必要であると認める産業廃棄物（以下「中小企業者等の産業廃棄物」という。）を処理することができる。

2 管理者は、中小企業者等の産業廃棄物を処理する場合には、その受入れに関し必要な事項を定め、これを告示するものとする。

(受入基準)

第七条 廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第八条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

- 一 前条の受入基準に従わないとき。
- 二 その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

第三章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第九条 管理者は、廃棄物（特別区の区長が、自ら排出するものを含み、特別区の区域内において収集するものを除く。）の処理について、別表の上欄に掲げる者から同表下欄に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 管理者は、別表に掲げる廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、組合規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(手数料の減免)

第十条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第十一条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(滞納者に対する措置)

第十一条の二 管理者は、第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設への廃棄物の搬入及び運搬施設の利用を停止させることができる。

(延滞金の額及び徴収方法)

第十二条 第十一条の規定による督促をした場合においては、当該廃棄物処理手数料の金額に、第十一条第一項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（千円未満の端数があるとき、又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年十四・六パーセント（督促状に指定する期限までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項に規定する年当たりの割合は、^{じゅうごん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(延滞金額の減免)

第十三条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第十四条 法第九条の三第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提

出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

（縦覧の期間及び場所）

第十五条 管理者は、対象施設に係る生活環境影響調査をしたときは、組合規則に定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日の翌日から起算して三十日間、組合の事務所その他対象施設が所在し、又は所在することとなる特別区の事務所等管理者が必要と認める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第十六条 前条の規定により管理者が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示の日の翌日から起算して四十五日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見書を管理者に提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第十六条の二 対象施設の設置又は変更が東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第二条第五号の対象事業に当たる場合であって、同条例第五十八条に規定する環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）を知事に提出したときは、前二条に定める手続を経たものとみなす。

（関係する市町村の長との協議）

第十七条 管理者は、生活環境影響調査を実施した地域に特別区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第五章 雑則

（報告の徴収）

第十八条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を処理施設若しくは投入施設に運搬する者又は運搬施設を利用する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関し、必要な書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（技術管理者の資格）

第二十条 法第二十一条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 1 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 2 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年省令第三十五号）第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者
- 4 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（委任）

第二十一条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成四年東京都条例第四百十号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者のした処分等の行為又は管理者に対して行った申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事

務に係るものについては、管理者に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第十二条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成十二年九月二十六日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第八号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月二十五日条例第四号）

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十六日条例第十号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十九日条例第十一号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十二日条例第十号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年二月二日条例第一号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月二七日条例第二号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年十二月二十一日条例第六号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十六日条例第二号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

別表（第九条関係）平成二十五年九月三十日まで

| 手数料の徴収対象者 | | 廃棄物処理手数料 |
|--|--|--|
| 一 事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十四円五十銭 |
| 二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十四円五十銭 |
| 三 運搬施設を利用して一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物又は臨時に家庭廃棄物を排出した者 | 品川区内における土地又は建築物の占有者（占有者がない場合は管理者とする。以下同じ。） | 一キログラムにつき 二十八円五十銭 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 二十八円五十銭 |
| | 港区内及び江東区内における土地又は建築物の占有者 | 一キログラムにつき 三十二円五十銭 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 三十二円五十銭 |
| 四 運搬施設を利用して事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出した者 | | 一キログラムにつき 三十二円五十銭 |
| 五 転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十四円五十銭 |

別表（第九条関係）平成二十五年十月一日から

| 手数料の徴収対象者 | | 廃棄物処理手数料 |
|--|---|--|
| 一 事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十五円五十銭 |
| 二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十五円五十銭 |
| 三 運搬施設を利用して一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物又は臨時に家庭廃棄物を排出した者 | 品川区内における土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。） | 一キログラムにつき 三十四円五十銭 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 三十四円五十銭 |
| | 港区内及び江東区内における土地又は建築物の占有者 | 一キログラムにつき 三十六円五十銭 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 三十六円五十銭 |
| 四 運搬施設を利用して事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出した者 | | 一キログラムにつき 三十六円五十銭 |
| 五 転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に搬入した者 | | 一キログラムにつき 十五円五十銭 |

備考 一の項、二の項及び五の項の廃棄物処理手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物の量が十キログラム未満であるときは、十キログラムとする。

※ 手数料の減免体系

| 減 免 対 象 | 減 免 根 拠 | 減 免 割 合 |
|--|------------------------|-----------------------------|
| 天災を受けた者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 1 号 | 免 除 |
| 生活保護法第 11 条に掲げる保護を受けている者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 2 号 | 免 除 |
| 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 3 号 | 免 除 |
| 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 28 条第 1 項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 4 号 | 免 除 |
| 火災等の災害を受けた者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 5 号 | 減 額 (9割以内) |
| その他管理者が特別の理由があると認める者 | 条例第 10 条・規則第 14 条第 6 号 | 減 額 (5割以内) 又 是 免 除 |

※ 条例は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例」、規則は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則」である。

廃棄物処理手数料の変遷<施設管理部管理課>

| 施行年月日 | 分類区分 | | 手数料単価 | | | 徴収基準 | | 動物の死体 (1頭につき) | |
|----------|------|----|--------------------------|------------|------------|------|--|---|-------|
| | | | 収 集 | 持 込 | | 継 続 | 臨 時 | | |
| | | | | 中間処理 施設 | 最 終 処分場 | | | | |
| 12. 4. 1 | 廃棄物 | 一廃 | 家庭廃棄物 | 円/kg | 円/kg | 円/kg | 家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収 事業系については1kg から有料ごみ処理券によ り徴収 10L(54円券) 20L(108円券) 45L(243円券) 70L(378円券) | 1kgから徴収 粗大ごみは品目別に徴収 (平成10年10月1日からは 有料粗大ごみ処理券によ り徴収) A券 200円 B券 300円 | 2,600 |
| | | | 事業系 | 28.5 | 12.5 | 9.5 | | | |
| | | 産廃 | あわせ産廃 | — | — | — | | | |
| | | | 汚泥等 その他 | — | 12.5 | 9.5 | | | |
| 13. 4. 1 | 廃棄物 | 一廃 | 家庭廃棄物 | 円/kg | 円/kg | 円/kg | 同 上 | 同 上 有料粗大ごみ処理券によ り徴収 A券 200円 B券 300円 | 2,600 |
| | | | 事業系 | 28.5 | 12.5 | 9.5 | | | |
| | | 産廃 | あわせ産廃 | — | — | — | | | |
| | | | 汚泥等 その他 | — | 12.5 | 9.5 | | | |
| 16. 3. 1 | 廃棄物 | 一廃 | 家庭廃棄物 | 円/kg | 円/kg | 円/kg | 同 上 | 同 上 有料粗大ごみ処理券によ り徴収 A券 200円 B券 300円 | 2,600 |
| | | | 転居廃棄物 | — | 12.5 | — | | | |
| | | 産廃 | あわせ産廃 | — | — | — | | | |
| | | | 汚泥等 その他 | — | 12.5 | 9.5 | | | |
| 20. 4. 1 | 廃棄物 | 一廃 | 家庭廃棄物 (品川区内 は28.5) | 円/kg | 円/kg | 円/kg | 家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。 事業系については1kg から有料ごみ処理券によ り徴収 10L(61円券) 20L(122円券) 45L(274円券) 70L(427円券) | 同 上 有料粗大ごみ処理券によ り徴収 A券 200円 B券 300円 | 2,600 |
| | | | 転居廃棄物 | — | 14.5 | — | | | |
| | | 産廃 | あわせ産廃 | — | — | — | | | |
| | | | 汚泥等 その他 | — | 14.5 | 9.5 | | | |
| 25.10. 1 | 廃棄物 | 一廃 | 家庭廃棄物 (品川区内 は34.5) | 円/kg | 円/kg | 円/kg | 家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。 事業系については1kg から有料ごみ処理券によ り徴収 10L(69円券) 20L(138円券) 45L(310円券) 70L(483円券) | 同 上 有料粗大ごみ処理券によ り徴収 A券 200円 B券 300円 | 2,600 |
| | | | 転居廃棄物 | — | 15.5 | — | | | |
| | | 産廃 | あわせ産廃 | — | — | — | | | |
| | | | 汚泥等 その他 | — | 15.5 | 9.5 | | | |

- 注1 し尿手数料は昭和44年4月から平成10年6月まで無料、平成10年7月より浄化槽汚泥を除くし尿が有料化された。その後、民間し尿処理施設での全量受け入れ体制が整備されたことに伴い、平成13年4月から受け入れを行っていない。
- 2 平成8年12月から、事業系一般廃棄物が全面有料化された。
- 3 汚泥等とは、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さいである。
- 4 平成16年3月から、23区では一般廃棄物処理業者が家庭ごみである転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る)を収集運搬できるようになったため、転居廃棄物の処理手数料を新たに設けた。

平成25年度一般廃棄物処理計画〈総務部企画室〉

東京二十三区清掃一部事務組合告示第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号）第4条第1項の規定に基づき、平成25年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

平成25年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 西川 太 一 郎

- 1 施行区域 特別区全域
- 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み
 - (1) ごみ 2,917,976 トン
(日量 9,381 トン)
 - (2) し尿、浄化槽汚泥等 16,745 トン
(日量 54 トン)
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

(別表) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

| 区分 | 種別 | 処理量 | 収集区域 | 収集方法 | 運搬方法 | 処分方法 |
|----------|---|-----------------------------|--------------|-------------------------------|---|---|
| 家庭廃棄物 | 可燃ごみ (管路ごみを除く。) | 1,448,803トン (日量 4,659トン) | 特別区 全域 | 各特別区が収集する。 | 各特別区が自動車及び船舶により運搬する。 | 東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。 |
| | 不燃ごみ | 81,503トン (日量 262トン) | | | | |
| | 管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。) | 852トン (日量 2トン) | 管路ごみ 収集区域 | 原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。 | 運搬用パイプラインによる。 | |
| | 粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。) | 63,754トン (日量 205トン) | 特別区 全域 | 各特別区が収集する。 | 各特別区が自動車により運搬する。 | |
| | 転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。) | — | | | | |
| 事業系一般廃棄物 | 可燃ごみ | 1,268,892トン (日量 4,080トン) | 特別区 全域 | 事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が収集する。 | 事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が自動車及び船舶により運搬する。 | 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。 |
| | 不燃ごみ | 44,643トン (日量 144トン) | | | | |
| | 管路ごみ | 3,325トン (日量 9トン) | 管路ごみ 収集区域 | 原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。 | 運搬用パイプラインによる。 | |
| | 粗大ごみ | 6,204トン (日量 20トン) | 特別区 全域 | 事業者が自らの責任で行う。 | | |

| 区分 | 種別 | 処理量 | 収集区域 | 収集方法 | 運搬方法 | 処分方法 |
|----|---------------------|--|------|------|------|------|
| | 一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物 | 一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて各特別区が収集する。 | | | | |

(備考) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、各特別区が定める規模の事業者から排出されるもの又は各特別区が定める一事業者当たりの平均排出日量未満のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

| 区分 | 処理量 | 収集区域 | 収集方法 | 運搬方法 | 処分方法 |
|--|-----------------------|-------|--------------------------|--------------------------|---|
| し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。) | 5,355トン (日量 17トン) | 特別区全域 | 各特別区が収集する。 | 各特別区が自動車により運搬する。 | 東京二十三区清掃一部事務組合投入施設から下水道投入により処分する。きょう雑物及び処理残さは、清掃工場へ搬入し焼却処分する。 |
| 浄化槽汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥 | 11,390トン (日量 37トン) | | 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。 | 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。 | |
| 事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥 | | | 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。 | 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。 | |

平成 25 年度産業廃棄物受入計画〈総務部企画室〉

東京二十三区清掃一部事務組合告示第 6 号

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 年条例第 43 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度の東京二十三区清掃一部事務組合が処理することが必要であると認める産業廃棄物の受入計画を、次のとおり告示する。

平成 25 年 4 月 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西 川 太 一 郎

- 1 受入廃棄物の排出区域 東京都全域
- 2 受入廃棄物の種類及び受入基準 別表のとおり
- 3 受入場所 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設
- 4 受入量 年量 12,268 トン（日量 39 トン）
- 5 受入対象事業者
 - (1) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有するものであって、次に掲げる者
 - ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
 - イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
 - ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、資本の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
 - エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
 - (2) その他特に管理者が受入の必要があると認める者
- 6 一排出事業者が搬入できる廃棄物の量 月間 10,000 k g（10 t）までとする。
- 7 処理方法 中間処理後、埋立処分する。
- 8 搬入者の範囲 5 に掲げる事業者のうち管理者が搬入承認をした事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 9 搬入者の遵守事項
 - (1) 搬入できる廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
 - (2) 運搬車両は、あらかじめ届出をした車両に限る。
 - (3) 運搬中は、シート掛け等により廃棄物の飛散防止措置を講ずること。
 - (4) 処理施設の受付において産業廃棄物搬入カードを提出すること。

- (5) 検査に必要な廃棄物の抜取りに協力すること。
 (6) 処理施設（敷地を含む。）内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受け入れる産業廃棄物の種類及び受入基準

| 産業廃棄物の種類 | 受 入 基 準 | |
|----------|--|--|
| | 個 別 基 準 | 共 通 基 準 |
| 紙くず | <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、襖、障子のうち産業廃棄物（紙くず）に該当する部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ3センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。</p> | <p>1 再生利用できないものに限る。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物でないこと。</p> <p>3 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。</p> <p>(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物</p> <p>(2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬</p> <p>(3) 油分</p> <p>(4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの</p> |
| 木くず | <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの。</p> <p>破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限り。</p> <p>柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートル×奥行き50センチメートル以下のもので中空のもの。</p> <p>パレットは、縦140センチメートル×横140センチメートル×厚さ15センチメートル以下のもの。</p> | <p>4 ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受入れしない。</p> |
| 繊維くず | <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。</p> <p>排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。</p> <p>なお、畳のうち産業廃棄物（繊維くず）に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。</p> | <p>5 おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。</p> <p>6 その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。</p> |

表VI-1 清掃工場一覽〈施設管理部施設課〉

| 工場名 | 所在地 | 電話番号 | 工期 | | 敷地面積 (約㎡) | 建設費 (百万円) | 炉型式 | 設計最高 発熱量 (kJ/kg) | 規模 (炉・基數) | 焼却能力 | | 余熱利用 | | |
|-----|---------------|------------|----------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-------|---------|--------------|------------|--|
| | | | 着工 年月 | しゅんじゅん 年月 | | | | | | (t/日) | (t/年) | 発電出力 (kW) | 給熱 | |
| 光が丘 | 練馬区光が丘5-3-1 | (3977)5311 | 昭55.10 | 昭58.9 | 23,000 | 10,547 | マルチン式 | 11,300 | 300t/24H (150t×2) | 300 | 87,900 | 4,000 | 高温水 低温水 | 給熱(地域冷暖房)・旭町南地区区民館・光が丘体育館・光が丘図書館・花とみどりの相談所 |
| 大田 | 大田区京浜島3-6-1 | (3799)5311 | 昭62.3 | 平2.3 | 92,000 | 19,824 | タケマ式 HN型 | 12,600 | 600t/24H (200t×2) | 600 | 175,800 | 12,000 | - | - |
| 目黒 | 目黒区三田2-19-43 | (5704)6311 | 昭62.10 | 平3.3 | 29,000 | 17,976 | フェルント式 | 11,700 | 600t/24H (300t×2) | 600 | 175,800 | 11,000 | 高温水 | 目黒区民センター(プール・中小企業センター)・田道小学校・田道ふれあい館 |
| 有明 | 江東区有明2-3-10 | (3529)3751 | 平3.4 | 平7.12 | 24,000 | 41,695 | マルチン式 | 14,200 | 400t/24H (200t×2) | 400 | 117,200 | 5,600 | 蒸気 高温水 | 給熱(地域冷暖房)・有明スポーツセンター |
| 千歳 | 世田谷区八幡山2-7-1 | (3302)2590 | 平3.12 | 平8.3 | 17,000 | 27,311 | 川崎式 サン型 | 12,100 | 600t/24H (600t×1) | 600 | 175,800 | 12,000 | 高温水 | 千歳温水プール |
| 江戸川 | 江戸川区江戸川2-10 | (3676)4446 | 平4.12 | 平9.1 | 27,000 | 34,216 | フェルント式 | 12,100 | 600t/24H (300t×2) | 600 | 175,800 | 12,300 | 温水 | くつろぎの家 |
| 墨田 | 墨田区東墨田1-10-23 | (3613)5311 | 平6.7 | 平10.1 | 18,000 | 33,300 | デ・ロール式 | 13,000 | 600t/24H (600t×1) | 600 | 175,800 | 13,000 | 高温水 | すみだ健康ハウス・すみだスポーツ健康センター |
| 北 | 北区志茂1-2-36 | (3598)5341 | 平5.4 | 平10.3 | 19,000 | 33,403 | マルチン式 | 12,100 | 600t/24H (600t×1) | 600 | 175,800 | 11,500 | 高温水 | 元氣ぶらさ |
| 新江東 | 江東区夢の島3-1-1 | (5569)5341 | 平6.7 | 平10.9 | 61,000 | 87,931 | タケマ式 HN型 | 13,400 | 1,800t/24H (600t×3) | 1,800 | 527,400 | 50,000 | 高温水 蒸気 | 都立夢の島熱帯植物館・東京辰巳国際水泳場・東京スポーツ文化館 |
| 港 | 港区港南5-7-1 | (5479)5300 | 平7.3 | 平11.1 | 29,000 | 44,805 | マルチン式 | 13,400 | 900t/24H (300t×3) | 900 | 263,700 | 22,000 | - | - |
| 豊島 | 豊島区上池袋2-5-1 | (3910)5300 | 平7.9 | 平11.6 | 12,000 | 16,977 | 流動床炉 散気管式 | 13,400 | 400t/24H (200t×2) | 400 | 117,200 | 7,800 | 高温水 | 健康プラザがとしま |
| 渋谷 | 渋谷区東1-35-1 | (3498)5311 | 平10.4 | 平13.7 | 9,000 | 13,310 | 流動床炉 旋回流型 | 13,400 | 200t/24H (200t×1) | 200 | 58,600 | 4,200 | - | - |
| 中央 | 中央区晴海5-2-1 | (3532)5341 | 平10.4 | 平13.7 | 29,000 | 29,400 | デ・ロール式 | 13,400 | 600t/24H (300t×2) | 600 | 175,800 | 15,000 | 蒸気 | ほっとプラザがはるみ |
| 板橋 | 板橋区高島平9-48-1 | (5945)5341 | 平11.12 | 平14.11 | 44,000 | 29,828 | W+E式 ・電気式灰溶融炉付 | 12,100 | 600t/24H (300t×2) | 600 | 175,800 | 13,200 | 高温水 | 板橋特別支援学校・高島平温水プール・熱帯環境植物館・高島平ふれあい館 |
| 多摩川 | 大田区下丸2-33-1 | (3757)5383 | 平12.3 | 平15.6 | 32,000 | 15,599 | 回転ストローカ炉 ・燃料式灰溶融炉付 | 12,100 | 300t/24H (150t×2) | 300 | 87,900 | 6,400 | 高温水 | 矢口区民センター |
| 足立 | 足立区西保木4-7-1 | (3859)4475 | 平11.12 | 平17.3 | 37,000 | 28,035 | HPCC型 ・電気式灰溶融炉付 | 12,100 | 700t/24H (350t×2) | 700 | 205,100 | 16,200 | 高温水 | スイムスポーツセンター・老人会館 |
| 品川 | 品川区八潮1-4-1 | (3799)5353 | 平14.9 | 平18.3 | 47,000 | 27,500 | デ・ロール式 ・燃料式灰溶融炉付 | 12,100 | 600t/24H (300t×2) | 600 | 175,800 | 15,000 | 高温水 | 給熱(地域冷暖房) |
| 葛飾 | 葛飾区水元1-20-1 | (5660)5389 | 平15.6 | 平18.12 | 52,000 | 15,770 | 火格子焼却炉 ・電気式灰溶融炉付 | 12,100 | 500t/24H (250t×2) | 500 | 146,500 | 13,500 | 高温水 | 水元体育館・水元学び交流館 |
| 世田谷 | 世田谷区大蔵1-1-1 | (3416)5355 | 平16.7 | 平20.3 | 30,000 | 16,685 | ガス化溶融方式 ・電気式灰溶融炉付 | 12,100 | 300t/24H (150t×2) | 300 | 87,900 | 6,750 | 蒸気 | 世田谷美術館 |

注1 建設費は主体工事に要した経費である。

注2 給熱欄の高温水・低温水は、給熱媒体として循環使用している。

注3 焼却能力は、現在のごみ質を焼却した場合における能力である。

表VI-2 灰溶融施設・不燃・粗大ごみ処理施設・し尿施設〈施設管理部施設課〉

(1) 灰溶融施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 工期 | | 敷地面積※ 約 m ² | 建設費※ 百万円 | 形式 | 規模 |
|---------|--------------|------------|----------|------------|---------------------------|-------------|---------|-----------|
| | | | 着工年 月 | しゅん工年 月 | | | | |
| 板橋清掃工場 | 板橋区高島平9-48-1 | (5945)5341 | 平11.12 | 平14.11 | — | — | 電気式灰溶融炉 | 90t/日×2基 |
| 多摩川清掃工場 | 大田区下丸子2-33-1 | (3757)5383 | 平12.3 | 平15.6 | — | — | 燃料式灰溶融炉 | 30t/日×1基 |
| 足立清掃工場 | 足立区西保木間4-7-1 | (3859)4475 | 平11.12 | 平17.3 | — | — | 電気式灰溶融炉 | 65t/日×2基 |
| 品川清掃工場 | 品川区八潮1-4-1 | (3799)5353 | 平14.9 | 平18.3 | — | — | 燃料式灰溶融炉 | 90t/日×2基 |
| 葛飾清掃工場 | 葛飾区水元1-20-1 | (5660)5389 | 平15.6 | 平18.12 | — | — | 電気式灰溶融炉 | 55t/日×2基 |
| 世田谷清掃工場 | 世田谷区大蔵1-1-1 | (3416)5355 | 平16.7 | 平19.12 | — | — | 電気式灰溶融炉 | 60t/日×2基 |
| 中防灰溶融施設 | 江東区青海二丁目地先 | (3599)5310 | 平15.6 | 平18.12 | 21,000 | 18,375 | 電気式灰溶融炉 | 100t/日×4基 |

※表VI-1 清掃工場一覧参照

(2) 不燃ごみ処理施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 工期 | | 敷地面積 約 m ² | 建設費 百万円 | 形式 | 規模 |
|------------------------|-------------|------------|----------|------------|--------------------------|------------|---------|-----------|
| | | | 着工年 月 | しゅん工年 月 | | | | |
| 中防不燃ごみ処理センター 第二プラント | 江東区青海二丁目地先 | (3599)5310 | 平6.9 | 平8.10 | 68,000 | 12,050 | 横型回転衝撃式 | 48t/h×2系列 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 大田区京浜島3-7-1 | (3799)5311 | 平6.12 | 平8.11 | 46,000 | 18,700 | 縦型回転衝撃式 | 8t/h×4系列 |

(3) 粗大ごみ処理施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 工期 | | 敷地面積 約 m ² | 建設費 百万円 | 形式 | 規模 |
|------------|------------|------------|----------|------------|--------------------------|------------|---------|-----------|
| | | | 着工年 月 | しゅん工年 月 | | | | |
| 粗大ごみ破碎処理施設 | 江東区青海二丁目地先 | (3599)5310 | 昭52.12 | 昭54.6 | 33,000 | 1,650 | 縦型回転衝撃式 | 27t/h×2系列 |
| 破碎ごみ処理施設 | | | 平2.7 | 平4.7 | 5,000 | 6,400 | 流動床式 | 180t/日×1基 |

(4) し尿の下水道投入施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 工期 | | 敷地面積 約 m ² | 建設費 百万円 | 形式 | 規模 |
|---------|-------------|------------|----------|------------|--------------------------|------------|-------------------------------|--------|
| | | | 着工年 月 | しゅん工年 月 | | | | |
| 品川清掃作業所 | 品川区八潮1-4-11 | (3799)5353 | 平9.10 | 平11.1 | 7,000 | 1,821 | 希釈処理 (工場汚水処理水・ 還元水及び薬液) | 100t/日 |

表VI-3 平成24年度清掃施設見学者数〈総務部総務課〉

(単位：件、人)

| | 一般住民 | | 小・中学生 | | 高・大学生 | | 官 公 庁 報 道 ・ 議 会 | | 海 外 | | 民 間 | | 合 計 | |
|-----------------------------|-------|--------|-------|---------|-------|-------|--------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|---------|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| 中 央 | 26 | 784 | 26 | 1,329 | 0 | 0 | 11 | 207 | 10 | 242 | 6 | 138 | 79 | 2,700 |
| 港 | 11 | 219 | 17 | 857 | 0 | 0 | 5 | 60 | 17 | 264 | 4 | 57 | 54 | 1,457 |
| 北 | 15 | 288 | 19 | 717 | 1 | 12 | 2 | 47 | 1 | 40 | 2 | 16 | 40 | 1,120 |
| 品 川 | 11 | 132 | 21 | 1,014 | 1 | 37 | 34 | 638 | 15 | 179 | 3 | 37 | 85 | 2,037 |
| 目 黒 | 13 | 344 | 16 | 730 | 0 | 0 | 5 | 39 | 6 | 59 | 5 | 19 | 45 | 1,191 |
| 大 田 | 13 | 119 | 6 | 394 | 0 | 0 | 4 | 38 | 2 | 56 | 2 | 50 | 27 | 657 |
| 多摩川 | 11 | 135 | 17 | 1,285 | 2 | 31 | 2 | 21 | 8 | 183 | 2 | 73 | 42 | 1,728 |
| 世田谷 | 37 | 649 | 36 | 2,196 | 4 | 107 | 30 | 250 | 4 | 36 | 1 | 5 | 112 | 3,243 |
| 千 歳 | 18 | 391 | 17 | 1,285 | 2 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 38 | 1,751 |
| 渋 谷 | 17 | 250 | 16 | 968 | 4 | 70 | 4 | 30 | 4 | 50 | 3 | 34 | 48 | 1,402 |
| 杉 並 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豊 島 | 19 | 257 | 23 | 987 | 9 | 215 | 10 | 154 | 3 | 30 | 2 | 43 | 66 | 1,686 |
| 板 橋 | 19 | 159 | 37 | 2,056 | 4 | 43 | 6 | 116 | 5 | 87 | 2 | 23 | 73 | 2,484 |
| 練 馬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 光が丘 | 15 | 531 | 49 | 2,497 | 0 | 0 | 11 | 402 | 0 | 0 | 2 | 46 | 77 | 3,476 |
| 墨 田 | 83 | 568 | 13 | 717 | 2 | 180 | 6 | 140 | 5 | 63 | 0 | 0 | 109 | 1,668 |
| 新江東 | 31 | 513 | 127 | 9,312 | 5 | 326 | 47 | 545 | 23 | 382 | 15 | 90 | 248 | 11,168 |
| 有 明 | 17 | 196 | 116 | 8,316 | 3 | 82 | 2 | 80 | 19 | 519 | 5 | 76 | 162 | 9,269 |
| 足 立 | 9 | 457 | 21 | 1,431 | 0 | 0 | 3 | 40 | 1 | 15 | 3 | 45 | 37 | 1,988 |
| 葛 飾 | 15 | 76 | 24 | 1,095 | 1 | 15 | 9 | 66 | 1 | 10 | 0 | 0 | 50 | 1,262 |
| 江戸川 | 39 | 790 | 26 | 2,295 | 0 | 0 | 3 | 96 | 1 | 48 | 0 | 0 | 69 | 3,229 |
| 工場計 | 419 | 6,858 | 627 | 39,481 | 38 | 1,185 | 194 | 2,969 | 125 | 2,263 | 58 | 760 | 1,461 | 53,516 |
| 中防処理 施設 (埋立処分 場合む) | 116 | 2,959 | 1,014 | 37,181 | 14 | 199 | 187 | 1,751 | 78 | 1,681 | 17 | 138 | 1,426 | 43,909 |
| 合計 | 535 | 9,817 | 1,641 | 76,662 | 52 | 1,384 | 381 | 4,720 | 203 | 3,944 | 75 | 898 | 2,887 | 97,425 |
| 19年度 | 1,160 | 14,096 | 2,065 | 95,115 | 76 | 1,933 | 475 | 5,568 | 181 | 3,668 | 134 | 1,949 | 4,091 | 122,329 |
| 20年度 | 1,397 | 20,480 | 2,197 | 101,805 | 74 | 1,591 | 498 | 5,336 | 184 | 3,876 | 194 | 2,662 | 4,544 | 135,750 |
| 21年度 | 1,128 | 14,568 | 2,262 | 104,539 | 64 | 1,619 | 310 | 3,769 | 149 | 2,972 | 123 | 1,839 | 4,036 | 129,306 |
| 22年度 | 809 | 13,980 | 2,257 | 104,960 | 64 | 1,690 | 333 | 4,008 | 189 | 3,437 | 103 | 1,950 | 3,755 | 130,025 |
| 23年度 | 583 | 8,798 | 1,837 | 86,949 | 72 | 1,984 | 339 | 3,697 | 84 | 1,246 | 86 | 1,390 | 3,001 | 104,064 |

注1 「埋立処分場」は東京都環境局集計分

2 工事のため見学者を受入れていない施設(年度)は以下のとおり

・建替工事期間

世田谷(平成15～19年度)、練馬(平成22～27年度)、杉並(平成24～29年度)

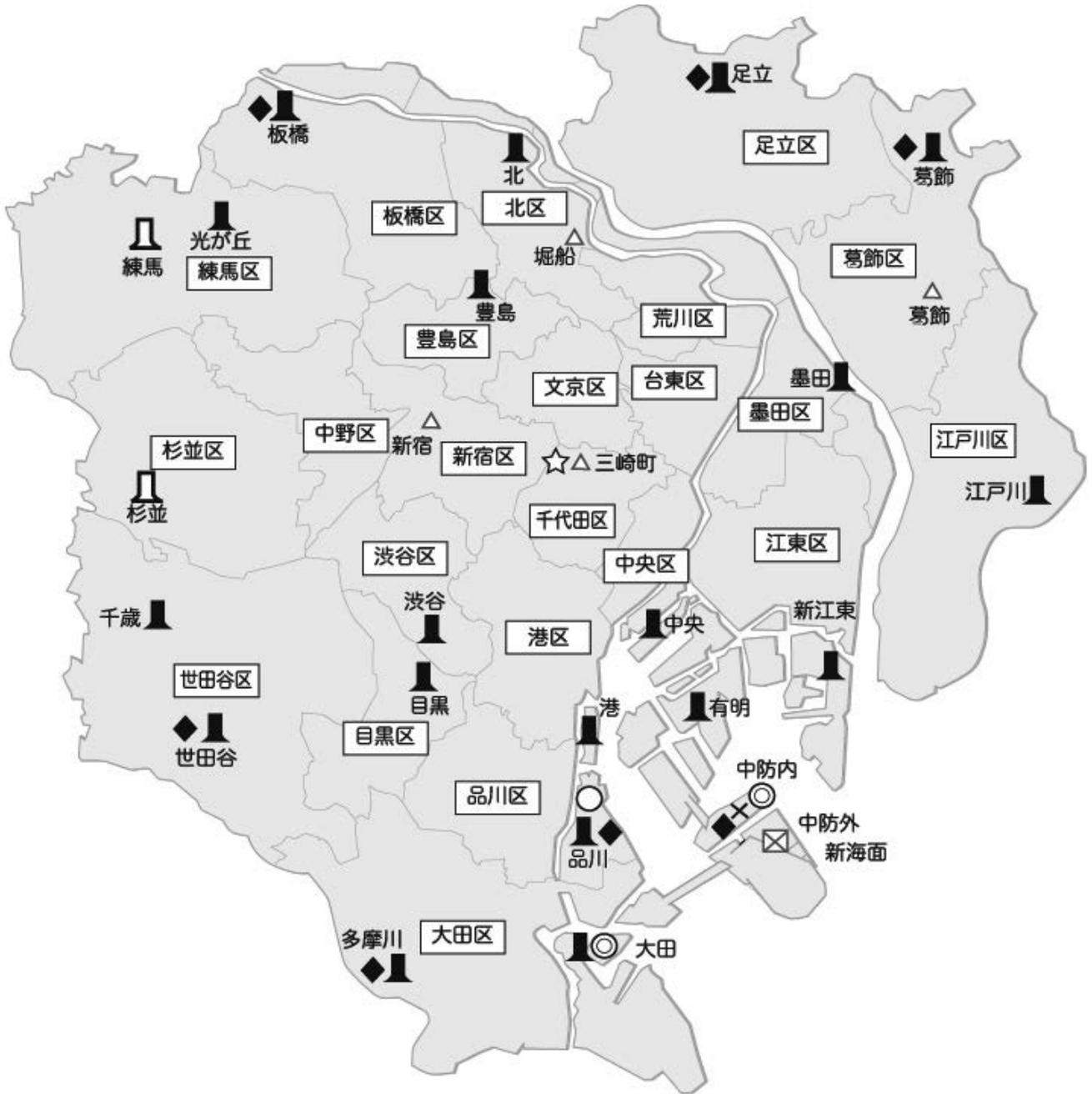
表VI-4 主な貸出し用資料〈総務部総務課〉

| | 題 名 | 媒体 | 制作年月 | 概 要 |
|---|---|------------|--------------|--|
| 1 | 23区清掃とリサイクル —なぜ必要？ ごみの減量— | 20分 ビデオ | 平成15年 2月 | 一般向け(中学生以上)。ごみ減量の必要性を理解していただくことを目的に資源・ごみの正しい分別と23区のごみの処理の流れを紹介している。冊子「23区清掃とリサイクル」の映像版として、環境学習教材として活用できる内容となっている。 |
| 2 | 23区清掃とリサイクル —実践しよう！ ごみの減量— | 20分 ビデオ | 平成15年 9月 | 一般向け(中学生以上)。区民の皆さんにごみ減量を実践していただくため、身近で具体的なごみ減量の工夫やリサイクル処理の流れを紹介している。若い世代にも、身近な生活の中のごみ問題を通じて、地球規模の環境問題を考えるきっかけとなるような内容となっている。 |
| 3 | みんなでつくろう！ 循環型社会 —次の世代の 人々のために— | 20分 ビデオ | 平成15年 10月 | 一般向け(中学生以上)。東京23区のごみ処理の流れ、清掃工場等の「循環型ごみ処理システム」の構築に向けた取組、3つのR(リデュース、リユース、リサイクル)を紹介。「循環型社会」をつくるために家庭や学校など様々な場で、実際の行動の契機につながるような内容となっている。 |
| 4 | ようこそ清掃工場へ！ | 13分 DVD | 平成20年 9月 | 清掃工場等を見学しに訪れた来場者に対し、清掃事業の概要とごみ処理の流れ、中間処理施設の役割としくみ・環境対策、循環型社会へ向けた取組についてわかりやすく解説する。小学校4年生以上を対象とし、日本語、日本語手話通訳付き、英語、中国語、韓国語の5パターンを1枚に収録している。 |
| 5 | 清掃事業の歴史 —東京ごみ処理 の変遷— | 展示 パネル | 平成22年 3月 | 江戸時代から現在までのごみ処理方法の変遷や、清掃事業に関わる事件等を、当時の写真を使って解説している。(A1サイズ全25枚) |

東京二十三区清掃一部事務組合事業史年表〈総務部企画室〉

| 年 | 事 項 |
|------------------|--|
| 平成12年 (2000年) | (4月)東京都が行ってきた清掃事業が23区に移管される 東京二十三区清掃一部事務組合発足(議会、管理者及び事務局として4部14課、17清掃工場、中防処理施設管理事務所、収入役室、議会事務局、監査事務局より構成) ※ 東京二十三区清掃協議会発足 東京都から可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入にかかる事業を引継ぐ 「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第54号)」(同条例施行規則平成12年規則第54号)公布、施行 「一般廃棄物処理基本計画－循環型ごみ処理システムを構築するために」策定 |
| 平成13年 (2001年) | (4月)事業系し尿受入れ廃止 余剰電力の売却に初の入札を行う (6月)焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針を策定 (8月)中央清掃工場、渋谷清掃工場本稼働 (10月)一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示 (11月)大井、葛飾清掃工場更新事業に係る環境影響評価書案(見解書)の住民説明会 東京都の依頼を受けて、千歳清掃工場で肉骨粉等の焼却処理開始 |
| 平成14年 (2002年) | (3月)大井清掃工場プラント更新のため停止 (9月)世田谷清掃工場が建替え、葛飾清掃工場がプラント更新のため停止 (12月)板橋清掃工場本稼働 |
| 平成15年 (2003年) | (7月)多摩川清掃工場本稼働 (8月)一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示 (11月)区長会総会で「平成18年度4月以降も当分の間、一部事務組合による共同処理を行うことが望ましい」と確認される |
| 平成16年 (2004年) | (4月)大井清掃作業所民間委託開始 計画推進部、建設部を施設建設部に統合し、3部13課とする (10月)板橋清掃工場の壁面緑化が「壁面・特殊緑化大賞(環境大臣賞)」を受賞 |
| 平成17年 (2005年) | (3月)足立清掃工場本稼働(新設炉のうち1炉は平成14年9月より稼働) (4月)総務部財政課、契約管財課を経理課に、施設建設部管理課、計画推進課を管理課に統合し、3部11課とする |
| 平成18年 (2006年) | (1月)「経営計画」・「経営改革プラン」・「一般廃棄物処理基本計画」策定 (3月)品川清掃工場本稼働 (4月)清掃協議会の見直しに伴い事業調整課を総務部に新設、施設建設部建設第一課・第二課を建設課に統合、事業移管に伴い施設管理部工務課を廃止し、3部10課とする (7月)品川清掃工場に廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴うモデル収集ごみの搬入を開始(18～20年度にかけて各区のモデル収集や本格実施に合わせて各工場で廃プラ混合可燃ごみ搬入開始及び実証確認実施) (12月)葛飾清掃工場、中防灰溶融施設本稼働 |
| 平成19年 (2007年) | (4月)地方自治法改正に伴い、収入役及び副収入役を廃止し、会計管理者を新設、収入役室を会計室に組織改正、施設建設部計画推進課を新設、建設調整課を建設課に統合し、3部10課とする (12月)溶融処理技術対策室を設置 |
| 平成20年 (2008年) | (1月)大田清掃工場第二工場が建替えのため停止 (3月)世田谷清掃工場本稼働 (4月)廃棄物処理手数料の値上げ 12.5円/kg→14.5円/kg (10月)清掃技術訓練センターを設置 |
| 平成21年 (2009年) | (3月)廃プラスチックのサーマルリサイクル本格実施 (4月)総務部経理課を財政課、契約管財課に分割、施設管理部施設課を新設し、3部12課(室)とする 「経営改革プラン2009」策定 ごみ質、ごみ量の変化に伴い中防不燃ごみ処理センター第一プラント休止 |
| 平成22年 (2010年) | (2月)「一般廃棄物処理基本計画」改定 練馬清掃工場が建替えのため停止 (4月)溶融処理技術対策室を廃止、施設建設部を建設部に組織改正 |
| 平成23年 (2011年) | (4月)清掃事業国際協力室を新設 |
| 平成24年 (2012年) | (2月)杉並清掃工場が建替えのため停止 |

東京二十三区清掃一部事務組合施設配置図（平成25年4月現在）〈総務部企画室〉



| | | | |
|----|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 凡例 | ㊦ 清掃工場（可燃）……19 | ㊧ 清掃工場（建替中）……2 | × 粗大ごみ破碎処理施設…1 破碎ごみ処理施設 |
| | ○ 清掃作業所（し尿）…1 | ◎ 不燃ごみ処理センター…2 | ◆ 灰溶融施設……………7 |
| | △中継所（不燃）[所在区所管] | ☒ 埋立処分場 [東京都所管] | ☆飯田橋本庁舎 |

事業概要

平成 25 年版

| |
|-------|
| 印刷物登録 |
|-------|

| |
|-------------|
| 平成25年度 第16号 |
|-------------|

平成25年7月発行

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合
総務部企画室
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館14階
電話 03(6238)0624

ホームページアドレス <http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>